

2020 年連合長野・県政への要求と提言

産別・地域協議会の意見と要望

県庁各部（局）の回答対照表

日本労働組合総連合会長野県連合会

2021 年 3 月

内容

1. 労働行政の充実と強化	5	3. 将来を担う人材育成の充実・強化	20
(1)「就業促進・働き方改革」の推進.....	5	(1)工業高校専攻科の拡充.....	20
(2)時間外労働縮減・年次有給休暇取得促進	6	(2)人材育成の強化.....	20
(3)最低賃金の周知・遵守徹底	8	(3)就労支援と職業訓練との連携強化	22
(4)安全衛生対策の充実・強化	8	4、ものづくりを支える産業政策の推進	23
(5)ハラスメント防止の徹底.....	9	(1)サプライチェーンの推進.....	23
(6)県労働行政の充実・強化.....	10	(2)ものづくり産業振興の推進	23
(7)公契約条例の制定による公契約の適正化	10	(3)中小企業への支援・助成の創設	24
(8)公正な労働条件の確保.....	10	(4)自然エネルギーを活用した企業誘致・支援	25
(9)労働者融資制度	12	(5)南信州・飯田産業センターの充実.....	25
2. 良質な雇用の確保.....	13	(6)環境保全対策の推進	26
(1)雇用維持・就労対策の確保	13	5、切れ目のない医療体制の構築	26
(2)非正規労働者の正規雇用化対策	15	(1)地域医療の重要性と役割	26
(3)若年者の良質な雇用促進	15	(2)公立・公的医療機関の収益悪化に対する支援	27
(4)障がい者の雇用拡大	17	(3)県独自の新型コロナウイルス感染症予防対策の構築	28
(5)外国人雇用について	18	(4)新型コロナウイルス感染症予防対策の強化.....	28
I. 外国人技能実習制度の適法な運用.....	18	(5)新型コロナ感染症予防に向けた今後の対策.....	28
		(6)地域医療構想.....	29

(7) 県立病院の維持	29
(8) 医療従事者の確保と労働環境改善の推進.....	30
(9) 保健師・看護師対策.....	30
(10) 公立病院への産科設置.....	31
(11) 保健福祉事務所及び環境保全研究所の人員体制整備と応援体制の構築	31
6、誰にでも居場所と出番のある福祉政策の推進	32
(1) 福祉従事者の労働環境改善.....	32
(2) 福祉サービス向上に向けた体制整備.....	32
(3) 高齢者・生活困窮者などに対する相談支援の周知	32
(4) 介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善	32
(5) フードバンクの現状課題の解決と普及促進	33
(6) 高齢者運転免許証返納に係る対策.....	35
(7) ゲートキーパーの配置.....	35
7、総合的な防災・減災体制の構築.....	36
(1) 想定される地震災害の対応	36
(2) 防災体制の整備	36
(3) 地域防災力の強化、体制整備.....	38
(3) 地域防災力の強化、体制整備.....	39
(4) 県防災ヘリの運行について	39

(5) ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進.....	40
8、安心・安全なまちづくりの推進	40
(1) 住宅政策の充実・強化.....	40
(2) 地方道の整備	41
(3) 交通ルールとマナー遵守の推進	41
(4) 通学路の安全確保.....	42
9、「学びの改革」と職業教育の強化	42
(1) 奨学金返還支援制度などの拡充	42
(2) 学校司書の適正配置	42
(3) 若年者のSNS利用対策	43
(4) 若年者への公民教科の充実.....	43
(5) 教職員体制の充実.....	43
(6) 地元進学と地元就職の支援.....	45
(7) 中等教育における産業教育設備予算の拡充	45
(8) 休校に伴う授業の対応	46
(9) 休校に伴うスクールカウンセラー等の充実.....	47
(10) 学び改革の推進	47
(11) 複合施設整備の推進	48
(12) PTA活動の在り方	48

(13) 定時制高校 ICT 教育の充実	49
1 0、相互理解の促進による「共生」社会の実現	49
(1) 悪質クレーム(迷惑行為)対策の強化	49
(2) 感染拡大に伴う正しい情報の発信	50
(2) 感染拡大に伴う正しい情報の発信	50
(3) 新型コロナウイルス感染症等対策条例の運用	50
1 1、子育て支援の充実・強化	51
(1) 仕事と家庭の両立支援保育環境整備	51
(2) 子供の貧困対策	51
(3) 学童保育の充実	51
(4) 病児・病後児・体調不良時の保育の拡充	52
(5) 企業内託児所の推進	52
(6) 仕事と子育ての充実	52
1 2、感動を呼び起こす観光政策の推進	52
(1) 需要急減の影響を受けた産業への支援	52
(2) 緊急事態時における経済対策の構築	53
(3) 観光産業への支援対策	54
(4) 観光施設整備への予算措置と助成	54
(5) 地場産業の推進	54
1 3、活力ある地域づくりの推進	55

(1) 県内への移住施策の推進	55
(2) 地域振興の推進	56
1 4、農業の農業基盤整備の強化充実	56
(1) 遊休農地活用の推進	56
(2) 地産地消の推進	56
(3) 地産地消の推進とさらなる食育の充実	56
(4) 食料自給率の向上と農業の産業基盤強化・育成、食の安全	58
(5) 第3期長野県食と農業農村振興計画」の実行	60
(6) CSF(豚熱)の感染拡大防止対策	60
(7) 農業の安定化対策	61
(8) 県農政部署の再編に伴う検証	61
1 5、林業の産業基盤整備の強化充実	61
(1) 公共施設等の木造化の推進	61
(2) 林業事業体育成の充実	63
(3) 森林環境税及び森林環境譲与税の適正な運用	64
(4) 林業労働者の労働安全規則改正への対応	65
(5) 新型コロナウイルス感染拡大により林業労働者の雇用対策	66
1 6、地域公共交通の維持・発展	67
(1) 地域公共交通機関の確保・維持対策	67
1 7、リニア中央新幹線への対応の強化	68

(1)リニアバレー構想実現に向けた継続的な支援	68	19、地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備	70
(2)リニア中央新幹線の開通に向けた周辺地域の整備	68	(1)議会改革の拡充	70
(3)リニア新幹線工期内竣工の推進.....	69	(2)若年層の投票促進.....	71
(4)リニア新幹線建設促進.....	69	(2)若年層の投票促進.....	71
18. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し	69	20、地方分権改革の推進	72
(1)男女共同参画施策.....	69	(1)「しあわせ信州創造プラン2.0」の実効性	72
(2)男女共同参画の改善.....	69	(1)「しあわせ信州創造プラン 2.0」の実効性.....	73
(2)男女共同参画の改善.....	70	21. 地方行財政の確立	73
		(1)マイナンバー制度の充実	73

No.	要請内容	対応部局
1	1. 労働行政の充実と強化	産業労働部
2	(1)「就業促進・働き方改革」の推進 I.「就業促進・働き方改革戦略会議」の充実 働き方改革については、3年目となった「県就業促進・働き方改革戦略会議」において、「取組方針」の策定、共同宣言の発表など、就業促進面に比重が置かれている点是否めないものの、前進には一定の評価をしたい。今後もさらに、産業の高度化、県内中小企業の付加価値の増大、県内労働者の雇用・所得・生活時間の確保にむけた合意形成と取組みが進められることに期待するところです。 ① しかしながら「産業別」、「地域別」の会議についても、産業、地域には若干温度差もみられます。今後も「会議」を継続し、一層、産業と地域で働く労働者や県民の声を踏まえた実効性のある取組みを進められたい。	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020年12月28日） 「長野県就業促進・働き方改革戦略会議（以下、戦略会議）」では、令和2年3月に取りまとめたアクションプランのフォローアップを行うこととしており、必要に応じ幹事会等を開催し、情報共有などを図ってまいります。 「産業分野別会議」、「地域会議」については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、各会議の状況に応じて開催いただくこととしていますが、今後の戦略会議のあり方については、構成団体の皆様と検討を進めてまいりたいと考えています。
3	II. 法改正による取組みの進捗状況 本年度は働き方改革関連法の施行期日が到来し、①長時間労働規制の中小企業への適用（4月）、②大企業と派遣事業に対する「同一労働同一賃金」の適用（4月）、③労働施策総合推進法によるパワーハラスメントに対する事業主の措置義務の施行（6月）がそれぞれ適用となり、労働局においても説明会の開催等が予定されている。 ついては、県としては、現時点で労政事務所における労働相談等でどのような問題が発生しているのか。また、県として法改正、施行に伴い周知等についてどのような取組みを実施・予定されているのか。お伺いしたい。	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020年12月28日） ○ 令和2年12月末時点で、1,684件の労働相談が寄せられており、そのうち①「労働時間、休日・休暇」については244件、②「賃金」については258件、③「パワーハラスメント」については109件となっております。 ○ 主な相談内容としては、①残業代の未払や長時間労働の恒常化、②対象者等の法律の内容や賃金引き上げ、③相談先や役員からのパワハラへの対応方法 などといった相談がこれまでに寄せられております。 ○ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連の相談が増加していますが、令和元年度までは、労働時間やパワハラに関する相談が増加傾向にあったことから、働き方改革関連法の成立以降、長時間労働やハラスメント等の労働問題に対する関心や問題意識が高まっていることが推察されます。 ○ 引き続き労務管理改善リーダー研修や地区労働フォーラム等の労働教育講座、職場環境改善アドバイザーによる企業訪問等により、労使双方に対して法律・制度の更なる周知を図ってまいります。
4	III. 働き方改革の検証 今年度創設されたAI・IoT等、先端ツールを導入する為の補助制度について、1年を通じてどれだけの申請があったかお示しいただきたい。その上で、今後も補助金による働き方改革の業務改善にどのような影響があったか等を取りまとめ、各年度末に開示して頂きたい。	産業労働部_産業立地・経営支援課中小企業支援係（2020年12月28日） AI・IoT等の先端技術を活用して生産性向上を図る事業者に対して技術導入経費を補助しており、本年度は12事業者を採択しています。 本事業は、AI・IoT、ロボティクス等先端技術の県内中小企業等への利活用を促進し、省力化、生産性の向上を目的とした事業のため、現時点で働き方改革についての評価を前提とした考察等は行っておりません。 産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020年12月28日） 企業の積極的な働き方改革の取組を促進するためには、「働き方改革は生産性の向上につながる」という考え方の普及は重要な視点と捉えています。また、既に取組みを進め、効果があった身近な事例は、これから取り組む企業にとって大変参考になるものと考えます。 県では、職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、柔軟な働き方制度の導入支援等を実施していると

		ころですが、そうした機会をとらえ、県内の先進事例の紹介を行うなど情報提供を行い、企業の積極的な取り組みを促進してまいります。												
5	Ⅳ.働き方改革の新たな取り組み これからの人口減少、少子・高齢化時代を迎えるにあたり、出生数を増やしていく取り組みが欠かせません。女性が仕事を続けながら育児をするため、また、男性の育児への関与を高めるための施策の展開をお願いします。 「働き方改革」による総労働時間の短縮は、前述のような家庭に関わる時間を生み出すことも期待できます。AI・IoT等の業務効率化を県庁のような職場で導入し、モデル事例として県内の事業所、自治体等へ普及促進を図る取り組みを検討されたい。	企画振興部_情報政策課情報システム係（2020年12月28日） 県では、先端技術を最大限活用し、業務の省力化を図っていくことと合わせて、職員が、クリエイティブな仕事、新たな課題に対応することができるようにすることにより、より質の高い行政サービスを提供していくことを目指して、平成27年度から、「スマート県庁推進事業」として、ICTを活用したしごと改革（多様な働き方の実現、業務の生産性の向上）に取り組んできました。 これまでの主な取組は、以下のとおりです。 ・一般事務用パソコンを持運びに適したモバイル型へ段階的に更新し、テレワーク、ペーパーレス化を推進 ・RPAによる業務自動化の推進（令和元年度30業務にRPA導入） 今年度は、令和4年7月の更新に向け、現在、スマート県庁の基盤となる情報システムの検討を行っており、時間・場所にとらわれない柔軟な働き方の実現、業務効率化・ペーパーレス化の推進などが可能となるような方向性で情報システムを構築してまいりたいと考えています。 また、本年度策定した県DX戦略に基づき、「スマート自治体推進プロジェクト」として、クラウドサービスの活用を視野に入れた行政事務の新たなデジタル化を市町村と共同で進めてまいりたいと考えています。 産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020年12月28日） 仕事と家庭の両立に向けた職場環境整備のため、職場環境改善アドバイザーが企業に対して短時間正社員や在宅勤務などの柔軟な勤務制度の導入等の働きかけを行うとともに、社会保険労務士等の専門家による制度導入支援を行っています。（H25～） ○ 多様な働き方普及促進事業実績（人数） <table><tr><td></td><td>令和2年12月1日実績</td><td>令和2年度末（目標）</td></tr><tr><td>アドバンス認証</td><td>3,020人 ※138社（うち更新74社）</td><td>156社</td></tr><tr><td>多様な働き方制度導入</td><td>270社（296制度、29,753人）</td><td>340社</td></tr><tr><td>社員の子育て応援宣言</td><td>148,744人（1,372事業所）</td><td>1,500事業所</td></tr></table> （令和2年12月1日現在） ※アドバンス認証申請時に「多様な働き方導入（C）」の項目で報告があった人数		令和2年12月1日実績	令和2年度末（目標）	アドバンス認証	3,020人 ※138社（うち更新74社）	156社	多様な働き方制度導入	270社（296制度、29,753人）	340社	社員の子育て応援宣言	148,744人（1,372事業所）	1,500事業所
	令和2年12月1日実績	令和2年度末（目標）												
アドバンス認証	3,020人 ※138社（うち更新74社）	156社												
多様な働き方制度導入	270社（296制度、29,753人）	340社												
社員の子育て応援宣言	148,744人（1,372事業所）	1,500事業所												
6	（2）時間外労働縮減・年次有給休暇取得促進 Ⅰ.36協定の締結促進 36協定の締結促進に関して労働局を中心に周知活動を展開している他、県内4ヶ所の労政事務所の主催で労働フォーラムや労務管理改善リーダー研修会などを開催されているようですが、受講者数を拝見する限り限定的であることは否めず、このレベルの取り組みでは「36協定を締結しない限り時間外労働は出来ない」との周知が進みません。 よって長野県として労働局と連携され、次の2点について取り組みをお願い致します。 ① 先ず長野県の企業においてどの位の率で36協定	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020年12月28日） ① 36協定締結状況に関する調査について 「就業規則」、「時間外・休日労働協定（36協定）」については、管轄する労働基準監督署が企業への監督・指導等を行っているところですが、県では、その重要性に鑑み、県内企業への周知・啓発を行ってまいります。 ② 適切な内容による36協定の締結促進について 令和元年5月24日「令和元年信州「働き方改革」共同宣言」を実施し、宣言内容を掲載したポスターを作成・配布し、浸透を図ったほか、「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」において令和2年3月に策定した「アクションプラン」に「時間外・休日労働の縮減に向けた取組の継続的な働きかけ」を項目として定め、適正な36協定の締結について、労働局と連携して、労使・関係団体協力のもと取組を進めてまいります。												

	が締結されているのかを把握しない限り締結率のUPを図る取り組みにはつながらないので先ず就業規則の届け出がされているであろう10人以上規模の企業を明らかにされ、明らかになった10人以上規模の企業に対して36協定の締結の有無と締結している過半数代表者の選出方法や選出されている代表者の身分に関する調査を実施されたい。 ② 前述の調査結果も踏まえつつ、当面、就業規則の届け出のある企業のみでも構わないので適切な内容にて36協定の締結を図ることを促して頂きたい。	【長野県就業促進・働き方改革戦略会議 アクションプラン】 取組の方向性1 関係機関が連携した働き方改革の企業への浸透〈個別課題への対応〉 「時間外・休日労働の縮減に向けた取組の継続的な働きかけ」 (省略) ○ 適正な36協定の締結について、労働基準監督署が企業を指導するとともに、経済団体、労働団体、労働局、県が連携して周知や呼びかけを行う。 【職場いきいきアドバンスカンパニー認証について】 令和3年度に改正を予定している「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」の基準要件に、「36協定の締結」を追加することを検討しています。
7	II. 36協定締結の周知徹底 2020年4月1日からは昨年までの大企業だけでなく、中小企業へも導入されている「働き方改革」だが、県内企業でサブロク協定の締結率が低いことについて、県として更なる改善策を検討いただきたい。残念ながら「サブロク協定を結ばないと残業をさせてはならない」という事を知らない中小企業経営者もいるようで、悪気が無いまま経営者が法律違反をしていることも疑われる。 ① 労働者の長時間労働を無くし、残業時間の上限規制に繋げ、労働者の「ワーク・ライフ・バランス」の充実になるよう、締結の「周知」と言わず、「条例」レベルのような強いもので県からもサブロク協定締結を浸透させていただきたい。 ② 「周知」や「呼びかけ」程度では締結率上昇の見込みが少ないと感じる。割増賃金さえ支払っていれば良いというのではなく、企業で働く雇用者・労働者としての立場を守る取り組みとして県にも捉えていただきたい。 ③ また、条例制定までの期間の対策として、県と就業促進・働き方改革戦略会議などとも連携し、年度毎に締結目標値を定め、複数年度にわたって締結率の開示と対応策について検討されたい。	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020年12月28日） 長時間労働の是正などにより労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは県としても重要と認識しており、労働教育講座等で経営者及び労働者に対してアプローチすることでその実現を図ってまいります。 具体的には企業の経営者や労務管理者に対する労務管理改善リーダー研修会等のみならず、これから社会人となる若者等に対しても新社会人ワーキングセミナー等の機会を通じて36協定についての知識をつけてもらい、36協定締結の必要性を周知してまいります。 また、令和元年5月24日「令和元年信州「働き方改革」共同宣言」を実施し、宣言内容を掲載したポスターを作成して関係機関に配布することで浸透を図ったほか、「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」において令和2年3月に策定した「アクションプラン」に「時間外・休日労働の縮減に向けた取組の継続的な働きかけ」を項目として定め、適正な36協定の締結促進について、労働局と連携し、労使・関係団体協力のもと取組を進めてまいります。
8	III. 年次有給休暇の取得促進 時間外労働を減らし、年次有給休暇5日の取得が義務化されたことで、限られた時間の中で業務遂行を行う必要性が一層クローズアップされてきます。またそうした環境下にあって昨年度では年休5日の取得に至らなかったとの声も耳に入ってきます。 それぞれの目標を達成していくためには、具体的な業務改善策が並行して進められることが前提となってお	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020年12月28日） 県では、経済団体、労働団体等と連携し、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進などに取り組むとともに、アドバイザーの企業訪問により、在宅勤務や年次有給休暇の時間単位取得など柔軟な働き方制度の導入支援を行い、企業の働き方改革を進めてきました。 また、令和2年3月「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」において、中長期的な取組の方向性を示した「就業促進・働き方改革基本方針」と各構成団体の具体的な取組をまとめた「アクションプラン」を策定したところであり、同方針とアクションプランに基づき、働き方改革の推進に向けた取組を行ってまいります。

	り、そうした対応を進めることが真の働き方改革と言えるものと認識しています。そのためにも、これまで以上の企業への業務改善に関する働きかけや、サポート等に取り組まれない。	【職場環境改善アドバイザー】 R1 年度企業訪問数：2,588 社												
9	(3) 最低賃金の周知・遵守徹底 I. 最低賃金の周知 最低賃金を周知する活動については、関係機関へ労働局発行のリーフレットやポスターの配布の他、「労働ながの」のホームページへの掲載等により努力されているとのことですが、街角では最低賃金以下でアルバイトの募集をしているケースも散見されます。 よって長野県として労働局と連携され、次の2点について取り組みをお願い致します。 ①一層の周知を図るにはそれぞれの事業者には長野県並びに労働局名義で最低賃金が改定された旨の通知をすることで周知が進むものと思われ。 ② 最低賃金を審議する際のデータにおいて「未満率」と表される通り、労働局においては最低賃金を下回っている事業所をある程度把握されているものと推察できることから国と連携してその様な事業所に対して周知徹底により是正を促して頂きたい。	産業労働部_産業労働部労働雇用課調査情報係（2020 年 12 月 28 日） 長野労働局労働基準部監督課が、令和2年8月末に公表した「労働基準関係法令違反に係る公表事案」によりますと、直近1年間で最低賃金に関連する違反事例が6件公表されています。（いずれも、最低賃金法第四条違反※） ※ 最低賃金法第四条：使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 県としましては、上記の情報等を踏まえたうえで、今後も労働局や県の各機関と連携して、最低賃金の周知に注力してまいります。												
10	II. 若年層への最低賃金の周知 最低賃金を下回る求人も未だに見受けられます。大学生などの若年層を中心に最低賃金への理解が不足し、自身の賃金を検証できないこともその一因と考えられるため、より最低賃金の周知を図られたい。	産業労働部_												
11	III. 最低賃金の引上げ(改善) 消費税増加、物価の高騰さらにはコロナウイルス感染症による経済の低迷が続く中暮らしに対してかなりの負担が増えています。暮らしの安定、安心のため経済の状況を踏まえた最善の最賃の引き上げ対策を要望します。	産業労働部												
12	(4) 安全衛生対策の充実・強化 I. メンタル・ストレスチェック対策の強化 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界的に経済が落ち込む中、労働者のストレスは日々蓄積している。新型コロナウイルスが収束した際は、産業医の面談を増やすなど、ストレスを軽減できるような措置に重点を置いた政策を要望します。	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020 年 12 月 28 日） メンタルヘルス対策については、長野労働局や長野産業保健総合支援センターと連携し、労働教育講座等で周知を行っておりますので、引き続き、実施してまいります。 【労働教育講座】R1 実績 主な講座テーマ：働き方改革、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止等 <table border="1"> <tr> <th>講座名</th><th>回数</th><th>受講者数</th></tr> <tr> <td>地区労働フォーラム</td><td>9</td><td>581</td></tr> <tr> <td>心の健康づくりフォーラム</td><td>4</td><td>258</td></tr> <tr> <td>人権啓発講座</td><td>6</td><td>657</td></tr> </table>	講座名	回数	受講者数	地区労働フォーラム	9	581	心の健康づくりフォーラム	4	258	人権啓発講座	6	657
講座名	回数	受講者数												
地区労働フォーラム	9	581												
心の健康づくりフォーラム	4	258												
人権啓発講座	6	657												

		<table> <tr> <td>労務管理改善リーダー研修会</td><td>12</td><td>486</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>31</td><td>1,982</td></tr> </table>	労務管理改善リーダー研修会	12	486	合計	31	1,982
労務管理改善リーダー研修会	12	486						
合計	31	1,982						
13	Ⅱ. メンタル・ストレスチェックの推進 テレワークにより会社からの監視によるストレスが増え、会社にいるときの同僚との何気ない会話でストレスの発散が出来ず、ストレスが溜まってしまうようなので、テレワークを実施している会社はメンタルに対する定期的なケアを推進されたい。	産業労働部_産業政策課企画担当（2020 年 12 月 28 日） 感染防止対策と社会経済活動を両立させる取組を進めていく上で、事業所における感染防止対策は必要不可欠と認識しています。 県としては、経済団体を通じて事業者の感染防止対策の周知、徹底を図るとともに、県下 10 地方部に設置したガイドライン周知・推進チームなどにより、業種別ガイドラインを周知し、適切な感染防止策（入場者の制限、施設内での物理的距離の確保、マスクの着用、換気等）の徹底を促しているところです。 こうした感染防止対策を行う事業者への支援として、 ・ 新しい生活様式に適応した事業形態への転換を促す国持続化補助金の上乗せ支援 ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止策に取り組む小規模事業者への支援金支給 ・ 事業多角化などにより地域課題解決を図る事業者グループへの設備導入費等補助 ・ 感染防止策を実施する事業者を「新型コロナ対策推進の店(18,964 事業所/R2.11.30 現在)」としてPR 等 を実施をしております。 今後も、冬場の感染防止対策について、ガイドライン周知・推進チームの周知をはじめとして、経済団体や労働団体等とも連携しながら様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図ってまいります。						
14	Ⅲ. 安全・衛生対策の強化 職場における新型コロナウイルス感染防止策が講じられていないとの相談が多いことから、事業者・労働者が一体となって事業所の実態に応じた感染防止策のための指導・支援を図られたい。	産業労働部（回答なし）						
15	(5) ハラスメント防止の徹底 Ⅰ. 改正ハラスメント防止法の実行性確保と条例化への取り組み 近年、来客者等からの理不尽な要求といった悪質クレームや介護現場での利用者からのカスタマーハラスメントを受け、体調を崩したり、離職したりせざるを得ない状況が官民間わす寄せられている。このため、抜本的な対応を求める声が大きい。この間、国では消費者教育や啓発活動、業種別の法改正（航空法）、本年 6 月の改正労安法のパワーハラスメント防止、業界としては鉄道での暴力防止の啓発キャンペーン、企業としては従業員向けのマニュアル、メンタルケア、国家公務員は人事院が指針等作成されたが労働者側の保護に至っていない。残念ながら新型コロナウイルス禍では社会的な不安からか加害者の攻撃はエスカレートしている実態がある。 ① 法整備の動向が不透明であることから加害者に罰則を設けるなど労働者を保護する条例を策定してほしい。	県民文化部_くらし安全・消費生活課相談啓発係（2020 年 12 月 28 日） 消費者から事業者寄せられる苦情の中には、いわゆる「悪質クレーム」として、事業者側に大きなストレスを与える行為があると承知しています。 こうしたことを踏まえ、国においては労働施策総合推進法に基づく指針の中で、今後、事業者が行うことが望ましい事項として、顧客からの著しい迷惑行為への対応に関するマニュアルの作成や研修の実施等を掲げているところです。 県においても、一般消費者向けに実施している消費者大学の中で、カスタマーハラスメントを取り扱うべきテーマの一つとしているところです。 ただ、消費者基本法は、消費者の正当な権利保護を重視しており、悪質クレーム等の啓発に当たっては、消費者の権利を阻害するとの誤解がないように行う必要があるものと認識しています。 県としては、こうした点に留意しつつ、今後、消費者大学に加え、出前講座や、全戸回覧の広報誌等も活用し、消費者に対し悪質クレーム等に関する啓発を図ってまいります。 産業労働部（回答なし）						

16	(6) 県労働行政の充実・強化 I. 労政事務所の機能強化と専任スタッフの増員と育成 労政事務所は、地域の労使双方からの労働相談、労使に対する労働教育講座の開催、労働委員会の受付窓口など、労働関係諸法規の周知徹底を背景に、良好な労使関係構築を支える最前線の機能を担ってきました。 このため、地域の労使団体・雇用及び労働に携わる行政機関をはじめとする関係機関との一層の連携が必要です。 ① 労政事務所の機能、スタッフの充実を図られたい。 ② 労政事務所の関係機関との一層の連携、研修体制の整備等を進められたい。	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020 年 12 月 28 日） ① について 県の産業労働行政の推進に当たり、労政事務所は重要な役割を担っていると認識しています。 一方、人口減少の中、県の組織や事業についてはあらゆる分野で合理化が求められており、産業労働分野においても同様となっているところです。 そうした情勢の中、今年度は、コロナ禍による雇用情勢の悪化を受け「緊急労働相談窓口」を開設したほか、「産業・雇用総合サポートセンター」で中小企業向けに雇用調整助成金の活用支援を行っています。今後も変化する雇用情勢に応じて、必要な対応を講じてまいります。 ② について 地域振興局その他の機関との連携がスムーズに行われるよう支援してまいります。 研修については、労働雇用課において事例研究を含めた労働相談員会議を毎年開催しているほか、労働相談員を厚労省や労働局主催の研修に派遣するなど資質の向上に努めています。
17	(7) 公契約条例の制定による公契約の適正化 I. 公契約条例の適正な運用 2014 年 3 月から施行された「長野県の公契約に関する条例」については、社会的価値の実現や公正労働のため、より一層の実効性を確保することを要望する。 ① 「長野県の契約に関する条例」に関して、施行後の共有化を図るとともに、地域の活性化と住民サービスの向上、公正な取引ルール確立、および、公契約のもとで働く労働者の賃金・労働条件の確保等の観点から、各市町村へは、「公契約条例」の制定を働きかけられたい。 ② 条例については、関係者間での協議の場にて、効果の検証を行い、実効性のある条例とされたい。	会計局_契約・検査課（2020 年 12 月 28 日） ① 県は、平成 26 年度に「長野県の契約に関する条例」を施行し、条例の取組方針に沿った施策を実施してきておりますが、個々の取組につきましては、長野県契約審議会の審議の内容と合わせて、長野県ホームページで公表し、共有化を図っております。 ○ 公契約に対して多様化する社会的要請は、県の契約のみならず、市町村の契約にも同様に求められているもので、県では毎年、県及び市町村の公共工事の担当者を集め「発注者協議会」を開催し、県の入札制度、国の動向などの情報共有を行っています。 ○ 今年度は、長野市において「(仮称) 長野市公契約条例」の策定に向けた「条例骨子」が定められるなどの動きがあり、県としては「契約に関する取組方針」や「契約審議会」について情報提供するとともに長野市と公契約条例に関する情報の共有を図っております。 ○ 今後も、「発注者協議会」等での情報共有を進めるとともに、必要に応じ、各市町村と個別の協議に対応してまいりたいと考えております。 ○ 条例の施行により、条例の基本理念を踏まえた契約の締結及び履行確保を図るための取組方針を策定し、取組方針の変更や個別の取組の実施にあたっては、条例に位置付けられた長野県契約審議会で審議しております。 ② そのうえで、各部局、発注機関は要領等を整備し、順次、契約に反映させ、条例の基本理念の実現を目指しています。 ○また、個々の取組や取組方針の実施状況などを適宜、契約審議会に報告し、ご意見をお伺いするとともに審議会を通じて情報を共有し、成果等の検証を踏まえてさらなる取組につなげています。 ○今後も契約審議会のご意見をお聞きしながら、条例の基本理念の実現に向けて取組を進めることで、更に実効性のある条例としてまいります。
18	(8) 公正な労働条件の確保	
18	I. 雇用類似労働に対する労働者の保護 近年、個人の働き方が多様化し、雇用型テレワークや副業・兼業といった雇用労働者の柔軟な働き方だけでなく、自営型テレワークやフリーランスといった、雇用関係によらない働き方も注目されるようになった。 政府は、テレワークを始めとする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、「非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般（請負、自営等）について	

	2017 年度以降、それぞれの働き方について順次実態を把握し、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する」こととしています。今年 6 月に、ようやく「論点整理」が公表されたところです。 法整備が整わないうちに長野県は「信州リゾートテレワーク」の推進を掲げ、和歌山県とともに「ワーケーション全国自治体協議会」の組織化に取り組むなど、先行した取り組みが進められています。 この長野県の取り組みに対して、極めて重大な危惧を抱かざるを得ません。最低限、以下の点について労働者の保護が図られるよう、県として取り組まれない。
18	① 雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について、契約ルールや最低報酬、安全衛生などについて法的保護をはかるよう要請されたい。 ② 雇用労働からの置き換えは、長時間労働や使用者責任逃れなどの就労者保護の観点から問題があるため、行わないよう指導されたい。 産業労働部_労働雇用課 労働環境係（2020 年 12 月 28 日） ① 労働法の保護に関しては、労働局を中心にこれまでも周知に努めてきております。県においても、県内 4 か所の労政事務所が中心となり、労働教育講座を通じて、事業主や人事労務担当者に対して、労務管理改善リーダー研修会等を開催し、契約ルールや賃金、労働安全衛生等についての教育に努めています。 テレワークについては、現在、厚生労働省において「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」が設置され、ワーケーションを含めた新しい働き方における労働時間管理の在り方、作業環境や健康状態の管理・把握などの課題について議論が行われております。県といたしましては、関東地方知事会を通じて、ワーケーションに関する労務管理のあり方等を示したガイドラインの策定及び企業への周知を国に要望を行ったところであり、今後も関連法制の整備について、引き続き国に対して要望してまいります。 ② 県には労働基準法等に基づき企業を直接指導する権限は付与されていませんが、労働相談等において問題があると思われる事例については労働基準監督署を案内し、連携して問題解決に取り組むこととしています。
19	Ⅱ.「テレワーク」の導入促進に当たっての課題 国・県では「テレワーク」の導入を推進しており、直近新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、導入する職場が急増していると言われております。 感染拡大防止の観点からは一つの大きな手段であるものの、導入・実施に当たっては、厚生労働省で定める「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」から大きく逸脱する事例も散見され、なし崩しに導入のみが促進され労働者にとっては課題も多いと言わざるを得ません。 連合では、本年 6 月にテレワークで働く人の意識や実態を把握するため「テレワークに関する調査」を実施したところであります。その調査結果によりますと、「通常の勤務よりも長時間労働になることがあった。（51.5%）」、「時間外・休日労働をしたにも関わらず、①申告していない者（65.1%）⇒その理由 ①申告しづらい雰囲気だから②時間管理がされていないから、②勤務先に認められない（56.4%）、などとなっております。 また、メリットとして「通勤がないため時間が有効に利用できる（74.6%）」とする一方、デメリットとして「勤務時間とそれ以外の時間の区別がつけづらい（44.9%）」となっております。 さらに、テレワークを継続する上での主な課題としては、「会社トップの意識改革（31.3%）」、「経費の負担（28.6%）」、「適切な労働時間管理（24.2%）」などが挙げられております。 前述の国のガイドラインによれば、①労働基準関係法令の適用、②労基法適用に関する留意点（労働条件、労働時間、休憩時間、時間外・休日労働）、③長時間労働対策、とともに、④労働安全衛生法の適用及び留意点、⑤労働災害補償の留意点、とともにその他①労使共通の認識、②業務の円滑な遂行、③業績評価等の取扱い、通信費・情報通信機器の費用負担の取扱い等が定められております。
19	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020 年 12 月 28 日） 現在、厚生労働省において「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」が設置され、労働時間管理の在り方、作業環境や健康状態の管理・把握などの課題について議論が行われております。 県といたしましては、国の検討会での議論や法改正の動向などを注視するとともに、テレワークの導入が適正に行われるよう職場環境改善アドバイザーの企業訪問などによる支援を行ってまいります。 【これからのテレワークでの働き方に関する検討会】 第 1 回（8 月）～第 4 回まで開催

		第5回：令和2年12月23日 開催 【在宅勤務制度導入支援状況】 <table><tr><td>企業訪問数（4月下旬～11月上旬）</td><td>888 社</td></tr><tr><td>うち、在宅勤務導入企業数（10月末時点）</td><td>10 社</td></tr></table>	企業訪問数（4月下旬～11月上旬）	888 社	うち、在宅勤務導入企業数（10月末時点）	10 社				
企業訪問数（4月下旬～11月上旬）	888 社									
うち、在宅勤務導入企業数（10月末時点）	10 社									
20	Ⅲ. テレワーク導入の推進 新型コロナウイルスの影響もありテレワークが多くなっている状況で、家族と過ごす時間が増えるという良い点があると聞いています（賛否あると思いますが）。今後県では企業に対してテレワーク導入に向け推進を行って欲しい。働き方改革が推進される中で流行した新型コロナウイルスの影響で「テレワーク」が急増しています。	産業労働部（回答なし）								
21	Ⅳ. 女性の労働環境確保 すべての人が働きやすい環境作りを長野県としても率先して進めて頂きたいです。特に、女性が妊娠・出産によって、マタハラ等により会社を辞めなければならない事象が起こらないよう、罰則規定を含めた法整備も県からも国へ働きかけて頂きたい。	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020年12月28日） 働きやすい環境づくりについては、「社員の子育て応援宣言」登録制度や「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」制度、職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、促進しております。 また、全国知事会を通じて、男女共同参画の推進に向けて国に提言を行っているところです。 【社員の子育て応援宣言】 事業所のトップが、子育てと仕事の両立等の「働きやすい職場環境づくり」に関する取組を宣言し、県が登録する制度。 <table><tr><td></td><td>R2.12</td></tr><tr><td>登録企業数</td><td>1372 社</td></tr></table> 【職場いきいきアドバンスカンパニー認証】 <table><tr><td></td><td>R2.12</td></tr><tr><td>認証企業数</td><td>138 社</td></tr></table> 【職場環境改善アドバイザー】 R1 企業訪問数：2,588 社 【全国知事会】 ○男女共同参画の推進に向けた提言～ウーマノミクスで新地方創生・日本再生～令和2年6月4日付 ○第5次男女共同参画基本計画に関する提言 令和2年6月5日付		R2.12	登録企業数	1372 社		R2.12	認証企業数	138 社
	R2.12									
登録企業数	1372 社									
	R2.12									
認証企業数	138 社									
22	（9）労働者融資制度 新型コロナの緊急事態宣言により 4 月の労働力調査では非正規労働者が全国で約 97 万人も減少した。県内の非正規労働者の雇用情勢の悪化も同様である。県では既に緊急小口資金に対する助成が検討されているが、不足分として融資希望の増加も見込まれる。福祉金融機関である長野労金では緊急生活応援融資（保証料込みで 1.5%）が創設されている。 県内の金融機関では実質的に一番低金利の取扱いとなっている。リーマンショック以上の厳しい状況下にあ	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020年12月28日） ○ 11 月末時点の有効求人倍率は前月に比べ若干回復しましたが、第3波が到来している現下の状況等も鑑みると、雇用情勢は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。 ○ 県としては、緊急就業支援デスク強化事業（Job サポ）や緊急就労支援事業（県社協事業）を中心に、まずは雇用の維持・確保を図っているところです。 ○ 今後も雇用情勢を注視するとともに、緊急小口資金や総合支援資金等、国や県の他の支援制度の状況も踏まえ、「新型コロナ対策産業支援・再生本部会議」等で経済団体や労働団体、金融機関等と情報共有を図り、必要に応じた支援策を検討してまいります。								

	ることから県は当該融資実行者に対し、数年間、利子補給し、労働者は低金利あるいは実質無利子で融資できるようにしてほしい。	
23	2. 良質な雇用の確保	産業労働部
24	(1) 雇用維持・就労対策の確保 I. 雇用維持・労務対策の支援 新型コロナウイルス感染症に伴う休業に係る「休業手当金」の支給はもとより、国の雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などの各種助成金の活用が十分活用され、一人でも多く解雇・失業者を出さないよう、活用について事業者等への周知徹底を図られたい。	産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） 雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和 3 年 2 月末まで延長されたところであり、県においても、中小企業事業主からの雇用調整助成金の申請手続等の相談に社会保険労務士が応じる「産業・雇用 総合サポートセンター」の開設を同年 3 月末まで延長し、支援しているところです。 これらの助成金等の一層の周知について、長野労働局とも連携しながら、取り組んでまいります。
25	II. 雇い止め・内定取り消しの防止 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、雇い止めや内定取り消しが安易におこなわれることがないよう、事業者だけではなく、労働者や学生や学校にも指導を徹底されたい。	産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） 新型コロナウイルス感染症の影響による雇止めや内定取消しについては、国において、経済団体等に対し、安易に行われることがないよう度々要請しているところです。 県においても、去る 12 月 17 日の「新型コロナ対策産業支援・再生本部会議」において、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進に関し、会議の構成員による確認がなされたところです。また、これを受け、ハローワーク単位で設けられている「求人確保連絡会議」において、知事、市町村長、ハローワーク所長の連名による要請文により、管内事業所に対する要請活動を行うこととしております。 県として、新卒者等の雇用の安定に向け、長野労働局をはじめ関係機関と連携しながら、取り組んでまいります。
26	III. 失業者等に対する就労支援の強化 ① 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず解雇された失業者に対しては、早期の就職支援に向けて、マッチング機能の強化、独自の雇用支援・創出プランの構築など良質な雇用につなげる就労支援策に引き続き強力に推進されたい。 ② また、学生が学費や生活費を補うためのアルバイトに影響がでている実態を踏まえ、奨学金返済の緊急支援や学費納付が困難な学生への支援策の周知とともに、就労機会の確保に向けた支援を講じられたい。	産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） ①__ i 県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方の希望や適性に応じて、求人企業の開拓や人手不足分野へのマッチング、スキルアップのための職業訓練への誘導など、一人ひとりに寄り添った支援を行う「就業支援デスク緊急就業支援事業」（通称「Job サポ」）を実施しています。8 月 20 日の事業開始から 11 月末までに 825 件の求人を獲得し、511 件の求職登録を受け、104 名が就職に結び付いているところです。 また、一般の就労支援で就職に結び付いていない方については、県社会福祉協議会に造成された基金に市町村と共同で出資し、「まいさぽ」などを通じて雇い入れた事業所に対して給与費の一部を助成することにより、就業の促進を図っています。5 月末の事業開始から 11 月末までに 134 名の雇用が実現しているところです。 県として、引き続きこれらの事業を通じて、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援に努めてまいります。 ii 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン方式による企業セミナーやインターンシップフェアを開催しているほか、銀座 NAGANO の「シューカツ NAGANO キャリア相談室」やジョブカフェ信州でも、オンライン方式による就職相談を行っており、コロナ禍で不安を抱える学生への支援に取り組んでいるところです。 また、新卒者等の雇用の確保については、去る 12 月 17 日の「新型コロナ対策産業支援・再生本部会議」において、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進に関し、会議の構成員による確認がな

		されたところであり、これを受け、今後、各ハローワークに設けられている「求人確保連絡会議」において、事業主への要請活動が行われることとなっております。 県として、こうした取組を通じて、引き続き、新卒者の雇用の安定に努めてまいります。 教育委員会_高校教育課総務係（2020 年 12 月 28 日） ② 長野県高等学校等奨学金の返還については、以下のとおりの取り扱いとしております。 ・償還期間：卒業後 1 年据え置き、貸与期間の 3 倍の期間で償還する。 ・返還の猶予：奨学生が大学又は専修学校等に在学している期間及び大学準備のため、未就職の期間 県民文化部_高等教育振興課（2020 年 12 月 28 日） ② <奨学金返済の緊急支援について> 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経済状況に置かれている学生を支援するため、「高等教育修学支援制度」の家計急変対応や、アルバイト収入が減少した学生への「学生支援緊急給付金」の支給、「緊急特別無利子貸与型奨学金事業」の創設などにより支援が行われているところです。 県では、学生等の学ぶ機会を確保するため、支援策の充実について県単独又は知事会を通じて国に要望しており、引き続きこうした取組を進めてまいります。 <支援策の周知について> 文部科学省からは、全国の国公立大学に対し、機会あるごとに、支援を必要としている学生一人一人に確実に支援策の情報が行き渡るように、適切に周知いただくとともに、柔軟かつきめ細かな対応を依頼しているところです。 県内の各大学においては、高等教育修学支援制度や奨学金をはじめとする各種支援制度を、HP、メール等により周知するとともに、学生からの相談にきめ細かに対応いただいているところです。
27	IV. 失業者への雇用支援対策の検証 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う失業者等の正規雇用化を支援するため、民間事業のノウハウを活用した県内企業とのマッチングや、紹介予定派遣制度による職場実習を実施することを目的として、6月補正予算により、予算額で 95,262 千円増、成果目標数として 100 名追加の事業が実施されることとなり、効果が期待されることです。	
27	① 受託者である民間企業による職場実習先の開拓状況や対象者の応募状況、職場実習状況の現状や、長期で安定した雇用への結びつきのための課題等についてご教示願いたい。 ② 併せて、昨年度の通常時のジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業の実績（人数、受け入れ企業）等についてお示しいただきたい。	産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） ① ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業の今年度の実績については、11 月末現在、事業参加者 128 名、職場実習 18 名、就職決定 5 名となっています。長期で安定的な雇用につなげるためには、参加者の希望や適性に応じた実習先の開拓や参加者のスキルアップ等を図っていくことが課題と受け止めており、経済団体の協力を得ながら実習受入企業の開拓を進めるとともに、参加者のスキルアップを図る手立てを講じるよう努めてまいります。 ② 昨年度の実績は、事業参加者 33 名、職場実習 18 名、就職決定 11 名となっています。
28	V. 緊急就労支援事業の実効性の確保 県では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により失業された方の支援策として、「ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業」（6月補正による増額・増員）、「あんしん未来創造基金」を活用した県社会福祉協議会（まいさぼ等）による「緊急就労支援事業」、さらには「県就	産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業は、職場実習を通じて正規雇用による就職を目指す事業であり、11 月末現在の就職決定 5 名は、正規雇用によるものです。 緊急就労支援事業については、11 月末現在、134 名が就職しており、その内訳は、正規雇用が 26 名（19.4%）、非正規雇用が 108 名（80.6%）となっています。 「就業支援デスク緊急就業サポート事業」（通称「Job サポ」）における 11 月末現在の就職決定者数 104 名

	業支援ですく緊急就業サポート事業（Job サポ）」などを事業化し取り組んでおられます。いずれも必要かつ重要な事業ですが、どれも民間委託による事業でありプロポーザルにより選定した事業者ですが、事業概要や仕様書等によると、多くが三か月程度の雇用を前提としており、事業の実績報告や6か月・一年といった継続的な雇用が確保されているのかの検証がみられません。是非、現状の実績をご教示いただくとともに、実効性の担保の観点からご検討ください。	のうち、正規雇用は 34 名（32.7%）、非正規雇用は 70 名（67.3%）となっています。 引き続き良質な雇用に結び付くよう支援するとともに、事業の進捗管理や実績報告を通じて正規雇用の状況を把握し、実効性の確保に努めてまいります。												
29	（２）非正規労働者の正規雇用化対策 Ⅰ．雇用維持確保 正規社員の雇用の維持も確かに重要ですが、非正規社員の中にも優秀な人材がたくさんいます。正規社員同様に扱う努力が必要と思います。非正規労働者の雇用維持確保も重視する対策を進めていただきたい。	産業労働部_（回答なし）												
30	Ⅱ．正社員へ転換 新型コロナウイルスの影響で非正規労働者の解雇や雇止めが相次いでいると連日報道されている。非正規労働者の割合が多い中で正社員への雇用転換を企業に働きかけていく必要があると考えるが、県として企業への働きかけを含めたスタンスはどのような見解にあるのかお聞かせいただきたい。	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020 年 12 月 28 日） 職場環境改善アドバイザーが企業訪問し、短時間正社員制度等の多様な働き方制度や、正規雇用への転換制度の導入を働きかけ、正規雇用を促進しておりますので、引き続き、実施してまいります。（H25～） ○ 多様な働き方普及促進事業実績（人数） <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和 2 年 12 月 1 日実績</td><td>令和 2 年度末（目標）</td></tr> <tr> <td>アドバンス認証</td><td>3,020 人 ※138 社（うち更新 74 社）</td><td>156 社</td></tr> <tr> <td>多様な働き方制度導入</td><td>270 社（296 制度、29,753 人）</td><td>340 社</td></tr> <tr> <td>社員の子育て応援宣言</td><td>148,744 人（1,372 事業所）</td><td>1,500 事業所</td></tr> </table> （令和 2 年 12 月 1 日現在） ※ アドバンス認証申請時に「多様な働き方導入（C）」の項目で報告があった人数		令和 2 年 12 月 1 日実績	令和 2 年度末（目標）	アドバンス認証	3,020 人 ※138 社（うち更新 74 社）	156 社	多様な働き方制度導入	270 社（296 制度、29,753 人）	340 社	社員の子育て応援宣言	148,744 人（1,372 事業所）	1,500 事業所
	令和 2 年 12 月 1 日実績	令和 2 年度末（目標）												
アドバンス認証	3,020 人 ※138 社（うち更新 74 社）	156 社												
多様な働き方制度導入	270 社（296 制度、29,753 人）	340 社												
社員の子育て応援宣言	148,744 人（1,372 事業所）	1,500 事業所												
31	（３）若年者の良質な雇用促進													
31	Ⅰ．若年者の雇用促進のための環境整備 新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅勤務が導入されるなど、労働者を取り巻く環境は大きな変化を見せています。また、新型コロナウイルス感染症は都会への一極集中の危険性も同時に示唆しており、テレワークが可能であれば普段は田舎に居住し、何か用事があるときだけ都会に行く、という生活を選択する方が増加することが想定されます。長野県においては、現在も北陸新幹線沿線では首都圏への時間的距離が短い状態にあり、将来的にはリニア中央新幹線によって首都圏のみならず、中部圏、関西圏にも時間的距離が飛躍的に短縮されることになります。													
31	① こういった地の利を活かして長野県への移住者を増加させるためには、実際に居住して暮らしやすいかどうかを確認できるかどうか重要であり、現在県で実施されている「おためしナガノ」事業は有意義な事業であると考えます。そこで、「おためしナガノ」事業の現在の状況と今後の展開についてご教示ください。	産業労働部_創業・サービス産業振興室 T・サービス産業振興係（2020 年 12 月 28 日） ① 平成 27 年度の事業開始以降、昨年度までの 5 年間で 56 組の事業者に参加いただき、うち 37 組が事業終了後も県内の拠点を維持しています。 今年度も、昨年度の約 3 倍にあたる 99 組の応募があり、12 組を参加者として支援しております。 今後も、長野県に居住や滞在して仕事をする機会の提供等を通じて、コロナ禍による地方回帰の流れを捉えてまいります。												

	② また、飯田下伊那地域では、県外の大学等への進学によって地域を離れる若者が多く、そのまま都会で就職をしてしまうケースが多い状態です。卒業後に地元に戻ってこられる雇用環境の整備について、引き続き「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」を活用した取組を積極的に展開していただくとともに、新産業の創出なども進めていただくよう要望します。	産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） ② 景気の回復と雇用情勢の改善に伴い、学生の売り手市場の傾向が強まるに従い、県出身学生のUターン就職率は減少が続き、令和2年3月卒業生は33.8%にまで低下しています。 県では、県内産業を支える優秀な人材の確保・定着に向けて、①Uターン就職促進協定校（令和2年12月18日現在 59校）の学内セミナーや保護者会等における就活支援情報の提供、②シュエカツ NAGANO キャリア相談室による就職相談・セミナー、③県内企業でのインターンシップ参加費用の助成などにより、県外大学等の学生の県内就職に向けた支援を行ってきました。 また、「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」による大学生等の県内企業とのインターンシップ・マッチング事業や海外事業所でのインターンシップ参加支援事業も行っています。 今後は、「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」も活用しながら、県内外の学生に対する県内企業の魅力のさらなる発信やインターンシップ情報の提供等に加え、今年度構築した県外在住者向け転職・移住促進サイト「テンショク NAGANO」による情報発信、県外在住者を対象にした就活フェアと移住施策との連携実施に取り組み、県外に進学した学生の産業人材としての確保や定着を一層図っていきたいと考えています。
32	Ⅱ．若年者の雇用拡大支援 地方の主要産業は農業・観光業に依存(本当か?)しており、若年層の雇用が限られていることから、働く場所がなく都市部へ若年層が流出してしまう現象に歯止めがきいていない。市町村も企業誘致に力を入れているが、今まで以上に県政からも支援を講じられたい。	産業労働部（回答なし）
33	Ⅲ．若年者の雇用対策の推進 ① 若年者の働くことへの興味・理解を深め、就職をする意欲を高めて頂くために、学校との連携を取り職場就労体験のさらなる職種充実と機会の拡大を講じられたい。 ② 学校生活と違い会社では18歳から60歳、65歳と幅広い年代層が働いている。現代社会においては、若年層を受入れる側の対応も多様化している。受入れる側への講習会・マニュアルの充実をはかり、離職者を出さない環境整備の後押しを要望します。	教育委員会（回答なし） 産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） 県内の大学収容力は17%（2017年度）と低く、大学進学者の8割が県外に進学する実態があります。一方で、県内にUターン就職する学生は約3分の1にとどまり、Uターン就職率を上げていくことが求められます。 Uターン就職率の向上のためには、若者に県内で働くことや県内企業の魅力をアピールすることが重要であり、令和2年3月に策定した「長野県就業促進・働き方改革基本方針」では、そのための取組の方向性として、「県内で働きたいと思う企業を若者が知るための取組」を掲げ、アクションプランの8つの主要プロジェクトの1つに、「子どもたちが地域企業の情報に触れ、交流する『キャリアフェス』の取組を全県に広げる」を位置付けたところです。 上伊那地域では、中学生が地域企業を知る取組「上伊那キャリアフェス」を学校や企業、経済団体等が連携して推進しており、こうした体制を広域単位で構築し、「キャリアフェス」を全県的に展開していくための手立てとして、令和2年度から「地域発 元気づくり支援金」の地域重点テーマに設定し、各地域での取組を促しているところです。 引き続き、元気づくり支援金も活用しながら、市町村や企業、経済団体など関係機関と連携して、早い時期から地元企業を知るキャリア教育の推進に努めてまいります。 産業労働部_人材育成課能力開発係（2020 年 12 月 28 日） ② 県内の工科短期大学校2校及び技術専門校6校では、企業の在職者を対象に、技術力の向上を目的とし

		た1日～6日間のスキルアップ講座を開催しています。 この中の企業の管理監督者を対象とした講座では、企業経営のマネジメントに係る内容や、従業員の育成方法等に係る知識の習得など、従業員の職場環境の改善に資する内容の講座を設けています。 【開講講座の例】 <table><tr><td>長野技術専門校</td><td>・働き方改革とマネジメント基礎講座 ・業績で成果を出す“おしえ方・コミュ術”講座</td></tr><tr><td>岡谷技術専門校</td><td>・「やる気」を引き出すマネジメント</td></tr><tr><td>佐久技術専門校</td><td>・新入社員フォローアップ講座</td></tr><tr><td>上松技術専門校</td><td>・管理者（課長）研修</td></tr></table> また、県において、中小企業等が実施する職業訓練に対して運営費等を助成しているほか、事業所における技能者育成（訓練、技能実習等）のための助成制度として、「人材開発支援助成金」が厚生労働省（労働局）により設けられています。 以上のように、在職者のスキルアップを支援するとともに、若者を受け入れる側に対しても支援することにより、早期離職の防止につなげていきたいと考えています。	長野技術専門校	・働き方改革とマネジメント基礎講座 ・業績で成果を出す“おしえ方・コミュ術”講座	岡谷技術専門校	・「やる気」を引き出すマネジメント	佐久技術専門校	・新入社員フォローアップ講座	上松技術専門校	・管理者（課長）研修
長野技術専門校	・働き方改革とマネジメント基礎講座 ・業績で成果を出す“おしえ方・コミュ術”講座									
岡谷技術専門校	・「やる気」を引き出すマネジメント									
佐久技術専門校	・新入社員フォローアップ講座									
上松技術専門校	・管理者（課長）研修									
34	（４）障がい者の雇用拡大 Ⅰ．県立伊那養護学校卒業者への就業支援 伊那養護学校では、高等部に在籍する生徒の約半数の生徒が一般企業への就労を希望しており、積極的に職場実習などにも参加しています。しかし、働く場がなかなか確保できない状況にあります。障がいのある生徒が積極的に社会参加し、障がい者の雇用がより多くされますよう、引き続きより一層の障がい者雇用対策を講じられたい。	教育委員会 ○ 伊那養護学校における一般企業への就労希望率及び就労率は、毎年、県内の特別支援学校の平均を上回っている状況であり、これはご関係の皆様方が、日頃から学校教育に対する深いご理解と、生徒の社会参加に積極的にご尽力いただいていることが要因の一つであると認識している。 ○ 一方で、学校の進路指導担当の教職員からは、自宅近くで就職したいという希望をもつ生徒に対して、募集している企業が少ない等、なかなか進路が決まらないといった声も聞いている。 ○ また、今年度はコロナ禍の中で、前期に行われる予定だった産業現場等における実習が中止になり、3年生は7～8月にかけて特別実習を組み対応した。 ○ 県教育委員会では、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、インクルーシブな社会をリードする学校を目指して学校改革を進めており、就労支援を主要事業として位置づけ、施策を展開している。 ○ 具体的には、一般就労を希望する生徒の働く場を確保するため、実習先となる企業の開拓を行う就労コーディネーターを、平成30年度に中南信地区に1名増員したところである。また、学校における進路指導を充実させるため、進路指導主事も平成30年度に増員した。現在、伊那養護学校においては、本校2名、分教室1名の3名体制で進路指導にあたっている。 ○ 生徒の働く意欲・働く力を向上させるため、企業の皆様のご協力をいただきながら平成30年度から技能検定を実施しており、今年度も伊那養護学校は清掃検定、喫茶サービス検定に参加する予定である。この技能検定の取組をハローワークと企業の研修会の中で紹介させていただき、職場実習への協力を依頼するといった事例が、上伊那地区において見られてきたところ。 ○ 障がいのある生徒の就業をさらに進めていく上で、関係部局との連携は極めて重要と認識しており、今後とも、障がい者雇用・人材育成、障がい者の自立支援等を担当する部局をはじめ、国の労働機関とも連携を深め、就労支援に取り組んでまいりたい。 ○ 今後も伊那養護学校を含めた全ての特別支援学校が、地域や社会と協働して学び合える場となるとともに、生徒の就労をはじめとする社会参加が一層推進されるよう努めてまいりたい。 特別支援学校一般就労率								

		<table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 元</td></tr><tr><td>伊那養護学校</td><td>47.5%</td><td>36.8%</td><td>30.8%</td><td>39.0%</td></tr><tr><td>長野県平均</td><td>26.2%</td><td>26.6%</td><td>26.1%</td><td>30.1%</td></tr></table> 特別支援学校一般就労希望者（高等部１年～３年） <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 元</td><td>R 2</td></tr><tr><td>伊那養護学校</td><td>44.1%</td><td>43.6%</td><td>42.0%</td><td>48.6%</td></tr><tr><td>長野県平均</td><td>32.9%</td><td>32.3%</td><td>37.6%</td><td>35.9%</td></tr></table>		H28	H29	H30	R 元	伊那養護学校	47.5%	36.8%	30.8%	39.0%	長野県平均	26.2%	26.6%	26.1%	30.1%		H29	H30	R 元	R 2	伊那養護学校	44.1%	43.6%	42.0%	48.6%	長野県平均	32.9%	32.3%	37.6%	35.9%
	H28	H29	H30	R 元																												
伊那養護学校	47.5%	36.8%	30.8%	39.0%																												
長野県平均	26.2%	26.6%	26.1%	30.1%																												
	H29	H30	R 元	R 2																												
伊那養護学校	44.1%	43.6%	42.0%	48.6%																												
長野県平均	32.9%	32.3%	37.6%	35.9%																												
35	Ⅱ．障がい者雇用の促進とディーセントワーク推進 障がい者雇用が進んでいない企業や雇用していても正社員登用されていない（準社員／非組合員など）企業もあり、障がい者雇用の促進と働きがいのある働き方（ディーセントワーク）を推進するための施策や情報発信を率先して取り組まれない。	産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） 県内の民間企業の障がい者雇用率は、令和元年 6 月 1 日現在、2.17%となっています（全国 2.11%）。法定雇用率未達成企業は、法定雇用率適用企業の 41.9%に当たる 712 社に上るため、これらの企業に対し、知事と長野労働局長の連名による勸奨状を発出し、雇用を促しているところです。 また、県では、障がい者と企業の出会いの場創出事業として、企業の人事・労務担当者や障がい者が就労する現場の責任者を対象にした「障がい者雇用普及啓発セミナー」を開催し、障がいや障がい者雇用に対する理解の促進を図るとともに、就職を希望する障がい者と障がい者雇用を検討する企業の出会いの場として合同企業説明会を開催し、求職者と企業双方の理解を深めるための機会を提供しているところです。 加えて、県内 5 つの地域振興局に 7 名の求人開拓員を配置し、障がい者等の職業相談から求人企業の開拓、紹介状の交付、就職後の定着まで支援する無料職業紹介事業を実施しているところです。 県として、引き続き、こうした事業を通じて障がい者雇用の促進を図るとともに、県の総合 5 か年計画である「しあわせ信州創造プラン 2.0」に掲げる、誰もが等しく社会からその存在と役割を認められ、自らの可能性に挑戦し、自分らしく生きている「誰にでも居場所と出番がある県」を目指して取り組んでまいります。																														
36	Ⅲ．優秀な人材確保対策の推進 精神障がい者は軽度重度合わせ多くの方がいらっしゃいますが積極的な雇用はかなり難しいと思います。売り手市場の現代において優秀な人材を見つける重要性は高まっています。障がい者の中には、すば抜けた能力を持つ方もいらっしゃいます。そういった観点から人材を確保する対策を企業に推進するよう要望します。	産業労働部（回答なし）																														
37	Ⅳ．障がい者雇用の推進 障がい者（知的・精神）雇用について企業に働きかけをさらに進めて社会参加ができるよう対策を取られたい。	産業労働部（回答なし）																														
38	（５）外国人雇用について																															
38	Ⅰ．外国人技能実習制度の適法な運用 外国人技能実習生の日常的な労働環境の整備や労働基準法に基づく労働条件の確保については長野労働局の指導の下、関係各機関との連携により適切な対応がされていると思われますが、本年は新型コロナウイルスの感染拡大により実習先の経営状況の悪化により技能実習の継続が困難になりつつある事案も増えています。 この場合、実習先の経営者は、要件緩和が進んだ雇用調整助成金を利用し、技能実習が継続できるように努力すべきです。また、実習の継続が困難な場合は、当該の監理団体により新たな実習先の斡旋が必要となってきます。更に新たな実習先が定まらなければ、外国人技能実習機構と連携して今般、特例として認められている「特定活動（最大 1 年・就労可）」への手続きを進める必要があります。																															

	よって、長野県として労働局や外国人技能実習機構と連携され、次の4点について取り組みをお願い致します。	
38	① 実習生を受け入れている企業に対して雇用調整助成金を利用して最大限、実習の維持を図るようアナウンスして頂きたい。 ② 実習生を受け入れている企業を管理している監理団体についても当該企業に対して雇用調整助成金の利用を促す他、実習の継続が困難となった場合は速やかに外国人技能実習機構・長野支所と連携して新たな実習先を斡旋するよう促して頂きたい。 ③ 外国人技能実習機構・長野支所に対しては、実習生の受け入れ企業並びにその監理団体に対して実習の継続、新たな実習先の斡旋、特定活動への切り替えなど監理団体や出入国在留管理局と連携を密にし、実習生が路頭に迷う或いは母国に強制送還される様な事案が発生しないように要請して頂きたい。 ④ コロナ禍を脱した場合においても長野県下において 8,000 名弱存在する実習生の労働環境や生活環境について日常的に外国人技能実習機構・長野支所と連携し実態の把握に努めて頂きたい。	産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020 年 12 月 28 日） ①～③ 令和3年1月に設置予定の「外国人材受入企業サポートセンター」において、企業や団体からコロナの影響により技能実習生等の外国人労働者の雇用継続が困難となった旨の相談等があった場合に、雇用調整助成金の活用や支援策等の周知を行ってまいります。また、外国人技能実習機構長野支所や東京出入国管理在留管理局長野出張所等の関係機関と連絡・連携を取りながら、必要な情報が対象者に届くよう努めてまいります。 ④ 技能実習生を含む外国人労働者の現状と課題に係る情報共有を目的に、県や県警、東京入国管理局長野事務所、長野労働局及び外国人技能実習機構東京事務所長野支所で「長野県外国人労働者問題対策連絡会議」を毎年度、逐次開催をしており、情報共有を図り、技能実習制度の適正な運用に努めています。
39	Ⅱ．特定技能労働者の導入に向けた環境整備 外国人労働については、今回の拙速な入管法改正により、十分な制度設計、対策が講じられないまま多くの外国人が労働者として長野県の企業においても労働者としてはたらくこととなりました。 県としても、労働者本人のみならず、子供など家族全体の問題ととらえ、「共生」の観点から生活における相談に対応する「県多文化共生相談センター」の開設など積極的に取り組まれているところですが、外国人労働者は、語学研修や観光で来日されたのではなく、あくまで「労働者」としてこの長野県で働き、生活する。しかしながら多くの事業所では、「言葉の壁」から作業手順はもとより、労働条件や安全衛生面などでも十分な受け入れ態勢ができていないとは言えない。法務省、厚生労働省などでも各国語に対応したパンフレット等を作成するとしているが、十分な対応とは言えない状況にある。	
39	① 具体的に、入国管理法改正施行後の対応策等について明らかにされたい。 ② 当面、2020 年 4 月以降の県内の動向についての把握状況を明らかにされたい。	県民文化部_文化政策課多文化共生・パスポート室（2020 年 12 月 28 日） i 県では、入管法改正施行等の状況から、今後、県内にお住まいの外国人が増加すると見込まれるため、学識経験者、関係団体、市町村、外国人県民等の様々なお立場の方々からご意見や今後の方向性に係るご提言をいただき、令和2年3月に多文化共生の道標となる長野県多文化共生推進指針改定しました。今後、この指針に沿って、国籍や文化等の違いを認め合い、共に学び共に地域の活力を創造する社会を目指してまいります。 なお、令和元年度には、「県多文化共生相談センター」を開設したところですが、本年度においてはその相談体制の充実を図るとともに、 ・地域における日本語教育体制の充実 ・コミュニケーションを促進する「やさしい日本語」の普及 ・情報の多言語化 等についても積極的に実施してまいりました。 引き続き、多文化共生社会の推進に向け、市町村、関係機関と連携して取り組んでまいります。

		産業労働部_労働雇用課労働環境係（2020 年 12 月 28 日） ① 「外国人の雇用状況の届出状況」（長野労働局 令和元年 10 月末時点）によれば、入管法改正により新たに創設された在留資格「特定技能」で就労する外国人は、長野県内の外国人労働者 20,015 人のうち 26 人となっています。 県では令和 3 年 1 月に「外国人材受入企業サポートセンター」を設置予定であり、当センターにおいて、企業や団体からの外国人雇用に関する法制度や受入れ体制整備に関する相談等に対応してまいります。 ② 2020 年 4 月以降の特定技能の動向については、制度の複雑さに加え新型コロナウイルスの影響により受入れがあまり進んでいないと考えられます。具体的な数値については、令和 3 年 2 月頃公表となる「外国人の雇用状況の届出状況」（長野労働局 令和 2 年 10 月末時点）により明らかになると思われます。
40	Ⅲ．外国人労働者の労働安全対策の徹底 他県の事例では、外国人労働者に対して、劣悪な労働環境におかれたうえ、ケガの治療すら満足に行わないという、外国人労働者の声が問題視されたことがあった。このような事がないよう、日本人でも外国人でも人権を重んじるような雇用環境を徹底されたい。	産業労働部（回答なし）
41	3. 将来を担う人材育成の充実・強化	産業労働部
42	（１）工業高校専攻科の拡充 工業高校の地元就職率は高く、３年定着率も高く、地元の中小・中堅企業にとって、重要な労働者の供給源となっています。工業高校の専攻科を拡充し、第４次産業革命に対応するものづくり人材の育成強化を図るとともに、社会人のリカレント教育などにも活用するために、工業高校の職業教育機材の更新は急務となっています。地域の関連工業会、ＩＣＴ企業、工作機械メーカーなどに協力を求め、基金を醸成して設備や教育内容の充実を図られたい。 引き続き令和元年度で回答いただいた内容について積極的に推進されたい。	教育委員会_高校教育課 施設係（2020 年 12 月 28 日） ○ 工業高校の産業教育設備の老朽化と設備の更新は、大きな課題と認識しています。基本的な技能の習熟や専門的な知識の習得に必要不可欠な設備を厳選し、できる限り各学校の要望に応えられるよう努めてまいります。 ○ 地域の関連工業会、ＩＣＴ企業、工作機械メーカーなどによる設備更新のための基金の設置につきましては、現在でも県への「ふるさと納税」、学校への設備の直接寄付していただくことが可能となっているので、これらの制度を踏まえた検討が必要があると考えております。
43	（２）人材育成の強化 Ⅰ．若年者職業体験の充実 近年、地方の人口減少が問題となり、各地域で取り組みが活発化しています。 人口減少の要因として、学生の都市圏への流出が挙げられる。ほとんどの人間は必ず、生活する（生きる）ために働きます。県内でも同じような学校や企業があるのに、なぜ大都市なのか。講座も必要ですが、中学生や高校生の職業体験の充実（拡充）をぜひ検討されたい。 短期間で一つの企業や職種の体験では、自分はどんな職種に向いているのか・働くということに対し、選択肢	教育委員会_学びの改革支援課（2020 年 12 月 28 日） １ 中学校の職場就労体験のさらなる職種充実と機会の拡大について 中学校における職場体験学習の実施状況は、小学校 43.9%、中学校 100%（令和元年度）となっています。 各学校では、特別活動を要として、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりが見通せるよう、全教育活動を通じて系統的・体系的なキャリア教育を目指して取り組んでいます。 また、県教育委員会から市町村教育委員会に対し、各学校のキャリア教育の充実を支援するプラットフォームの設置を求め、平成 28 年度に県内すべての市町村教育委員会に設置されたところです。市町村教育委員会（33 市町村（平成 29 年度））では、所管の各学校の職場体験学習の充実を目指し、これまで学校ごと推進していた協力事業所の拡充や職場体験学習先との実施日等の連絡調整を、市

	が少ないと感じます。労働力不足には若年層の離職が問題となっています。学校や多くの企業の協力が必要不可欠ですが、若い時の経験・体験・感動など、「この地域・この企業で働きたい」と思ってもらえる支援が必要と感じます。地元地域の活性化も第一に、県内全地域を対象に職業体験ができる環境になれば、選択肢も広がり都市圏へ流失リスクも減るのではないかと考えます。そのため、各企業の地元採用枠の確保も重ねて要望します。将来的に若者たちの手により、新しい産業が生まれ起業する、それが長野県独自の産業になればと思います。	町村教委の担当者が担うなどの支援を行う取組が広がっています。 なお、年に1度キャリア教育支援センター総会を開催し、学校に向けた具体的な支援の在り方や産業界と学校との連携推進等を検討しています。 総会メンバー：長野県経営者協会、長野県商工会議所連合会、 長野県商工会連合会、長野県中小企業団体中央会、 県民文化部、農政部、産業労働部、建設部、健康福祉部等 県関係部局 2 高校の職場就労体験のさらなる職種充実と機会の拡大について 各高校においては、社会的・職業的に自立した人間の育成を目標としたキャリア教育に取り組んでいます。 また、インターンシップについては、令和元年度、すべての全日制高校において実施されました。 今後も、就労体験の職種と機会のさらなる拡大に向けて、関係機関と連携し、学校との情報共有や情報提供に努めてまいります。 教育委員会_学びの改革支援課（2020年12月28日） 1 中学校の職業体験について 中学校においては、「中学校キャリア教育の手引き」（文部科学省平成23年度）によって5日間以上の職場体験学習の実施が求められており、各学校の実情に応じた実施に努めています。 また、県教育委員会から各学校に対し、職場体験学習を複数日実施する良さについて、実践校の取組等を周知するなど、複数日の職場体験学習の実施を促しています。 なお、職場体験学習の実施状況は、中学校で100%（令和元年度）となっています。 児童生徒が、自分たちの地域の良さに気付き、地元の企業を知る機会を設けるために、職場体験学習の事前・事後指導において、企業の方の講演会や地元のさまざまな事業所（30～100事業所）を学校等に招いてキャリアフェスタを実施する学校が増えています。 2 高校の職業体験について 毎年、県教育委員会として、県内の経済団体に対して新規高校卒業者の雇用枠の拡大やインターンシップの受け入れを要請しております。 令和元年度は、すべての全日制高校においてインターンシップが実施されました。 また、各校では、「信州学」等で地域に根差した探究学習を行い、地域の特長や魅力について学ぶ機会が設けられております。 長野県の高卒就職者の就職後3年以内の離職率は、全国平均を下回っておりますが、ひとつの要因として、インターンシップの経験や地域について学んだことが、自分の将来の職業の選択につながったことが考えられます。 今後は、インターンシップを複数企業あるいは複数日程で行うなどの拡充を促し、若年者の地元就職がさらに進むよう努めてまいります。 産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020年12月28日） 県内の大学収容力は17%（2017年度）と低く、大学進学者の8割が県外に進学する実態があります。一方で、県内にUターン就職する学生は約3分の1にとどまり、Uターン就職率を上げていくことが求められま
--	--	---

		す。 Uターン就職率の向上のためには、若者に県内で働くことや県内企業の魅力をアピールすることが重要であり、令和2年3月に策定した「長野県就業促進・働き方改革基本方針」では、そのための取組の方向性として、「県内で働きたいと思う企業を若者が知るための取組」を掲げ、アクションプランの8つの主要プロジェクトの1つに、「子どもたちが地域企業の情報に触れ、交流する『キャリアフェス』の取組を全県に広げる」を位置付けたところです。 上伊那地域では、中学生が地域企業を知る取組「上伊那キャリアフェス」を学校や企業、経済団体等が連携して推進しており、こうした体制を広域単位で構築し、「キャリアフェス」を全県的に展開していくための手立てとして、令和2年度から「地域発 元気づくり支援金」の地域重点テーマに設定し、各地域での取組を促しているところです。 引き続き、元気づくり支援金も活用しながら、市町村や企業、経済団体など関係機関と連携して、早い時期から地元企業を知るキャリア教育の推進に努めてまいります。				
44	Ⅱ．人材育成支援と人材育成ニーズ調査結果の見解 生産性向上に向けた人材育成の強化で、指導かける時間がなく、指導する人材自体が不足している企業が6割強と多く問題である。企業ニーズを踏まえた企業内指導者の育成支援をするとあるが、具体的な支援の取り組みについて明らかにされたい。 ① 人材育成ニーズ調査において、工科短期大学校・技術専門校の認知度の回答で、企業では一定の知名度はあるものの、高校生の調査では、工科短期大学校・技術専門校共に「知らない」が8割強を占めている。高卒内定が過去最高を更新する中、工科短大や技専校へ進学してもらうには、PRも必須だが、具体的なメリットが必要である。また、女性（子育て中含む）や障がい者においても、入校しやすい環境整備、特性に配慮した職業訓練機会の提供、PRの推進が今以上に必要と考えるが、お考えをお示しいただきたい。	産業労働部_人材育成課能力開発係（2020年12月28日） 県内の工科短期大学校及び技術専門校では、企業の在職者を対象に技術力の向上を目的としたスキルアップ講座を開催しています。 この講座は、基礎的技術の習得等地元企業のニーズを取り入れて開催しており、今後もニーズを踏まえた講座の充実を図っていきます。 平成27年度に行った人材育成ニーズ調査では、「技術専門校を知らない」と回答した高校生の割合は85.4%に上りました。 これを受け、各工科短期大学校及び技術専門校における高校訪問による周知活動や校見学会開催のほか、昨年度からは、民間企業が主催する高校生を対象とした進学説明会への参加、FMラジオへの出演による紹介等各校のPRに努めています。 また、工科短期大学校及び技術専門校には、様々な資格取得が可能、充実した設備、少人数教育、授業料が安価といった特色があります。これらの特色を高校生に響くようPRしていきたいと考えています。 この他、県では求職者を対象に、就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施しています。この民間活用委託訓練では、子育て中の方に配慮した託児付きや短時間のコースを設定しています。 また、障がい者を対象に、能力や適性等に対応した職業訓練を企業や社会福祉法人等に委託して実施しており、障がい者の就職の促進を図っています。 コロナ禍の影響を受け、今後も厳しい雇用情勢が想定される中、必要な職業訓練が提供できるよう、今後も充実を図っていきます。				
45	（3）就労支援と職業訓練との連携強化 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、県内失業者に対する施策については、いくつか立ち上げられ取り組まれていることは承知しており評価いたします。しかしながら、就職（出来れば正規雇用）を希望される労働者と採用を検討している企業との所謂マッチングという点では、いささか不十分というか実効性が乏しい気がいたします。企業側もこのコロナの時代に採	産業労働部 長野県では、求職者を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施し、就職の促進を図っています。 <table><tr><td>実施主体</td><td>工科短期大学校、技術専門校</td></tr><tr><td>委託先機関</td><td>企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等</td></tr></table>	実施主体	工科短期大学校、技術専門校	委託先機関	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等
実施主体	工科短期大学校、技術専門校					
委託先機関	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等					

	用意欲を持たれることは評価いたしますが、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点事業の参加企業等の採用条件を拝見しますと、営業職を除けば製造・福祉・建設等業種・職種を問わず一定の資格を有することが条件となっている例が殆どです。 ① 先日新聞に県の技術専門校で資格を身に着け建築関係で正社員として採用される事例が紹介されていましたが、現在も連携を取られているとは存じますが、一人でも多くの失業者が正社員として就職できるように、より実効性のある職業訓練とリンクした就職支援事業となるよう事業の強化を要望します。	<table border="1"> <tr> <td>訓練内容</td><td> 就職に必要な知識・技能の習得、資格取得 ○短期（２～６か月）Ｒ２：７６コース、定員 1,198 人 ・ＩＴ系（情報セキュリティマネジメント試験等） ・介護系（介護職員初任者研修課程修了資格等） ・建設系（大型特殊自動車免許、車両系建設機械免許等） ・事務系（日商検定、医療事務系技能検定等） ・運輸系（大型自動車１種免許等） ・工業系（２次元・３次元ＣＡＤ利用技術者等） ・販売系（販売士検定３級等） ○長期（24 か月）Ｒ２：22 コース、定員 125 人 ・ＩＴ系（ＩＴパスポート、基本情報処理技術者等） ・介護系（介護福祉士、保育士等） ・衛生系（栄養士、製菓衛生師等） </td><td></td></tr> </table> コロナ禍で雇用情勢が悪化する中、今年度は人材不足が顕著な介護、保育、建設などのコースを重点的に増設したところです。 今後も引き続き、求職者の良質な雇用に繋がる職業訓練を実施していきます。	訓練内容	就職に必要な知識・技能の習得、資格取得 ○短期（２～６か月）Ｒ２：７６コース、定員 1,198 人 ・ＩＴ系（情報セキュリティマネジメント試験等） ・介護系（介護職員初任者研修課程修了資格等） ・建設系（大型特殊自動車免許、車両系建設機械免許等） ・事務系（日商検定、医療事務系技能検定等） ・運輸系（大型自動車１種免許等） ・工業系（２次元・３次元ＣＡＤ利用技術者等） ・販売系（販売士検定３級等） ○長期（24 か月）Ｒ２：22 コース、定員 125 人 ・ＩＴ系（ＩＴパスポート、基本情報処理技術者等） ・介護系（介護福祉士、保育士等） ・衛生系（栄養士、製菓衛生師等）	
訓練内容	就職に必要な知識・技能の習得、資格取得 ○短期（２～６か月）Ｒ２：７６コース、定員 1,198 人 ・ＩＴ系（情報セキュリティマネジメント試験等） ・介護系（介護職員初任者研修課程修了資格等） ・建設系（大型特殊自動車免許、車両系建設機械免許等） ・事務系（日商検定、医療事務系技能検定等） ・運輸系（大型自動車１種免許等） ・工業系（２次元・３次元ＣＡＤ利用技術者等） ・販売系（販売士検定３級等） ○長期（24 か月）Ｒ２：22 コース、定員 125 人 ・ＩＴ系（ＩＴパスポート、基本情報処理技術者等） ・介護系（介護福祉士、保育士等） ・衛生系（栄養士、製菓衛生師等）				
46	4、ものづくりを支える産業政策の推進	産業労働部			
47	（１）サプライチェーンの推進 サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分を実現するため、資材・人件費など増加したコストを適正に転嫁できるよう「働き方」も含めた企業間における構成かつ適正な取引関係の確立に向けて、下請法を始めとする関係法令の周知と遵守を徹底されたい。その際には、取引の実態把握、管理体制の強化、取引の適正化に関する告示・ガイドライン・各業界自主行動等の周知と推進を図られたい。	産業労働部_産業立地・経営支援課中小企業支援係（2020 年 12 月 28 日） 【下請法等の周知・遵守の徹底】 公正取引委員会と中小企業庁は、例年 11 月を下請取引適正化推進月間と定め、下請法に関する普及・啓発の講習会の開催や経済関係団体に対し、下請取引の適正化等の要請を集中的に実施しています。 また、県は中小企業振興センターに設置した「下請かけこみ寺」で、下請事業者からの相談の受け付け、弁護士への無料相談や裁判外の紛争解決手続きの紹介、国と連携した取引適正化の講習会等を実施するなど、引き続き周知啓発を実施してまいります。 【中小企業支援策の周知について】 県では施策情報を周知する方法として、県中小企業振興センターを通じて、「長野県 創業・経営革新 支援施策ガイド」を毎年作成しています。 県施策を中心に、経済産業省や雇用関係団体など様々な支援団体の制度も含めた網羅的で検索性に優れたホームページで公開しています。引き続き、様々な方法により関係法令の周知に努めてまいります。			
48	（２）ものづくり産業振興の推進 本県の基幹産業である、ものづくり産業を担う人材の確保・育成について、昨年も産業振興の観点から、卓越した技術を持つ技能者を継続雇用し技能継承を行うことなどに対する助成制度の検討について提言し、厚生労働省の設けている事業所向けの助成制度をご紹介いただくとともに、県としては技術専門校等において、機械、電気、建築等に係る実習などの「スキルアップ講座」を実施していると回答をいただきました。 現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な業種で大きな影響が生じているところであり、ものづ	産業労働部_人材育成課人材育成支援係（2020 年 12 月 28 日） 現在、厚生労働省では、次のような助成制度が設けられています。 【継続雇用（定年延長等）】 → 「6 5 歳超雇用推進助成金」 【技能者育成（訓練、技能実習等）】 → 「人材開発支援助成金」 また、助成金以外の支援策として、県においても、技術専門校等において、企業に在職されている技術者等向けに、機械、電機、建設等の実技講習などの「スキルアップ講座」を実施しています。 以上のような制度や講座を、県も、研修情報サイト等において周知を図っていくとともに、経済団体や自治体等からなる「産業人材育成支援ネットワーク」を通じて幅広く周知し、卓越した技術を持つ技能者の継続雇用・技能継承の促進につなげていきたいと考えています。			

	くり産業においても各企業が大きな打撃を受けています。このような状況で、卓越した技術を持つ技能者が退職してしまうことになれば、その損失は計り知れないものがあります。長野県におかれては、厚生労働省の助成制度について積極的に周知いただくとともに、この他の新型コロナウイルス対応のための各種助成制度についても、市町村と連携し申請がしやすい環境を整えていただくよう要望します。	<table><tr><th>区 分</th><th>制 度</th><th>概 要</th><th>具体的助成例</th></tr><tr><td>継続雇用</td><td>65 歳超雇用推進助成金 (65 歳超継続雇用促進/高年齢者評価制度等雇用管理改善/高年齢者無期雇用転換)</td><td>65 歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して、助成金を支給</td><td>○「65 歳超継続雇用促進」の場合(60 歳以上被保険者 1~2 人) ・ 65 歳まで引き上げ (5 歳未満) 10 万円 (5 歳) 15 万円</td></tr><tr><td>技能者育成</td><td>人材開発支援助成金 (特定訓練/一般訓練/教育訓練休暇付与/特別育成訓練/建設労働者認定訓練・技能実習/障害者職業能力訓練)</td><td>雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した事業主等に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成</td><td>○「特定訓練」の場合 【OFF-JT】 経費助成 45~60% 賃金助成 760~960 円/時・人 【OJT】 実施助成 665~840 円/時・人</td></tr></table> 【参考】 スキルアップ講座（通常講座） <table><tr><th>実施機関</th><th>対象者</th><th>概 要</th><th>具体的講座例</th></tr><tr><td>技術専門校 工科短期大 学校</td><td>在職者</td><td>主として技能者を対象に、地域状況を勘案した講座をレディメイドやオーダーメイドで実施 〈R2 予定〉 207 コース(定員 2,045 人)</td><td>電気工事士試験受験準備講座、機械製図基礎、機械加工基礎講習(フライス盤・旋盤・マシニングセンタ・NC 旋盤)、機械保全、IoT で変わる製造現場、シーケンス制御、技能検定準備講座等</td></tr></table>	区 分	制 度	概 要	具体的助成例	継続雇用	65 歳超雇用推進助成金 (65 歳超継続雇用促進/高年齢者評価制度等雇用管理改善/高年齢者無期雇用転換)	65 歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して、助成金を支給	○「65 歳超継続雇用促進」の場合(60 歳以上被保険者 1~2 人) ・ 65 歳まで引き上げ (5 歳未満) 10 万円 (5 歳) 15 万円	技能者育成	人材開発支援助成金 (特定訓練/一般訓練/教育訓練休暇付与/特別育成訓練/建設労働者認定訓練・技能実習/障害者職業能力訓練)	雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した事業主等に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成	○「特定訓練」の場合 【OFF-JT】 経費助成 45~60% 賃金助成 760~960 円/時・人 【OJT】 実施助成 665~840 円/時・人	実施機関	対象者	概 要	具体的講座例	技術専門校 工科短期大 学校	在職者	主として技能者を対象に、地域状況を勘案した講座をレディメイドやオーダーメイドで実施 〈R2 予定〉 207 コース(定員 2,045 人)	電気工事士試験受験準備講座、機械製図基礎、機械加工基礎講習(フライス盤・旋盤・マシニングセンタ・NC 旋盤)、機械保全、IoT で変わる製造現場、シーケンス制御、技能検定準備講座等
区 分	制 度	概 要	具体的助成例																			
継続雇用	65 歳超雇用推進助成金 (65 歳超継続雇用促進/高年齢者評価制度等雇用管理改善/高年齢者無期雇用転換)	65 歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して、助成金を支給	○「65 歳超継続雇用促進」の場合(60 歳以上被保険者 1~2 人) ・ 65 歳まで引き上げ (5 歳未満) 10 万円 (5 歳) 15 万円																			
技能者育成	人材開発支援助成金 (特定訓練/一般訓練/教育訓練休暇付与/特別育成訓練/建設労働者認定訓練・技能実習/障害者職業能力訓練)	雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した事業主等に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成	○「特定訓練」の場合 【OFF-JT】 経費助成 45~60% 賃金助成 760~960 円/時・人 【OJT】 実施助成 665~840 円/時・人																			
実施機関	対象者	概 要	具体的講座例																			
技術専門校 工科短期大 学校	在職者	主として技能者を対象に、地域状況を勘案した講座をレディメイドやオーダーメイドで実施 〈R2 予定〉 207 コース(定員 2,045 人)	電気工事士試験受験準備講座、機械製図基礎、機械加工基礎講習(フライス盤・旋盤・マシニングセンタ・NC 旋盤)、機械保全、IoT で変わる製造現場、シーケンス制御、技能検定準備講座等																			
49	(3) 中小企業への支援・助成の創設 I. 中小企業への支援・助成の推進 長野県は、今までも優れた技能者に対して「信州の名工」として表彰し、また、若者のものづくり離れが言われる中で、小中学校・高等学校に「信州ものづくりマイスター」等を派遣し、熟練の技や地域の企業を身近に感じてもらうことにより、本県の基幹産業であるものづくり産業を担う人材の確保・育成を図っています。 各事業所においても、卓越した技術を持つ技能者を継続雇用し技能継承を行うことで、ものづくり産業を支える一翼を担っていますが、そのような取組みに対して、産業振興の観点からも助成制度を検討されたい。	産業労働部 現在、厚生労働省では、次のような助成制度が設けられています。 【継続雇用（定年延長等）】 → 「65 歳超雇用推進助成金」 【技能者育成（訓練、技能実習等）】 → 「人材開発支援助成金」 また、助成金以外の支援策として、県では技術専門校等において、企業等に在職されている技術者等向けに、機械、電気、建築等に係る実技講習などの「スキルアップ講座」を実施しており、高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部（ポリテクセンター）でも、求職者や在職者向けの職業訓練を実施しています。 以上のような制度や講座の活用を通じ、卓越した技術を持つ技能者の継続雇用・技能継承の促進につなげてまいりたいと考えています。 【参考】 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部（ポリテクセンター）実施講座 <table><tr><th>区 分</th><th>対象者</th><th>概 要</th><th>具体的講座例</th></tr><tr><td>求職者向け 職業訓練</td><td>離職者</td><td>無料の職業訓練 (テキスト代等は自己負担)</td><td>電気設備技術科、機械 CAD/NC 加工科、建築 CAD デザイン科、CAD ものづくりサポート科 (女性コース)、等</td></tr></table>	区 分	対象者	概 要	具体的講座例	求職者向け 職業訓練	離職者	無料の職業訓練 (テキスト代等は自己負担)	電気設備技術科、機械 CAD/NC 加工科、建築 CAD デザイン科、CAD ものづくりサポート科 (女性コース)、等												
区 分	対象者	概 要	具体的講座例																			
求職者向け 職業訓練	離職者	無料の職業訓練 (テキスト代等は自己負担)	電気設備技術科、機械 CAD/NC 加工科、建築 CAD デザイン科、CAD ものづくりサポート科 (女性コース)、等																			

	うる公設の工業試験機関の設置が急務です。これまで、長野県におかれては、南信州・飯田産業センター（エス・バード）において、長野県工業技術総合センターの航空機産業支援サテライトの設置のほか、飯田産業センターと連携し、航空機システム部品の研究開発に必要不可欠な環境試験装置である「防爆性試験評価装置」や「燃焼・耐火性試験装置」を整備していただいていると認識しているところです。 ① 今後、航空宇宙分野における試験機関としての役割を強化していくためには、ISO/IEC17025 の取得及び JCSS 校正の導入は必要不可欠ですので、上記認定取得について、飯田市と連携し、南信州・飯田産業センターを支援くださいますようお願いいたします。	環境試験機器の活用を促進するためには、国際的に通用する試験成績書を発行できる体制を整備する必要があります。 県では、新型コロナウイルス感染症の影響による航空機需要急減など「長野県における航空機産業振興の当面の対応方針」（以下「対応方針」という。）を、令和2年（2020年）11月24日に開催した第2回長野県航空機産業推進会議において決定しました。この対応方針において、「エス・バードの環境試験設備の利用ニーズ増加に対応するための機能・体制強化」を挙げ、「国（経済産業省、国土交通省）や産業支援機関（SJAC 等）などとも連携しながら、南信州・飯田産業センター飯田工業技術試験研究所（以下「飯田工業技術試験研究所」という。）の認証試験機関化（ISO17025 準拠）を検討」することとしております。 これを受け、令和3年度当初予算要求においては、飯田工業技術試験研究所による ISO17025 の取得をはじめ、環境試験機器の活用促進等を図る航空機環境試験部門長（仮称）を配置するために必要となる経費の一部を支援する予算を計上しております。 また、県工業技術総合センター精密・電子・航空技術部門では、令和2年3月に、電気計器における ISO/IEC17025 準拠の校正事業者として JCSS に更新登録されており、飯田工業試験研究所が認定試験機関となるために必要となる手続きや準備について、助言を行うなどの支援を行ってまいります。
53	（6）環境保全対策の推進 環境負荷物質を使用している企業へ増税し、環境対策の拡充を進めいただきたい。一方で環境負荷物質の低減を進めている企業へは減税するなど企業内で浄化させるような施策を検討されたい。	環境部_環境政策課企画係（2020年12月28日） 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを宣言した本県において、企業における環境に配慮した経営は大変重要と考えております。 国においても、10月26日の菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言され、国を挙げて脱炭素化に向けた取組が加速してきています。 現在国では、税制面の検討状況として、例えば、風力発電機などを製造する設備に投資すると、一定割合を法人税から控除するなどの優遇税制や、脱炭素などに向けた中長期の投資方針を明示した計画を策定した企業の税負担軽減も検討されています。 予算面では、企業や大学、研究機関の再生エネルギー・省エネルギーに関する研究開発を支援する基金の創設など、環境を「成長の柱」と位置づけ、再生可能エネルギーなどの技術革新や投資を促し、次世代産業の育成を支援する方針に舵を切ったところです。 本県においては、脱炭素社会に向けた事業者の皆様への支援として、長野県地球温暖化対策条例の事業活動温暖化対策計画書制度に基づき、一定規模以上のエネルギー使用量や自動車を保有する事業者を対象に、温室効果ガスの削減計画と実績報告の義務付けを行うとともに、きめ細かな現場での立入指導や優良事業者の表彰を行うなど、伴走型の支援を実施しているところです。また、中小規模事業者の皆様を対象にした無料の簡易診断も活用しながら、環境配慮への現状や対策について積極的に助言を行ってまいります。 引き続き国の動向を注視しながら、事業者の皆様の意向等を十分把握した上で、必要な対策をとってまいります。
54	5、切れ目のない医療体制の構築	健康福祉部
55	（1）地域医療の重要性と役割 2019年9月に今後、再編・統合の検討が必要とされる424の公立・公的医療機関のリストを厚生労働省が公表しました。県内においても15の病院名が公表されました。	健康福祉部_医療政策課企画管理係（2020年12月28日） ○ 人口減・高齢化に伴う疾病構造の変化に地域ごとの医療機能の分化・連携により対応していくことが地域医療構想の本旨ですが、再編統合等の対象医療機関について、国は一部の急性期医療及び医師派遣機能しか分析対象としておらず地域の実情にそぐわないものとなっています。 ○ 対象医療機関では、

	地域を支える地域医療は、超高齢化社会に突入している現代では必要不可欠です。また、現在、新型コロナウイルス重篤患者の受け入れは、公共医療機関が優先し治療にあたる役割を担っています。さらに、政府が実行している地方創生にも「それぞれの地域で住みよい環境を確保」と謳っています。 このことから長野県においても、厚生労働省が発表した県内 15 の医療機関の統廃合においては反対するよう要請します。あわせて長野県内に感染症指定医療機関のさらなる充実を図られたい。	・地域で唯一の病院として中山間地の一次医療（外来、回復期・慢性期等の一次入院） ・在宅医療の提供や看取りの実施 ・休日・夜間の一次救急、外来の実施 ・更には新型コロナウイルス感染症の軽症・中等症患者の受入 等 県民が安心して暮らしていくために必要不可欠な役割を担っていることから、これらの一次外来医療機能などを再検証の観点に入れることを国へ要望しています。 ○ また国では、感染症対策の観点も踏まえつつ、人口減少・高齢化社会に対応するため、今後の医療政策の在り方について、具体的な方策の検討を進めていると承知しています。 ○ 県としては、各医療機関が果たしている役割について、感染症対策だけでなく、中山間地等においても標準的な医療を受けることができる体制を確保する観点から、外来や回復期・慢性期等の一次入院機能なども幅広く評価し、地域医療構想調整会議において、各医療機関の自主的取組を基本に関係者による協議のもと必要な病床や医療機能を確保してまいります。 健康福祉部_感染症対策課（2020 年 12 月 28 日） ○ 感染症指定医療機関については、令和 2 年 12 月 18 日現在、第一種感染症指定医療機関を 1、第二種感染症指定医療機関を 11 指定しております。 ○ 第一種感染症指定医療機関は、感染症法における「1 類感染症」に対応する医療機関であり、特殊な感染症を取り扱うことから県内で 1 つの医療機関を指定しております。 ○ 第二種感染症指定医療機関は、感染症法における「2 類感染症」に対応する医療機関であり、1 類感染症と比較して広域での対応が求められることから、県内各圏域に 1 つ以上計 11 の医療機関を指定しております。 ○ 今回のコロナ禍に限らず、感染症への対応として必要な機能を見極め、今後も必要な支援を行ってまいります。
56	（2）公立・公的医療機関の収益悪化に対する支援 県立病院と同様に、多くの公立・公的医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者の影響による収入減が発生している。地域医療を守る医療従事者の人材確保の観点からも、手厚い財政支援に取り組まれない。	健康福祉部_医師・看護人材確保対策課医師係（2020 年 12 月 28 日） ○ 感染リスクを抱えながら仕事をしている医療従事者に、感謝と敬意の思いを込めるとともに処遇改善等を行うため、慰労金の支給や医療機関による特殊勤務手当の支給への支援のほか、地域医療提供体制を維持するために行う医療従事者の派遣に要する経費への支援について、6 月県議会において補正予算で対応しました。 ○ 「医療従事者等特殊勤務手当支援事業」では、地域医療提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療従事者が抱えている、自身の感染リスクに伴う身体的・精神的な負担の軽減を目的として、手当の支給を医療機関に促すため、県民からのふるさと信州寄付金を活用して支援を行っています。 ○ 補助内容は、医療機関が職員向けに支給した新型コロナウイルス感染症対応に係る手当等について補助基準額 4,000 円を上限として、手当額 2,000 円以上の場合、公的・民間 2 / 3 公立 1 / 2 、手当額 2,000 円未満の場合は公的・民間 1 / 2 公立 1 / 3 とし、医療機関の手当の導入を促します。 ○ 対象期間は、8 月 1 日から令和 2 年度末までとし、予算額は、1 億 5,224 万円です。 健康福祉部_感染症対策課（2020 年 12 月 28 日） ○ 医療機関の経営について、11 月 12 日付けで公表された日本病院会等の全国組織の調査では、第 1 四半

		期で最悪だった５月に比べ、第２四半期に入り徐々に改善傾向に向かっていることが認められている一方で、前年と比較し、厳しい経営状況が継続しているとの分析がなされています。多くの公立・公的医療機関においても、厳しい経営状況が継続しているものと認識しています。 ○ こうした中、県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、患者受入医療機関の空床確保に関する補助金の第１期分（４月分～７月分）として、１１月３０日に公立・公的医療機関を含む４１病院に対し総額５６億７,０００万円余の支払いをしました。また、同交付金等を活用し、４月補正予算では新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業等を、６月補正予算では救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業等を、９月補正予算では新型コロナウイルス検査体制強化事業等を予算化するなど、医療機関に必要な経費について、数次にわたる補正予算により対応しています。 ○ さらには、国に対して１１月に、緊急包括支援交付金やその他の財政支援の継続的な実施や、受診控え等による収入の減少など、医療機関の経営悪化に対しても十分な支援を行うよう要望を行いました。 ○ 今後、これら予算化した補助金の迅速な支払いや、引き続き、知事会等とともに医療療機関の財政支援を国に求めるなど、公立・公的医療機関の財政支援に取り組んでまいります。
57	（３）県独自の新型コロナウイルス感染症予防対策の構築 感染予防をさらに進めるため、国の方針に乗るのではなく、県として独自に県内に持ち込まれないような予防対策を講じられたい。	健康福祉部（回答なし）
58	（４）新型コロナウイルス感染症予防対策の強化 ① 緊急事態宣言は解除されましたが、ワクチンが出来たわけではなく、ウィルスが消滅したわけでもない のでまだまだ予断は許されません、年齢・既往症によっては感染したら亡くなる可能性が高くなることも提言されています。早急に対策を講じられたい。 ② 緊急事態宣言が解除され、現在第２波と言われる流行も収束傾向にありますが、冬期にはインフルエンザと共に第３波が流行するのではないかと懸念されている。今後の県内における感染防止対策の強化を講じられたい。	健康福祉部（回答なし）
59	（５）新型コロナ感染症予防に向けた今後の対策 新型コロナウイルス感染症について、長野県においては幸いなことに感染者が爆発的に増加するといった事態が避けられています。ただ、都道府県間の移動自粛が解除されたことから、今後は首都圏からの人の移動により、感染者が増加することが懸念されます。また、第二波、第三波の発生も想定されるところですが、今後の対策について県としての考え方をご教示ください。	健康福祉部_感染症対策課（２０２０年１２月２８日） 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針に則り、感染拡大の防止に努めてまいります。 具体的には、 ○ 季節性インフルエンザの流行期や人の移動や会食の機会が増加する年末年始を迎えるにあたり、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、これまでの県内の発生事例を踏まえ、リスクの高い場面や行動をわかりやすく周知するとともに、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進してまいります。 ○ 事業者に対して、市町村や関係機関と連携しながら、感染拡大予防ガイドライン周知と適切な感染防止策の徹底を呼び掛けてまいります。 ○ 高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関す

		る注意喚起を改めて行ってまいります。 ○ 重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施してまいります。また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣してまいります。 ○ 陽性者の受入医療機関に対し、既に確保している病床に加え、更なる患者受入の拡大の協力を求めるとともに、宿泊療養施設の早期増設に取り組むなど、医療提供体制の充実を図ってまいります。 ○ 診療・検査医療機関や外来・検査センターの拡充・強化などにより、更なる体制の強化に取り組んでまいります。 などに取り組んでまいります。
60	（６）地域医療構想 ① 地域医療構想における病院再編・統合の議論に関し、都道府県から国への報告期限が延長され、公立病院ガイドラインの改定も延期された。延期された趣旨を踏まえ、地域の危機管理の観点も含めた上での議論構築に取り組まれない。 ② また、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした危機管理は、公立・公的医療機関がその機能の中心となっていることを踏まえ、安易な病床削減、統廃合を行わないこと。	健康福祉部_医療政策課企画管理係（2020 年 12 月 28 日） ① 人口減・高齢化に伴う疾病構造の変化に地域ごとの医療機能の分化・連携により対応していくことが地域医療構想の本旨ですが、再編統合等の対象医療機関について、国は一部の急性期医療及び医師派遣機能しか分析対象としておらず地域の実情にそぐわないものとなっています。 ○ 対象医療機関では、 ・地域で唯一の病院として中山間地の一次医療（外来、回復期・慢性期等の一次入院） ・在宅医療の提供や看取りの実施 ・休日・夜間の一次救急、外来の実施 ・更には新型コロナウイルス感染症の軽症・中等症患者の受入 等 県民が安心して暮らしていくために必要不可欠な役割を担っていることから、これらの一次外来医療機能などを再検証の観点に入れることを国へ要望しています。 ○ また国では、感染症対策の観点も踏まえつつ、人口減少・高齢化社会に対応するため、今後の医療政策の在り方について、具体的な方策の検討を進めていると承知しています。 ② 県としては、各医療機関が果たしている役割について、感染症対策だけでなく、中山間地等においても標準的な医療を受けることができる体制を確保する観点から、外来や回復期・慢性期等の一次入院機能なども幅広く評価し、地域医療構想調整会議において、各医療機関の自主的取組を基本に関係者による協議のもと必要な病床や医療機能を確保してまいります。
61	（７）県立病院の維持 長野県立病院機構は、県が定めた第３期中期目標の達成に向け、第３期中期計画を設け取り組みを開始している。 また、新型コロナウイルス感染症には県立５病院すべてで対応可能としており、３病院は実際に受け入れてきた経過がある。県が必要とする医療に即座に対応し実施できる公立病院であるとともに、へき地医療や高度専門医療など、県民の最後の砦として厚い信頼を得ており、長野県になくてはならない病院となっている。	
61	① 県民の病院として、医療提供だけでなく健康増進、疾病予防、在宅・訪問医療（診療・看護・リハビリ・介護）を総合的に対応できる病院となるよう市町村や関連団体等との連携強化、体制整備に取り組まれない。特に医療資源が乏しい地域や対応が困難な疾病などに対応されたい。 ② また、医療従事者の教育・育成機関としての機能をより強化するよう取り組まれない。	健康福祉部_医療政策課県立病院係（2020 年 12 月 28 日） ① 県立病院機構の第３期中期目標では、地域医療の提供として ・在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・看護・リハビリ・薬剤指導）の提供 地域連携の推進として、 ・医療・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステムの推進 ・児童虐待への対応、医療的ケア児、母子保健、予防医療、健康寿命の延伸に資する活動等に取り組むよう、地域の保健・福祉関係機関との連携の推進

	③ 新型コロナウイルス感染症に対応することにより、一般病床の減少、手術の延期、さらに風評被害などにより収入源となり、非常に厳しい財政状況となっている。これは国や県の要望に応えた結果でもあり、今後も第 2 波、第 3 波に確実に対応するためにも手厚い財政支援に取り組まれない。 ④ また、将来においても県民に安全、安心、信頼の医療が提供できるよう十分な運営費負担金を計上するよう取り組まれない。	を指示しています。 ② 医療従事者の養成と専門性の向上としては、信州医師確保総合支援センター分室としての役割をはじめとし、幅広く診療のできる総合医の養成、特定行為が行える看護師の養成、看護師養成所の運営による地域医療を担う看護師の養成などを中期目標として指示しています。 ③ 令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症に関する財政支援として、人工呼吸器等医療機器の整備に係る経費や空床確保料など相当額について予算措置をしており、交付の手続きを進めているところです。 ④ 第 3 期における運営費負担金については、第 2 期の 54 億 8 千万円から 3 千万円増額し、55 億 1 千万円を交付することとしたところです。
62	（８）医療従事者の確保と労働環境改善の推進 看護師不足は医療現場における労働環境の悪化を引き起こし、離職率が増加することで経験豊富な人材の確保をより困難なものとさせています。 看護師等の 2016 年(平成 28 年)末現在の県内就業者数は 29,018 人、人口 10 万人当りの就業者数では、保健師、助産師、看護師で全国より高い水準を保っていますが、今後、高齢化が更に進行する中で、安心して生活するためには医療の充実は欠かせません。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療従事者の負担が増える一方で、医療機関の経営が悪化するという悪循環が起きています。 現在、信州保健医療総合計画や、地域医療構想に基づき、看護師等の新規養成数の確保、離職防止・再就業促進などの取組が進められており、また、昨年度より豊富な経験を有する看護職員の退職後の幅広い活動を支援する「セカンドキャリア支援事業」等を開始されたと認識しています。	
62	① 今後も信州保健医療総合計画や、地域医療構想に基づき、県民が安心して医療サービスが受けられるよう、実効性ある取り組みを展開されたい。	健康福祉部_医師・看護人材確保対策課看護係（2020 年 12 月 28 日） ・ 看護職員の確保・養成につきましては、看護師等養成所運営費補助、看護職員修学資金の貸与等による「新規養成への支援」、新人研修や特定行為研修等のスキルアップ研修への支援による「資質向上」、院内保育所への運営費補助等による看護職員の勤務環境改善に対する支援による「離職防止」により、県内で勤務していただける看護職員の増加に取り組んでいます。 ・ また、長野県ナースセンターにおいて、ナースバンク事業による求人・求職のマッチングを行うほか、再就業相談会や復職研修会等の開催及び退職後のセカンドキャリア支援により、離職者の「再就業の促進」にも努めています。 ・ 今後も地域医療構想等を基に昨年度実施しました 2025 長野県看護職員需給推計において必要とされる看護職員の確保に引き続き努めてまいります。
63	（９）保健師・看護師対策 ① 2025 年度長野県看護職需給推計に基づき、必要な看護職員の確保を目指すとしているが、単なる看護職員数の確保に留まらず、医師と同様に地域偏在の解消に取り組まれない。 ② 少子高齢化社会を見据え、必要とされる看護職員の確実な確保を行うため、県内のみならず全国及び外国人看護職員の確保、育成を積極的に取り組まれない。 ③ 新型コロナウイルス感染症対策等の対応から保健師の人員体制が不十分である。セーフティー・ネットである保健行政において、非常事態にも対応できる人員体制の整備が必要である。また、長寿県である長野県において、引き続き健康長寿をめざしていくためにも、保健師の体制整備に取り組まれない。	健康福祉部_医師・看護人材確保対策課看護係（2020 年 12 月 28 日） ① 2025 年度に向けた看護職員の確保については、地域医療の安定供給のために、「新規養成への支援」「資質向上・離職防止」「再就業の促進」を中心に施策を展開しているところです。 ・ 今後も各医療圏の地域医療構想の進捗状況に相応した看護人材確保が図られるよう、地域別・分野別等の必要看護職員数の分析等を行うとともに、修学資金貸与者の返還免除要件施設の設定等による過疎地域の病院や、人材確保が困難な介護分野等への就業者の誘導及びナースセンターの就業相談活動等を重点的に実施する地域等の設定などを行うことにより、看護職員の偏在の解消に努めてまいります。 ② 県外からの看護人材確保につきましては、ナースセンター事業において、県外在住の看護職向けにチラシ等を作成し、県が行う移住促進イベント等において周知活動を行っています。 ・ また学生向け就職ガイダンス「信州で看護。」では、県外の養成所へも広く周知して県外の学生の参加を募る他、専用サイトを設けて県外の学生にも県内医療機関等の情報を発信しています。 ・ 今後もこれらの事業に積極的に取り組むことで、県外からの人材の確保に努めてまいります。 ・ 外国人看護職員の確保につきましては、E P A（経済連携協定）の内、フィリピン・インドネシア・ベトナムとの協定により、両国からの外国人看護師候補者の受入を県内病院が行っており、これに対す

	④ 看護職員の労働環境改善について、医療勤務環境改善支援センターが取り組みをしているとのことであるが、十分な実績となっていない。周知が不十分でもあり広報活動をはじめ、積極的な活動に取り組まいたい。また、その成果が県民に分かりやすく情報発信されるよう取り組まいたい。 ⑤ 地域医療介護総合確保基金長野県計画事業（医療）の継続と充実、より活用してもらうための広報に取り組まいたい。	る支援を行っております。 ・ 看護師国家試験において、これまでに県内の候補者 9 名が合格しております。 （R 1 年度試験 全国実績 合格者 46 名 合格率 11.1%、県内合格者 1 名） ・ 外国人看護師候補者の受入については、国際協力に資するものであり、今後も継続的に支援を行ってまいります。 健康福祉部_健康福祉政策課総務係（2020 年 12 月 28 日） ③ 新型コロナウイルス感染症対策のため、これまでに保健師の臨時的任用などにより、保健所の体制強化を図ってまいりました。 それに加え、正規職員の採用による保健所の体制強化も必要であることから、令和 3 年 4 月に県が正規採用する保健師について、当初の採用計画数に 6 名を上乗せして採用することとしております。 今後も、引き続き必要な人員の確保等に取り組みながら、保健所の体制強化を図ってまいります。 健康福祉部_医師・看護人材確保対策課医師係（2020 年 12 月 28 日） ④ 医師・看護師等医療従事者の確保、離職防止のため各医療機関では勤務環境改善に向けた様々な取組が行われています。時間外労働時間の削減、有給休暇の取得促進など、勤務環境に関する課題は多く、働きやすい環境の整備が求められています。 ・ 本県では、勤務環境改善に関する医療法改正を受け、平成 28 年 2 月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、勤務環境改善に取り組む医療機関に対する支援を行っています。 ・ 本県の医療勤務環境改善支援センターの特徴として、看護アドバイザーを配置しており、県看護協会の「働き続けられる職場環境づくり推進委員会」の委員としての業務、病院訪問に同行するなどの活動、勤務環境等についてのヒアリング及びセンターの周知等を実施しています。 ・ 勤務環境に関する課題は医療機関ごとに様々であることから、医療機関が自主的かつ継続的に勤務環境改善に取り組んでいけるよう、医療勤務環境改善支援センターが支援してまいります。 ・ 今後、更に各医療機関において勤務環境改善の取組が加速していくと思われる中で、医療機関へ適切な情報提供を実施するとともに、センターの利用促進につながるよう周知してまいります。 ・ また、各医療機関における支援の事例等については、ホームページ等で公開してまいります。 健康福祉部_医療政策課企画管理係（2020 年 12 月 28 日） ⑤ 地域医療介護総合確保基金（医療分）については、これまで 3 つの事業区分（①病床の機能分化・連携 ②在宅医療の推進③医療従事者等の確保・養成）ごとに長野県計画を策定してまいりましたが、今年度新たに勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に係る事業区分が創設されたことにより、医療従事者に対する支援が拡充されました。 今後も引き続き、医療機関及び関係団体等に必要な支援を行っていくとともに、広く事業募集を行い、周知してまいります。
64	（1 0）公立病院への産科設置 子育て支援のためにも、安心して出産ができるように各地域に公立の産院整備を要望します。	健康福祉部（回答なし）
65	（1 1）保健福祉事務所及び環境保全研究所の人員体制整備と応援体制の構築	健康福祉部 新型コロナウイルス感染症対策のため、これまでに保健師・臨床検査技師・事務職員の臨時的任用などに

	新型コロナウイルス感染症に対する PCR 検査体制等、平常時のみならず非常事態において十分な機能を発揮できるよう人員体制をはじめ、環境を整えること。また、非常事態を想定した応援体制の構築に取り組またい。	より、保健所の体制強化を図ってまいりました。 それに加え、正規職員の採用による保健所の体制強化も必要であることから、令和 3 年 4 月に県が正規採用する保健師及び臨床検査技師について、当初の採用計画数に、保健師 6 名、臨床検査技師 1 名を上乗せして採用することとしております。 また、管内の感染拡大等により保健師等の専門職が不足する保健所に対しては、本庁及び各保健所間において応援体制を構築し、集中的に人員を投入してきたところであり、今後も、引き続き感染の拡大状況等に応じた適切な応援体制の構築に取り組んでまいります。
66	6、誰にでも居場所と出番のある福祉政策の推進	県民文化部
67	(1) 福祉従事者の労働環境改善 高齢化に伴い、今後ますます福祉の需要が高まると思われるが、現場で働いている知り合いの話を聞くと、大変な仕事のわりに給料が安い・人が足りないという声が聞かれる。福祉分野で働く人の労働環境改善を望む。	健康福祉部（回答なし）
68	(2) 福祉サービス向上に向けた体制整備 高齢者福祉の向上のためにも、地域に相談員を増やし 24 時間体制での高齢者ケア、家庭で老老介護ができるような体制を整備して欲しい。	健康福祉部（回答なし）
69	(3) 高齢者・生活困窮者などに対する相談支援の周知 新型コロナウイルス感染症に係る家族や地域の支援が得られにくい高齢者や生活困窮者に対する相談支援について対応・周知を徹底されたい。	健康福祉部_地域福祉課自立支援・援護係（2020 年 12 月 28 日） ○ 生活に困窮する方に対して、引き続き、生活就労支援センター「まいさぼ」を中心に福祉事務所やハローワークなど地域の支援機関と連携し、きめ細かく相談支援を行ってまいります。 ○ 生活支援策の周知については、県ホームページや SNS による情報発信の他、周知用チラシを作成し、コンビニに配布したり相談窓口で丁寧に案内しておりますが、今後も市町村による広報や民生児童委員への周知を含めて、県民に対して周知してまいります。
70	(4) 介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善 I. 介護福祉施設の充実 ① 2025 年を目前に控え、介護福祉士等の介護職員の不足が解消されていない。約 4.5 万人必要とされている介護職員について、地域医療介護総合確保基金長野県計画事業を用いて様々な支援を行っているが、さらに踏み込んだ政策が必要である。例えば、県立中学校や県立高校でヘルパー資格取得を必須科目とするなど思い切った政策に取り組まされたい。 ② また、並行し労働条件や賃金の改善などに指導性をもって対応されたい。 ③ 地域医療介護総合確保基金長野県計画事業（介護）の継続と充実、より活用してもらうための広報に取り組まされたい。	教育委員会_学びの改革支援課（2020 年 12 月 28 日） - ホームヘルパー（2 級）の資格について ・「ホームヘルパー 2 級」の資格は 2013 年 4 月から新たな制度となり、「介護職員初任者研修」へ名称変更されたところです。 - 県立中学校における「介護職員初任者研修」資格の取得について ・介護職員初任者研修の資格取得の年齢制限は一般的に 16 歳以上とされており、また、資格取得に必要な研修も 130 時間必要であるため、中学校で資格を取得することは困難であると考えます。 - 県立高校における「介護職員初任者研修」資格の取得について ・上記のとおり、資格取得のためには 130 時間の研修が必要で、うち 12 時間は実習を行うこととされています。50 分授業に換算すると 156 時間であり、3 年間にわたって、週 2 時間程度の授業を受ける必要があります。現状では、福祉を教えられる教員も少なく、学校のカリキュラムもタイトであることから、すべての学校で資格取得を必須科目とすることは、困難であると考えます。 - なお、関心の高い生徒が専門的に福祉を学ぶ県立高校 8 校では、介護職員初任者研修の資格が取れるコースが設置されています。 - 以上をまとめると、現状、小中学校では福祉施設との交流を行っており、高校では必修の家庭科の授業

		で全員が福祉に関する単元を学んでいます。そのような中で、福祉や介護について理解を一層深めていきたいと考えております。 健康福祉部②③_介護支援課介護人材係（2020 年 12 月 28 日） ○ 介護人材の確保に向けては、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、多様な人材の「入職促進」、介護職員の「資質向上」、労働環境や処遇の改善による「職場定着（離職防止）」の3つを施策の柱に事業を展開しています。 ○ 中高生については、核家族化の進展等により日頃高齢者の方と接する機会が少ないこと、また介護職場を見る機会も少ないことから、中学高校への訪問講座や啓発ツールの作成・配布等を通じて仕事の魅力とやりがいを伝える福祉職場PR事業を実施しています。 - i 介護職員の職場定着・離職防止のためには、労働環境や処遇の改善も重要であると考えており、事業者へのアドバイザーの派遣や処遇改善加算の取得支援等雇用管理改善のための支援、啓発に取り組んでおります。 - ii 県内の介護職員数は増加していますが、介護分野の有効求人倍率は高止まりで推移し、現場の人材不足感も依然として改善されないことから、地域医療介護総合確保基金等を積極的に活用して必要な事業を実施してまいります。また、事業の周知に努め、利用促進を図るとともに、将来にわたる安定的な財源の確保について、継続して国に要望してまいります。
71	II. 介護職員の労働環境改善 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、全国的な介護士の不足が予想されています。施設入所の需要の増大が見込まれますが、現在も既に施設の入所待ちが各地で発生している状況です。介護サービスの充実喫緊の課題と言えますが、介護士を取り巻く労働環境は、深夜勤務や力仕事もあるため、非常に過酷であると言わざるを得ません。 一方で、賃金水準は低く、結果として離職率が高い状態にあると考えます。長野県におかれては、引き続き国や市町村と連携し、介護職場の労働条件改善に向けた働きかけを行っていただくなど、介護士の離職を防ぐ取組を推進されますようお願いいたします。	健康福祉部_介護支援課介護人材係（2020 年 12 月 28 日） ○ 介護人材の確保に向けては、「地域医療介護総合確保基金」等を活用し、多様な人材の「入職促進」、介護職員の「資質向上」、労働環境や処遇の改善による「職場定着（離職防止）」の3つを施策の柱に事業を展開しています。 ○ 介護職員の職場定着・離職防止のためには、労働環境や処遇の改善も重要であると考えており、事業者へのアドバイザーの派遣等雇用管理改善のための支援、啓発に取り組んでおります。 ○ また、元気高齢者や子育てを終えた世代等の多様な人材の参入を促し、業務の切り分けによるチームケアを推進するほか、介護ロボット・ICT導入経費や施設内保育所運営費等の助成により、職員の負担軽減や労働環境の改善を図り、職員の職場定着を促進しています。 ○ 今後も、関係機関と連携しながら、こうした取組を推進し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できる社会を支える介護職員の確保を進めてまいります。
72	（5）フードバンクの現状課題の解決と普及促進 ① 食品ロス削減と生活困窮者への食糧支援という社会福祉的側面を持つフードバンクの普及促進に向け、企業の参加を促進する対策や活動上の障害を解決に向けた相談窓口または協議体等を設置する。また、活動に対する社会的認知を高めるための市民や企業への啓発を強化してもらいたい。 ② フードバンクの活動は食品廃棄物の削減とともに、生活困窮者への食糧支援という社会福祉的側面を持つものであり、さらに普及させていくことが求められる。しかし、食品の安全衛生上のトラブルが発	環境部_資源循環推進課資源化推進係（2020 年 12 月 28 日） ① 県では、食品ロス削減、子どもの食堂への支援、生活困窮者への支援の観点から、健康福祉部、県民文化部、環境部が連携してフードバンクやフードドライブを普及促進しています。 県民に広くフードドライブ活動を知ってもらうため、フードバンクを運営している NPO と連携して県庁や合同庁舎で定期的にフードドライブを開催しているところです。 今後は、県民向けにフードドライブのしくみを掲載したリーフレットの配布や、県内食品製造事業者向けにフードバンク活動を紹介する冊子の配布などで積極的に食品の提供を呼びかけ、フードバンクやフードドライブの社会的認知向上と同活動へ協力する機運の醸成に努めてまいります。 県民文化部_次世代サポート課次世代企画係（2020 年 12 月 28 日）

	生した際の対応や、食品の冷蔵・冷凍・保管や物流等の費用等を負担する資金が脆弱である等、さまざまな問題がある。これらの諸課題を解決し、企業の参加促進や活動上の障害を解決する仕組みの構築、また、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化することが必要である。 ③ 長野県内では、長野市と長野県立大学との連携事業である「食品ロス削減のための災害備蓄食料の有効活用事業」を進めるなど官学連携が進められている。また消費者の行動意識を向上させる「30・10運動」を長野県内に根付かせ、「あるを尽くす」キャンペーンなどを全国的な啓発運動に発展させることの意義は大きい。 ④ さらに、フードバンクを運営するNPOや活動団体と、協力できる企業、スポンサーをマッチングさせるために県行政が仲介役を果たす役割は大きい。財政的な支援も含め恒久的な予算設定を検討するなど、長野県として食品ロス削減に加え、こどもを中心とした生活困窮者への福祉的支援の拡充に取り組まれない。	① 県では、子どもの食堂への支援、生活困窮者への支援、食品ロス削減の観点から、県民文化部、健康福祉部、環境部が連携してフードバンクやフードドライブを普及促進しています。 ○ 県民に広くフードドライブ活動を知ってもらうために、フードバンクを運営しているNPOと連携して県庁や合同庁舎で定期的にフードドライブを開催しており、今年度は11月までに4,187kgの食品を寄贈いただいています。 ○ 今後も、引き続き県民文化部、健康福祉部、環境部が連携し、県民向けにフードドライブのしくみを掲載したリーフレットの配布や、県内食品事業者向けにフードバンク活動を紹介するパンフレットの配布などで積極的に食品の提供を呼びかけまして、フードバンクやフードドライブの社会的認知向上と同活動への協力機運の醸成に努めてまいります。 健康福祉部_地域福祉課自立支援・援護係（2020年12月28日） ① 県では、子どもの食堂への支援、生活困窮者への支援、食品ロス削減の観点から、県民文化部、健康福祉部、環境部が連携してフードバンクやフードドライブを普及促進しています。 ○ 県民に広くフードドライブ活動を知ってもらうために、フードバンクを運営しているNPOと連携して県庁や合同庁舎で定期的にフードドライブを開催しており、今年度は11月までに4,187kgの食品の寄贈をいただいています。 ○ 今後は、県民向けにフードドライブのしくみを掲載したリーフレットの配布や、県内食品事業者向けにフードバンク活動を紹介するパンフレットの配布などで積極的に食品の提供を呼びかけまして、フードバンクやフードドライブの社会的認知向上と同活動へ協力する機運の醸成に努めてまいります。 ② フードバンク活動団体の運営は、企業や個人からの寄付や団体からの助成金等を利用して、民間の団体等により主体的に取り組まれているところです。 ○ 県では、平成28年度から、NPO法人フードバンク信州等のフードドライブの実施団体と連携し、県庁舎や合同庁舎等において、フードドライブを実施するとともに、市町村に対するフードドライブの実施協力や啓発セミナーの開催周知等の支援を行ってまいりました。 ○ 今後は、市町村だけでなく食品関係団体等に対しても、庁内関係部局と連携し、生活就労支援センター「まいさぼ」における食料支援やフードバンクの活動を紹介するパンフレットを配付するなど積極的に食品の提供を呼びかけまして、フードバンク活動団体と食品事業者等との仲介役を果たしてまいります。 環境部_資源循環推進課資源化推進係（2020年12月28日） ④ フードバンク活動団体の運営は、企業や個人からの寄付や団体からの助成金等を利用して、民間の団体等により主体的に取り組まれています。 県では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、このような活動を支援するため、フードバンク活動団体と連携し、フードドライブの開催や事業者、県民に向けて余剰食品の寄贈を呼びかけてまいりました。 今後も、事業者等へフードバンク活動を紹介する冊子等を配布し、より多くの事業者から食品を寄贈いただけるよう積極的に呼びかけを行い、県が事業者等とフードバンク活動団体の仲介役を果たしてまいります。 県民文化部_次世代サポート課次世代企画係（2020年12月28日）
--	---	--

		④ 県では、新型コロナウイルス発生による学校の臨時休業を行った本年３月から６月にかけてフードドライブの実施団体に対し、長野県将来世代応援県民会議を通じて活動費の助成を行いました。 また、県が基金の一部を支援して公益財団法人長野県みらい基金が造成した「コロナに負けない信州応援基金」によりフードバンク運営団体を支援しています。 さらに、赤い羽根共同募金の助成事業をはじめ、民間団体が実施している助成事業をフードバンク運営団体に紹介し、活動の応援を行っています。 ○ 信州こどもカフェと食品事業者とのコーディネートにつきましては、これまで、食品事業者から食品提供の申出があった場合にはその都度こどもカフェを紹介してきたところです。 また、県でフードドライブを開催する際には、県内の信州こどもカフェの一覧を食品事業者へ紹介し、フードドライブや信州こどもカフェへ食品を提供していただけるよう協力の呼びかけを行っているところです。 ○ 今後は、食品関係団体等に対し、信州こどもカフェやフードバンクの活動を紹介するパンフレットを配付するなど積極的に食品の提供を呼びかけまして、フードバンク活動団体と食品事業者等との仲介役を引き続き果たしてまいります。
73	（６）高齢者運転免許証返納に係る対策 長野県は中山間地で生活する人も多く、車がなければ生活が困難になる人が多い状況です。一方で、高齢ドライバーが重大事故を起こすことも多いことから、運転技術や身体能力に不安のある高齢者への運転免許の自主返納の勧奨も進めていくべきと認識しています。運転免許の自主返納の促進にはバス等の公共交通機関の充実や、タクシー等に対する利用の助成をはじめとした返納後の生活を支える仕組みが必要です。現在も長野県警察シニアサポート制度での特典があり、また、各市町村でも何らかの特典を設けているところではありますが、市町村と連携した継続的な支援制度についてご検討ください。	県民文化部_くらし安全・消費生活課交通安全対策係（2020 年 12 月 28 日） 県では、昨年９月に市長会・町村会及び公共交通、高齢福祉、交通安全の関係機関の参画を得て、「長野県高齢ドライバー運転事故防止関連対策懇談会」を立ち上げ、高齢ドライバーに起因する交通死亡事故の防止に全県を挙げて取り組んでまいりました。懇談会を通じて得られた意見等を参考に、本年４月には「高齢ドライバー運転事故防止関連対策指針」を策定し、指針に基づく方向性として、運転を継続せざるを得ない高齢者の安全運転を支える支援と、免許証を返納した高齢者の日常生活における移動手段の確保を含む支援を位置付けています。 高齢者の安全運転を支える支援として、加齢による運転能力低下への「気づき」を促し、免許証返納制度や安全運転支援装置等の活用促進を周知するための高齢ドライバー向けチラシを作成し、市町村、市町村老人クラブ連合会、シルバー人材センター、ヤングドライバークラブ等へ配布し、啓発に努めています。また、高齢ドライバー向け交通安全講習の指導者養成を目的とした研修について、オンデマンド方式による実施を予定しています。 免許証を返納した高齢者に対する支援としては、県内の市町村等が実施する支援施策の調査・取りまとめを行い、調査結果を県公式ホームページに掲載することにより、免許証を返納しようか迷っている高齢ドライバーやその家族、免許証返納者への周知を図っています。 また、住民相互の助け合いによる輸送サービス構築に向けた調査・研究事業を進めており、県内における当該輸送サービスの事例集を作成するため、市町村等と連携して現地視察を実施しております。事例集は、助け合いによる輸送サービス等の導入を検討している市町村等が、それぞれの地域にとって望ましい移動手段の確保策を検討する際の参考として活用していただくために作成するものであり、今後、高齢者の移動手段構築に向けた支援等を通じて市町村等と連携し、高齢者の交通安全対策を図ってまいります。
74	（７）ゲートキーパーの配置 2019 年版自殺対策白書によれば、全国の自殺者数は９年連続で減少しているものの、依然として年間２万人を超える水準にある。長野県においても近年は減少傾向にあるものの、ほぼ毎日１人の方が自ら命を絶っているという深刻な状況にある。また、未成年者の自殺者数は、全国的にはほぼ横ばいで推移している一方、長野県の未成年者の 2014～2018 年の５年間平均の自殺死亡率（10 万人当たりの自殺者数）は、全国で最も高いという危機的な状況にある。こうしたことから、県は子どもの自殺対策プロジェクトチームを設置し、様々な対策が取り組まれている。 新型コロナにより、首相の突然の要請以降、学校（小中高）が２月末から休校が６月によりやく再開された。しかし、高校３年生については精魂かけて取り組んで	

	きた運動系の甲子園、インターハイなどや文科系の吹奏楽コンクールなどの中止により、各地域での代替え大会はあるものの、心の傷は簡単に癒せるようなものではない。又、自殺者の大多数が男性の中高年層であるが要因が経済問題であり、コロナうつとともにリーマンショック以上の自殺者の懸念が多く、精神科など専門家から指摘されている。	
74	このため、県と労働者団体等が連携して、「こころと命のゲートキーパー」の学習会を共同で開催し、自殺者のない社会に向けた第一歩を踏み出す必要がある。 ＜ゲートキーパー＞ 身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関につなぎ、見守る、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。	健康福祉部_保健・疾病対策課 心の支援係（2020年12月28日） ○ 平成30年3月に策定した「第3次長野県自殺対策推進計画」において、重点施策として「勤務問題による自殺対策の推進」を掲げており、県としても勤務問題による自殺対策は重要と考えております。 ○ 現在、保健福祉事務所等では、企業の研修会等に併せてゲートキーパー研修会を実施し、心に悩みを抱えている勤労者の方々を支える人材育成に努めております。 ○ ゲートキーパーを一人でも多く増やしていくことは、自殺を未然に防ぐためにも有効な取組みなため、県としましても労働者団体等の皆様と連携し、ゲートキーパー研修（学習）会を開催出来ればと考えております。
75	7、総合的な防災・減災体制の構築	建設部
76	（1）想定される地震災害の対応 長野県は地震の県です。直近でも割と大きな地震が発生しています。警戒しなければならない地震が予測されていますが、確率が下がることはありません。平時から地震災害に備え被害を最小限にするためにも、県内で想定される地震とその被害状況について普及啓発方法を検討されたい。併せてライフラインの確保をお願いしたい。	危機管理部_危機管理防災課防災係（2020年12月28日） 南海トラフ地震特別措置法に基づき、震度6弱以上の揺れが想定される県南部を含む34市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されております。 これら「推進地域」に指定された市町村は、「南海トラフ 地震防災対策推進計画」の作成が必要となり、体制の整備や情報の収集・伝達、住民の避難対策など具体的な地震対策を検討することとなっております。 そのため、県では、県内推進地域34市町村で構成する「長野県地震対策強化地域連絡協議会」と連携し、協議を行うなどなど、具体的な対策が図られるよう支援を行っておりますので、引き続き、このような広域的な協議の場を活用することで、ライフラインの確保など地震対策の強化を推進してまいります。 また、災害による被害を最小限に防ぐには、住民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の災害リスクを知り、適時適正な避難行動につなげていただくとともに、避難の際に支援が必要な方を地域で支える体制づくりが重要であると考えています。 今後も、県政出前講座における地震災害に係る普及啓発や災害時住民支え合いマップ等の作成について、市町村とも連携しながら推進することで、地域防災力の向上に努めてまいります。
77	（2）防災体制の整備 I. 防災・減災・避災を目指したまちづくりの強化 2019年の台風19号の豪雨災害の教訓より、膨大な費用と時間のかかる防災設備の充実から、災害が起きても被害を少なく抑える「減災」、もしくは緊急的な災害から身を守り避難するという「避災」という観点でのまちづくりを強化していただきたい。 ① 具体的には各市町村で作成しているハザードマップが想定している基準が今回の災害と照らし合わせ実効性が担保されていたかという検証が必要である。そのうえで避難場所の確保や緊急的に逃れられる安全な避難施設への誘導と、その環境整備は急務である。 ② また、防災行政無線の戸別受信機の導入が2019年	危機管理部_危機管理防災課防災係（2020年12月28日） ① ハザードマップは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的により、過去のデータと科学的な知見も合わせ作成されているため、予測精度は高いと言われております。 しかしながら、実際には、災害の規模等により、ハザードマップの想定と異なる被害が発生したり、ハザードマップに想定されていない場所でも、災害が起こる可能性はゼロではないことから、マップの確認と併せて、身近な危険リスクの認識や実効性のある避難訓練の実施が重要と考えております。 ② 日ごろから災害を自分ごととして捉え、停電時にどのように避難するかなど、様々な状況を災害発生前から検討しておくことは、住民の命を守る観点から非常に重要であると考えております。 そのため、現在、台風の接近等による風水害が起こる可能性があるときに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理した「マイ・タイムライン」の作成支援など、住民一人一人が「自らの命は自ら守る」意識の醸成が図れるよう取組を行うとともに、停電を想定した避難訓練の導入など、実効性が高められるよう県政出前講座等を通じて地域への支援を継続してまいります。 ③ 昨年の令和元年東日本台風災害では、浸水区域から1,700名を超える方が救助され、また、過密状態の避難所が発生しました。これらの事実を重く受け止め、住民の逃げ遅れを決して出さないという強い決意

	4 月時点で県内 77 市町村のうち導入できているのが 64 市町村にとどまっていることに加え、台風 19 号の当日停電により非常用発電機と連動すべきところが機能しなかったという事例もあり「住民の命を守る」という観点でも停電を想定した避難誘導のあり方も検証すべきでないか。 ③ 2019 年 10 月、国土交通省は 2020 年から幹線道路沿いで広い駐車場がある「道の駅」を「防災道の駅」として避難者の受入れや施設の耐震化、非常電源の設置支援など、災害時の拠点機能の充実強化を進めていくと発表している。県内においても現存する「道の駅」や今後新設置する「道の駅」についても避難拠点としての機能強化のための対策を進め、安心、安全のまちづくりを強化する必要がある。 ④ 長野県は、2019 年に被災した台風 19 号災害から得られた教訓から、改めて地域特性に配慮した住民主導型体制づくりが求められる。例えば、台風 19 号の災害を風化させないためにも「10 月 12 日」を県民防災の日を設定し、地域ごとに避難場所や避難経路の確認、一人暮らしの高齢者の安否確認訓練、避難備蓄品の点検をするなど、県および地域行政と地域住民が協働で行なえる防災・減災の市民運動を展開してはどうか。	の下、6 月 3 日には市長会、町村会とともに「信州防災『逃げ遅れゼロ』宣言」を行いました。 この宣言を踏まえ、県では避難対策を重要施策の一つと位置づけ、市町村とともに「信州防災まったなしキャンペーン」として集中的に広報等を行うなど、自らの命は自らが守るという県民意識への転換を促すとともに、住民に対し、切迫感が伝わる情報発信などに努めてまいりました。 なお、国により「防災の日」は毎年 9 月 1 日、この日を含む 1 週間を「防災週間」とされており、全国各地で防災訓練をはじめとする国民運動が行われていることから、「10 月 12 日」を県民防災の日に設定することについては、今後、関係市町村から意見を聴取するなど、研究してまいりたいと考えております。 今後も、住民主体の避難体制の構築など、減災対策等について推進してまいります。 建設部_河川課管理調整係（2020 年 12 月 28 日） ① ハザード_マップは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的により、過去のデータと科学的な知見も合わせ作成されているため、予測精度は高いと言われております。 しかしながら、実際には、災害の規模等により、ハザードマップの想定と異なる被害が発生したり、ハザードマップに想定されていない場所でも、災害が起こる可能性はゼロではないことから、マップの確認と併せて、身近な危険リスクの認識や実効性のある避難訓練の実施が重要と考えております。 建設部_道路管理課維持舗装係（2020 年 12 月 28 日） ③ 県内にある 52 駅の道の駅のうち、「県管理一体型道の駅」は 21 駅あり、県が駐車場とトイレを管理しています。（他に「国管理一体型」10 駅、「市町村単独型」21 駅） ・ 「県管理一体型道の駅」については、平成 25 年度から「道の駅防災機能強化事業」により、防災倉庫、投光器、仮設トイレ、ソーラー発電照明等の整備を進めてきました。 ・ 今年度は長和町の「マルメロの駅ながと」において非常用発電機の設置工事を進めており、令和 3 年度に完了する予定です。 ・ 引き続き県内の「道の駅」の防災機能の強化に向け、県としても支援してまいります。 ○ 防災施設整備の経過 <table><tr><td></td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 元</td><td>R 2</td></tr><tr><td>駅数</td><td>15</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>8</td><td>8</td><td>1</td></tr></table> ※1：駅数は延べ数 ※2：H25～H29 は防災倉庫や防災資材を整備（白馬（白馬村）、今井恵の里（松本市）、いくさかの郷（生坂村）を除く） ※3：H30～R 2 は 3 か年緊急対策事業により非常用発電機を整備（市町村の避難所として位置づけのある 9 駅が対象）		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	駅数	15	2	2	2	1	8	8	1
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2												
駅数	15	2	2	2	1	8	8	1												
78	Ⅱ．災害発生時の情報伝達の充実 自然災害が多い中、県や市町村からの情報発信はいまだに少ないように感じ、かつ行き届いていないと思う。現在は SNS も活用した情報発信を起こる前（常日頃）から行う必要があると思われる。有効な情報伝達に向けて情報伝達手段の多様化を促進されたい。	危機管理部_危機管理防災課防災係（2020 年 12 月 28 日） 水害や土砂災害は、適時適切に避難すれば人的被害を最小限に抑えることができることから、昨年の令和元年東日本台風災害を踏まえ、県では、国、市町村（県内 10 広域ブロック代表市町村）及び事業者（テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ）による「住民の避難行動を促す情報発信・伝達のあり方検討会」を、本年 4 月に設置し協議してまいりました。 この協議結果については、去る 10 月に報告書として取りまとめたことから、今後は、本報告書を踏まえ																		

		「信州防災『逃げ遅れゼロ』プロジェクト」として関係機関と連携し、災害の危険度が伝わるきめ細かな情報発信や多様化など、具体的な対応を進めてまいります。 なお、現在、SNSの一つである県「防災情報ツイッター」を用いて、災害時だけでなく、日ごろからの備えなど防災に役立つ情報についても、ほぼ毎日、発信していることから、今後も継続して取り組んでまいります。
79	Ⅲ. 防災・減災対策の充実 台風等の自然災害による被害は、年々大きな被害が普通になって来ています。防災・減災になるような事前の対策を、毎年の被害を検証しながら計画・実施されたい。	危機管理部_危機管理防災課防災係（2020 年 12 月 28 日） 令和元年東日本台風（台風第 19 号）は、県内に初めて大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨となり、千曲川流域を中心に、県内各地で河川の氾濫や土砂災害、風害等が発生し、広範囲にわたる大規模災害となって、1,700 名を超える方が浸水域から救助されました。 これまでも、県と市町村は、長きにわたり防災・減災対策に取り組んでまいりましたが、我が国で頻発する大規模な気象災害は気候変動が大きな要因であり、さらに激化することが懸念されています。 特に、水害や土砂災害は、適切に避難をすれば人的被害を最小限に抑えることができることから、事前対策の実施は、非常に重要となります。 そのため、県では浸水想定区域図の作成や切迫性が伝わる情報発信の検討、また、市町村では適時適切な避難勧告の発令や確実な情報伝達、必要な避難先の確保など、県と市町村とが連携し、避難対策の充実や住民への防災・減災に関する啓発に取り組んでまいりました。 今後も「決して逃げ遅れを出さない」という強い決意のもと、防災意識の高い社会の実現を目指し、市町村と一体となって防災・減災対策を推進してまいります。
80	Ⅳ. ハザードマップの整備及び危険箇所整備の推進 昨年の台風の被害による浸水被害は甚大なものでした。今後、大型の台風が増加することを鑑みれば、千曲川水域のみならず他地域でも同様の水害が起きる可能性は高く、全県的なハザードマップの整備や河川堤防の整備等、速やかな対策を要望します。	建設部_河川課管理調整係（2020 年 12 月 28 日） 県では、水防法に定められる洪水予報河川及び水位周知河川 34 河川において、想定最大規模降雨に対応する浸水想定区域図を作成し、令和元年度末までに公表したところです。この浸水想定区域図に対応する洪水ハザードマップについては、「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所として、令和 2 年度までに市町村において作成されるよう国土交通省が求めており、各市町村において作成を進めております。 さらに、上記以外の中小河川についても、県管理の一級河川のうち約 320 河川において、令和 2 年度から 4 年度にかけて、想定最大規模降雨に対応する浸水想定区域図の作成を予定しており、全県的に洪水ハザードマップが作成されるよう取り組んでいるところです。 また、危険箇所等における河川堤防の整備等につきましては、令和元年東日本台風災害では災害復旧事業による原形復旧のみならず一定計画等に基づいた改良復旧事業を積極的に活用して河川の整備を推進し、河川の浚渫や伐採についても今年度は「3 か年緊急対策事業」及び新たに創設された「緊急浚渫推進事業債」を活用し、約 4 8 億円の予算を確保して全県下において精力的に実施しているところです。 今後も、河川の危険箇所整備等について、適切な維持管理と計画的な河川整備を推進するよう努めてまいります。
81	（3）地域防災力の強化、体制整備 Ⅰ. 災害ボランティア運用の見直しについて コロナウイルスにより避難所の在り方・ボランティア受け入れ等が大きく変化してきます。県として避難所の在り方・ボランティア受け入れ等の指針を早急にまとめ、各市町村に対応への働きかける事を要望します。	危機管理部_危機管理防災課防災係（2020 年 12 月 28 日） 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の運営については、本年 7 月に「長野県避難所運営マニュアル策定指針」の改定を行い、市町村に対し通知するとともに、誰でも活用できるよう、県公式ホームページに掲載しているところです。 また、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（以下「広域受援計画」という。）を、昨年（平成

		31 年) 3 月に策定しました。 この広域受援計画には、16 項目の機能別活動計画を定めており、その一つとして、被災市町村がボランティア・NPO 等の支援を円滑に受け入れるための活動調整について規定しています。 このように、災害時における応援を円滑に受け入れるためには、県広域受援計画に基づく市町村受援計画も必要となることから、市町村に対し、計画の早期策定を依頼しているところです。 引き続き、関係部局、市町村、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、実効性が確保できるよう取り組んでまいります。
81	(3) 地域防災力の強化、体制整備 I. 災害ボランティア運用の見直しについて コロナウイルスにより避難所の在り方・ボランティア受け入れ等が大きく変化してきます。県として避難所の在り方・ボランティア受け入れ等の指針を早急にまとめ、各市町村に対応への働きかける事を要望します。	健康福祉部_地域福祉課地域支援係(2020 年 12 月 28 日) 新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営については、厚生労働省社会援護局より全国社会福祉協議会の考え方が示された旨の通知がされるとともに、長野県社会福祉協議会において「新型コロナウイルスと被災状況に応じた災害ボランティアセンター設置の考え方」が示されました。 このことを踏まえ、被災地の感染状況及び医療提供体制を踏まえた災害ボランティア募集・受入れの範囲を決定すること、災害ボランティア活動の全体量が限られる中での行政との役割分担の確認等について事前に検討することを市町村に依頼しております
82	II. 防災・減災に対する助成金の充実 各地域(最小単位)への防災・減災に対する助成金の充実をお願いします。市町村等に要請をしても多くの地域での要請となりなかなか回ってこない。また、必要な物資の県でのまとめ買いによる費用の低減等を要請します。	企画振興部(回答なし)
83	(4) 県防災ヘリの運行について 県防災ヘリの運行は一年以上止まっている状況です。2017 年の墜落事故以降、民間リース機の活用も長期間運行できない状態が続き、更には航空指導幹の機長が退職、それも運休が長期化しやる気を保てないという理由です。ヘリの操縦士や整備士は全国的にも人手不足で安定的な確保は困難とおおききします。 過日の報道で、ようやく機長として採用合格者 1 名で出たとのことですが、機体の安全性の確認はいまだ取れず、運航再開の目途はたっていないとのことです。 県は自前のヘリ運航を目指して新機体の取得を予定していますが、自主運行は本当に可能なのでしょうか。墜落事故の教訓を十分生かしつつ、安全管理を最優先に、山岳県として一日も早い救助活動開始に向けて一層の努力をお願いしたい。現時点における課題及びその解決の見通しについて伺いたい。	危機管理部_消防課消防係(2020 年 12 月 28 日) 新しい消防防災ヘリコプターは、12 月 2 日に松本空港に到着しました。 新機体は、対地接近警報装置など安全装備を追加し、安全性を向上させました。 また、自主運航による安全で安定した消防防災航空体制を確立するため、操縦士 4 名、整備士 4 名の運航体制を目指し、採用に向けて取り組んでいるところです。加えて、自主運航体制の維持・強化に向けて、若手操縦士・整備士の育成にも計画的に取り組めます。 今後は、新機体による慣熟訓練や自隊訓練など必要な訓練時間を十分確保し、安全な活動の目途がつき次第、できる限り早期の運航再開を目指します。

84	(5) ローカル 5 G の導入の検討、地元企業への導入促進 ローカル 5 G は、携帯電話事業者による全国向け 5 G サービスとは別に、地域の企業や地方自治体などのさまざまな主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に 5 G システムを構築・利用することが可能になります。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響が受けにくいと言われており、長野県においても、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されています。 以上の点を踏まえ、早期の導入を検討されたい。 また、企業においても、スマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などの支援を実施されたい。	企画振興部_先端技術活用推進課（2020 年 12 月 28 日） ○ 5 G には、超高速、超低遅延、多数同時接続という特徴があると認識しております。 ○ なお、ローカル 5 G の設置にあたっては、通信事業者のサービス活用と比べて非常にコストがかかります (ローカル 5 G の一般的なコスト感) 案件にもよるが、1 件当たり数千万円～1 億円から ※比較対象：県調達のブロードバンド (IBN) のコスト ⇒利用帯域 100MB 当たり 1 回線月額約 5 万円 (200MB は約 8 万円) ○ また、例として挙げられている活用方法 (河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、テレワーク環境の整備) において、ローカル 5 G でない通信方法でも対応可能です。 ○ このため、長野県として、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、テレワーク環境の整備等を推進する際には、ローカル 5 G に拘らず、費用対効果を勘案しながら、最適な通信方法を検討して参りたい。 産業労働部_産業立地・経営支援課中小企業支援係（2020 年 12 月 28 日） 【ローカル 5 G の導入】 人口減少下における徹底した省力化の推進と新たな付加価値の創出を目的とし、昨年 3 月に「産業生産性向上のための AI・IoT、ロボット等利活用戦略」を策定するとともに、同年 4 月から、県中小企業振興センター内に開設した「AI・IoT 等先端技術利活用支援拠点」において、専門家 2 名による県内企業の先端技術導入による省力化、生産性向上などの相談体制を構築しました。 年間 100 件を超える企業からの相談に対応するとともに、AI・IoT 等の利活用に対して補助金による支援を実施しています。 また、AI・IoT 等の先端技術に関するセミナーやシンポジウムを開催し、先端ツールの導入促進に努めています。 今後、事業者からの要望が強ければ、ローカル 5 G をテーマとするセミナー等の開催を検討します。
85	8、安心・安全なまちづくりの推進	県民文化部
86	(1) 住宅政策の充実・強化	
86	I. 空き家の有効活用対策 近年、人口減少や高齢化等に伴い、全国的に空き家が増加しており、特に、適切に管理されていない空家等が、防災、防犯、衛生、景観など様々な面において、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしていることが、大きな社会問題となっています。空き家を活用して都市部からの移住を促進し、地域の活性化を図るため空き家対策に取り組まれたい。	
86	① 県内の各地域において空き家が放置されている状況に対し、市町村と連携し積極的に動き、古民家として売り出すなどの対策を検討されたい。 ② 少子高齢化時代で世帯数の確保は各地域で重要な課題と考えています。空き家が増え、各地域での管理が難しい状態の為、空き家の有効活用や県内に住みたくなくなるような魅力発信などの施策をお願いします。	建設部_建築住宅課建築企画係（2020 年 12 月 28 日） 県では、古民家を含む空き家を活用した県外からの移住・定住促進および地域活性化を目的として、「楽園信州空き家バンク」を開設し、住まいに係る情報のほか、市町村が運営する空き家バンクの情報を集約し、空き家のマッチング（流通促進）を図っているところです。 また、昭和 20 年以前に建築された一定の要件を充たす古民家については、専門家の派遣による古民家の調査、修繕・再生の可能性や維持管理方法のアドバイス等を行う「ふるさと古民家再生支援事業」を令和 2 年度より開始し、積極的な古民家の活用による地域の活性化を促していくところです。

		上記の取組のほか、豊かな自然や美しい景観、地域の歴史や文化に根ざした、これからの時代に相応しい住まい方の理念と基本的な視点を整理した『しあわせ信州「住まい方」ビジョン2030』の専用 web サイトにより、空き家の活用も含めた魅力的な住まい方の事例等を県内外に広く発信してまいります。
87	Ⅱ. リフォーム助成制度の拡充 新型コロナウイルス感染症の発生を端にした厳しい不況感が広がっており、中小建設事業者からは「予定していた工事がキャンセルになった」、「先行きが不透明」など悲鳴とも言える声が届いています。新建ハウジングが5月30日に発表した工務店調査結果からは、80.9%が「売上・受注棟数の減少が見込まれる」と回答しており、消費者の建築意欲の減少は深刻です。県内の大工従事者は他県に増して高齢化が進んでおり、この不況により廃業・離職が進めば、災害時の職人不足に拍車がかかり地域の家守りにも大きな支障をきたすことになります。	
87	リーマンショック後に県内はもとより全国各地の自治体で行った「リフォーム助成制度」は経済波及効果が大きく地域経済の活性化・雇用の創出など多くの成果を生み出しました。 長野県においても、ふるさと信州・環の住まい助成金や、信州型住宅リフォーム助成金、現在の環境配慮型住宅助成金などの支援制度を創設し、質の高い住宅への誘導となる施策を実施しています。しかしながら一定の要件により、利用が限られるケースもみられます。 そこですでにある制度の1階部分にもなり、経済対策としての幅広く対象となるリフォーム助成制度の創設等、消費者の建築意欲の回復につながる施策の実施を要望します。	建設部_建築住宅課建築企画係（2020年12月28日） 県内の一戸建て住宅のうち約95%が木造で建設されていますが、大工技能者は減少傾向にあり、また、60歳以上の割合が約44%に達するなど、高齢化が進んでおり、修繕・改修等を行う木造建築物の担い手である大工技能者の確保・育成が求められています。 県では、快適で健康な暮らしの推進として、県内事業者が施工する省エネ改修工事を基本要件とした「環境配慮型住宅助成金（リフォームタイプ）」を実施しているところです。 令和元年12月の「気候非常事態宣言 -2050 ゼロカーボンの決意- 」により、住宅分野でも省エネ性能向上による二酸化炭素排出量のより一層の抑制を進め、省エネ改修による需要の喚起と業界のスキルアップにつながるような効果的なリフォーム助成制度について検討してまいります。
88	（2）地方道の整備 県内都市部の朝夕の交通渋滞が酷く、住民の不満や経済活動への悪影響が懸念される。バイパスの建設等を進めていただいておりますが、今後も新たな道路計画等を国や市町村と連携し検討されたい。	建設部_道路建設課計画調整係（2020年12月28日） 長野県では、近年、道路に求められる役割が多様化するなど、状況が変化する中、時代の要請に応じた道路の整備や活用など、今後10年間のみちづくりの方向性を示すものとして、平成30年3月に「信州みちビジョン」を策定しました。基本目標である「つなぐ・まもる・いかす 信州のみちづくり」の3つの要素をバランスよく進めてまいります。 なお、交通混雑の緩和、交通安全の確保を目的に、現在、国土交通省が進めている「国道18号長野東バイパス」が令和2年度末に開通するなど、国や市町村と連携して事業の推進を図るとともに、新たな道路計画を進めてまいります。
89	（3）交通ルールとマナー遵守の推進 ① 「信州松本走り」なる悪いイメージの言葉があります。そういう悪いイメージを払拭できるように交通安全を推進して欲しい。ただ反面横断歩道での停止、横断者への配慮は上位にランキングされています。悪いところは改善し、良いところは伸ばす教育を推進されたい。 ② 交通安全について、ある一定の交差点で多い信号無視の取締まり強化ながらスマホ等小さいルール違反の撲滅を進められたい。	県警本部_交通部交通指導課指導取締係（2020年12月28日） 警察では、交通街頭活動を推進し、違反行為の未然防止に努めるとともに、無免許・飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等の交差点関連違反等、交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進しております。 また、近年、スマートフォン等の画像を注視していたことに起因する交通事故が後を絶たないことから、携帯電話使用等の取締りも強化しているところです。 県民文化部_くらし安全・消費生活課交通安全対策係（2020年12月28日） 県内において信号無視などの悪質で危険な交通事故につながるような違反や「松本走り」といった危険な運転が目立つといったご意見をいただいております。安心・安全な交通社会を実現するためには、ドライバーによる交通ルールの遵守、運転マナーを実践していただくことが大切と認識しています。

		このような課題に対応するため、県知事をトップとした県交通安全運動推進本部を中心に、警察をはじめとする関係機関・団体とも連携の上、交通ルールの遵守や思いやりを大切にする運転マナーの実践等の啓発活動を交通安全運動により推進してまいります。 特に長野県の悪いマナーについての啓発及び横断歩道の安全確保については、ドライバーに向けた交通ルールの遵守、歩行者にはハンドサイン等の横断する意思の伝達などのマナーの実践を季別の交通安全運動の要綱に掲載し、県民に広く呼びかけ啓発活動の強化を図ってまいります。
90	（４）通学路の安全確保 県内の中山間地域では、見通しの悪い道路や幅員の狭い道路が見受けられ、特に通学路となっている道路では児童が巻き込まれる事故が心配されるところです。長野県におかれては、引き続き道路環境を把握していただき、道路改良のほか、横断歩道の改善や、カーブミラーの整備等を進められたい。	建設部_道路管理課安全防災係（2020年12月28日） 通学路における安全対策については、平成24年に、全国各地で、通学中の児童が関係する交通事故が発生したことから、関係機関と合同で通学路の緊急合同点検が実施されました。 また平成25年には市町村ごとに「通学路交通安全プログラム」が策定され、以降プログラムに基づき、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者、自治会代表者等により定期的な合同点検を行い、対策の検討、実施、効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善等を行っています。 道路管理者として、通学路や未就学時を中心に子供が日常的に集団で移動する経路において、歩道の設置等の安全安心な歩行空間の整備を積極的に推進してまいります。 県警本部_交通部交通規制課規制係（2020年12月28日） 通学路の安全対策といたしましては、道路交通環境や交通事故の発生状況等の変化等を踏まえ、必要に応じて道路管理者と連携を図り、課題を抽出した上で、必要な地点への横断歩道新設、設置場所の見直し、老朽化した標識・標示の補修等を進めてまいります。
91	9.「学びの改革」と職業教育の強化	産業労働部
92	（１）奨学金返還支援制度などの拡充 県として、数年に亘り必要性への認識を示されているが制度の導入に至っていない。 半数以上の都道府県が地方創生の一環として、国の特別交付税などの資金を活用して基金を設置し、自治体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した人の奨学金返還に対する支援制度が設けられている。 現在、長野県においては、大学進学者のうち８割が県外へ進学し、県内企業へのＵターン率は僅か４割弱であり、また県内大学卒業生の県内就職率は５割と、進学や就職を契機に人口の県外流失が進んでいる。生産年齢人口の減少が加速する中、県内企業の維持・発展のためにも早期の導入を図られたい。	教育委員会_高校教育課総務係（2020年12月28日） 関係機関との情報共有を図り、機会を捉え市町村等で設置している奨学金返還支援制度の情報提供を行います。 産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020年12月28日） 奨学金返還支援制度については、33の府県（令和2年5月、山梨県調査）で事業を実施していますが、事業の対象者やスキームは各府県の実情に応じて様々です。 本県のように導入していない自治体の中で今後も導入しないとしている自治体は、その理由として、「就職選択の直接のインセンティブとはなりにくく効果が限定的」「企業サイドに導入のニーズ、基金の出捐の意向がない」「若者が自力で奨学金を返済できるよう就職を支援することが先決」「他の事業で企業の魅力を知る機会を創出している」「別途ＵＩＪターン就職者に奨励金を支給している」などの点を挙げています。 本県でも、制度の研究をする中で、費用対効果や、返還支援を受けられる社員と受けられない社員と間の公平性の問題、先発県をしのぐ魅力的な制度構築の困難さなど、いくつかの課題が浮かび上がっています。 県としては、他の事業により県内企業の魅力の向上とその発信の強化に取り組んでいるところであり、奨学金返還支援制度の導入については、引き続きその効果を慎重に見極めながら、先に掲げた課題や既存の事業の効果も勘案し、総合的に判断していく必要があると考えています。
93	（２）学校司書の適正配置 学校教育は児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究学習、読書などの活動を通じて、子ども	教育委員会_義務教育課課総務助成係（2020年12月28日） （現状） 1 公立学校の学校図書館事務職員の配置

	たちのゆたかな人間性を培うことが求められています。このような教育の実践に、学校図書館の活用は欠かせないものであり、そこには図書資料の充実ばかりではなく、人の配置が重要です。令和2年3月には、第4次長野県子ども読書活動推進計画が策定され、この計画に基づき、読書環境の整備などの取り組みが進められていると認識しています。 ① 義務教育機関への学校司書の全校配置 現在、市町村に交付税措置がなされていますが、学校数に対しての人数があまりにも少なく、全学校を網羅できないことから、義務教育費において学校図書館への適正な人的配置を図られたい。 ② 地方交付税措置の拡充要請 また、学校司書の定数措置や、それに向けた地方交付税措置の拡充について、引き続き国に対して要望されたい。	(R2年5月1日現在 市町村費支弁教職員調査より) (1) 小学校 314校／356校 (88.2%) (2) 中学校 146校／183校 (79.8%) (3) 義務教育学校 2校／3校 (66.7%) 計 462校／542校 (85.2%) (県としての考え方) ① 学校司書については、市町村に対し交付税措置がされるなか、約85%の小・中・義務教育学校に配置されており、各市町村において学校司書の適切な配置に向けた検討がなされていると認識しているところ。県財政が厳しい中で、県による学校図書館への人的配置は難しいことから御理解いただきたい。 ② また、全国都道府県教育長協議会を通じて、全校種において専任の学校司書を配置できるように定数措置を講じること、それが行われなかった場合には配置に係る地方財政措置を拡充すること等、国に要望しているところであり、引き続き交付税の増額について要望してまいりたい。 (参考) 学校司書に係る市町村への交付税措置 (R2) 小学校：1校あたり987千円 (R1：744千円) 中学校：1校あたり972千円 (R1：732千円) ※ 学校数に応じて算定する基準財政需要額に係る単位費用のうち学校定数分
94	(3) 若年者のSNS利用対策 近年、ネット環境下での誹謗中傷が問題になっています。また、スマートフォンやゲーム機などで不特定多数と通信や会話ができるようになっており、子どもがSNSを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれるニュースも耳にすることが増えてきました。 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後はオンライン授業なども具体的になっていくものと思いますが、子どもがネット環境に触れる機会が多くなればなるほど、子どもがトラブルに巻き込まれる危険性も増加すると考えますので、長野県におかれましては、引き続き市町村教育委員会と連携し、子どものみならず親世代に向けても望ましいネット利用のあり方を周知されたい。	教育委員会_心の支援課人権支援係 (2020年12月28日) ○ ネット環境下での誹謗中傷やSNSを通じた犯罪やトラブルなどについてへの対策として、これまで、児童生徒への啓発を図るために「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を派遣したり、学校での対応の充実を図るために教員を対象とした「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会」を実施してきました。 ○ 今年度は、児童生徒の電子メディア機器利用の実態を把握するため、教員や小児科医らでつくる団体「子どもとメディア信州」と連携し、「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」調査を実施しました。この調査は、小中学校については市町村が主体的に実施したもので、調査結果からは、児童生徒の長時間使用の実態やそれに伴う健康面での悪影響などが浮き彫りになり、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業後、使用時間が長くなっていると、児童生徒自身が認識していることもわかりました。 ○ 今後はICTの学習への利活用がさらに進んでいくことが考えられるため、学校と家庭との連携はますます重要になってきます。上記調査を主体的に実施したいいくつかの市町村では、メディアコントロールデーの設定や、青少年健全育成団体の合同研修会の開催、子どもとメディアについて検討する組織の立ち上げなどを行うところも出てきております。県では、今後も調査に参加した市町村が集まる情報交換会等を開催し、これらの取組を紹介するなどして、市町村と連携した取組を進めてまいります。
95	(4) 若年者への公民教科の充実 小中学校含めて、若年層への政治・経済に関する教育を、文面ではなく楽しみながら学べるような教育制度を見直して早急に実行して欲しい。 合わせて教員にも教科書・書面によらない教育方法指導も見直してより良い教育に見直しを検討して欲しい。	教育委員会 (回答なし)
96	(5) 教職員体制の充実 I. 実効性の確保 2014年に策定した「教職員の業務を改善し、子ども	教育委員会_義務教育課管理係 (2020年12月28日) ○ 県教育委員会では、2014年に標記の「総合的な方策」を策定し、各学校に対して、教職員の勤務時間の把握や時間外勤務の原因分析を行い、業務改善計画を策定して、時間外勤務時間を毎年10%程度の縮減を

	と向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策」及び、2017年に策定した「学校における働き方改革推進のための基本方針」が実効性あるものとなるよう、学校の教職員体制及びそれをサポートする体制の充実に、より一層取り組まれることをお願いします。特に、新型コロナウイルス感染症によって休校期間があったことから、業務の状況も大きな変化が想定されます。現場の実態を把握し、過度な負担が生じないよう、きめ細かく対応いただくことを要望します。	目指すよう求めてきた。一定の成果が見られたが、目標達成が難しい学校が多く、さらなる見直しが必要となった。 ○ 平成 29 年度以降、一層実効性のあるものとなるよう「学校現場における業務改善加速事業」を立ち上げ、その中で長野県小中学校業務改善推進協議会を組織し、これまでの各校における業務改善の現状と課題を明らかにして、以下の取組を行ってきた。 ・「学校における働き方改革推進のための基本方針」策定 ・全県一斉の取組（留守番電話での時間外対応、長期休業中の学校閉庁日、県共通仕様の統合型校務支援システムなど） ・モデル地域（大町市、茅野市）での実践的研究（部活動指導と学校徴収金会計業務等での改善、こども・家庭総合支援拠点事業の実践研究） ・教職員向け、保護者・地域向けリーフレットの作成・配付 ○ 教員が授業準備等の時間を十分確保できるよう、平成 30 年度よりスクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の専門スタッフを配置し、分業化を推進してきました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業後、業務の増加が見込まれる教員が児童生徒の学びの保障に注力できるように、小・中・義務教育学校に対し年度当初の 149 校に加え、希望のあった 265 校にスクール・サポート・スタッフを追加配置した。 ○ 県統一の勤務時間等調査（一人あたり月平均時間外勤務時間、年 2 回実施） <table><tr><th>調査時点</th><th>2014 年</th><th>2015 年</th><th>2016 年</th><th>2017 年</th><th>2018 年</th><th>2019 年</th></tr><tr><td>4・5 月調査</td><td>67 時間 32 分</td><td>62 時間 30 分</td><td>62 時間 29 分</td><td>63 時間 44 分</td><td>63 時間 02 分</td><td>57 時間 37 分</td></tr><tr><td>12 月調査</td><td>54 時間 23 分</td><td>52 時間 31 分</td><td>53 時間 04 分</td><td>52 時間 03 分</td><td>47 時間 38 分</td><td>47 時間 42 分</td></tr></table> 2014 年度と 2019 年度を比較すると、4・5 月調査では約 10 時間、12 月調査では約 7 時間時間外勤務時間が縮減され、成果が表れている。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止等に取り組まれている学校現場の状況を把握し、その状況を踏まえながら、今後の学校における働き方改革を推進するために実施した「学校における教職員の業務改善に関するアンケート調査」では、夏季休業明けの任意の 4 週間の業務量の変化について昨年度の同時期と比較し、「増加した」という回答が 55.6%であった。また、最も多かった業務として、「感染防止」「学校行事」「授業づくり・教材研究」が挙げられた。本調査では負担軽減の工夫等についても回答いただいたので、好事例として市町村教育委員会や小・中・義務教育学校に紹介してまいりたい。	調査時点	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	4・5 月調査	67 時間 32 分	62 時間 30 分	62 時間 29 分	63 時間 44 分	63 時間 02 分	57 時間 37 分	12 月調査	54 時間 23 分	52 時間 31 分	53 時間 04 分	52 時間 03 分	47 時間 38 分	47 時間 42 分
調査時点	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年																	
4・5 月調査	67 時間 32 分	62 時間 30 分	62 時間 29 分	63 時間 44 分	63 時間 02 分	57 時間 37 分																	
12 月調査	54 時間 23 分	52 時間 31 分	53 時間 04 分	52 時間 03 分	47 時間 38 分	47 時間 42 分																	
97	Ⅱ. 教職員の増員 小中学校の 30 人学級を安定させるためにも、教員の増員・強化が必要と思います。信州大学の教育学部との連携を強化し、長野県内の教員増への施策。また増加傾向にある不登校生や支援学級室の充実に向け、補助教員を含めて予算を見直し、増員・増加を検討されたい。	教育委員会_義務教育課管理係（2020 年 12 月 28 日） ○ 30 人規模学級編制のために教員を配置した該当校及び市町村教育委員会からは、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導ができ、学習習慣・生活習慣の定着や基礎学力の向上を図るうえで教育的な効果が大きいとの評価をいただいております、引き続き令和 3 年度も継続できるように努めてまいりたい。 ○ なお、信州大学、松本大学等、教職課程を有する大学と、新型コロナウイルス感染症対応のため本年度途中から開始した学習指導員等の任用に関わる情報を共有しており、すでに学校現場で活躍している学生もいる状況。今後も連携してまいりたい。 ○ 不登校児童・生徒への対応として、全県の小・中学校に 54 名の非常勤講師を配置して支援しているところ。今後も一人一人の児童・生徒に寄り添った対応ができるよう努めてまいりたい。																					

		○ 特別支援学級については、令和2年度における、小・中・義務教育学校における特別支援学級は前年度から40学級の増設をしている。また、それらすべての学級に常勤を配置して指導にあたっており、前年度に比べて充実を図っているところ。 ○ 通常学級に在籍しながら発達障がい等に対する対応についても、全県にLD等通級指導教室を設置し、令和2年度は11学級を増設し、計72教室としたところ。今後も児童・生徒が適切な学びの場で学習を進められるようにさらに努めてまいりたい。																					
98	（6）地元進学と地元就職の支援 現在、飯田・下伊那地域には4年制大学がなく、高校の卒業生の多くが県外の大学へ進学し、そのまま就職している状況があり、4年制大学の設置は地域の長年の悲願と言えます。昨年度もこのことについて提言させていただいたところ、南信州へのデザイン系高等教育設置の検討を行うため設立された「デザイン系高等教育機関設立準備会」に参画し、関係機関・団体と情報を共有しながら、どのような支援が可能か検討してまいりたいとの回答をいただいておりますが、その後の検討状況についてご教示ください。	県民文化部_高等教育振興課（2020年12月28日） 南信州地域へのデザイン系大学院大学の設置を目指し、平成31年4月に、地域の産業界、教育機関、自治体等で構成する「デザイン系高等教育機関設立準備会」が設立され、県も構成員として参画しております。 準備会はこれまでに4回開催されておりますが、まずは先行する航空機システム共同研究講座と同様に、信州大学農学部大学院講座の開講に向けて大学との調整や、講座開設を支援するコンソーシアムの設立に向けた検討が行われている状況と認識しております。 今後、講座開設に向けた検討が具体化していく中で、コンソーシアムへの参加を含め、県としてどのような支援が可能か検討してまいりたいと考えております。																					
99	（7）中等教育における産業教育設備予算の拡充 「産業教育設備予算」について、平成26年以降の実績は設備更新と修繕を合わせても年間約2,900万円であり、各校からの産業設備更新要望額11億円（平成30年度）の2.63%に過ぎません。予算配分の問題はあると思いますが、県内産業の次代を担う人材を育てるための職業教育予算として極端に乏しい状況です。学校教育における人材育成の充実のため、大幅な予算拡充を図られたい。 引き続き令和元年度で回答いただいた内容について積極的に推進いただくことに加え、自治体、専門学校と工作機械メーカーなど、民間企業とが連携し、民間企業が産業教育設備や修理サービスを提供する仕組みを構築されたい。	教育委員会_高校教育課施設係（2020年12月28日） ○ 産業教育設備は計画的に更新・修繕を行い、専門高校の教育効果の向上に努めてまいりました。 ○ 基本的な技能の習熟や専門的な知識の習得に必要な不可欠な設備を厳選し、できる限り各学校の要望に応えられるよう努めてまいります。 ○ 専門高校における産業教育設備の整備に関する予算拡充につきましては、国に対し全国知事会を通じ、社会情勢の変化や技術革新に対応できる人材の育成に向け、国庫補助による格別な支援を求める緊急提言を行ったところ（令和2年9月23日）であり、今後も様々な機会を通して、国に対し働きかけてまいります。 ○ 自治体、専門学校と工作機械メーカーなど、民間企業との連携による民間企業の産業教育設備や修理サービス提供の仕組み構築につきましては、現在でも県への「ふるさと納税」や、学校への設備の直接寄付により協力いただくことが可能となっております。 (参考) ◆産業教育設備費の予算額 <table><tr><th>年度</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>設備更新(千円)</td><td>15,132</td><td>14,892</td><td>15,987</td><td>15,481</td><td>29,016</td><td>35,488</td></tr><tr><td>設備修繕(千円)</td><td>13,199</td><td>13,199</td><td>13,199</td><td>13,830</td><td>13,830</td><td>15,830</td></tr></table> ◆整備状況 R1年度 実習用バス（下高井農林）、ボイル釜（須坂創成）、噴霧器（須坂創成）、電気化学実習機器（長野工業）、汎用メタルソー（箕輪進修）、刈取機（上伊那農業）、ブリッジ（蘇南） （他は予算残額に応じて調整） R2年度	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	設備更新(千円)	15,132	14,892	15,987	15,481	29,016	35,488	設備修繕(千円)	13,199	13,199	13,199	13,830	13,830	15,830
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2																	
設備更新(千円)	15,132	14,892	15,987	15,481	29,016	35,488																	
設備修繕(千円)	13,199	13,199	13,199	13,830	13,830	15,830																	

		芝刈機（下高井農林）、切断機（中野立志館）、生物化学実習機器（長野工業）、 耕運機、遮光装置（更級農業）、 ミシン、冷蔵庫（屋代南）、 冷蔵ショーケース、シーケンス制御装置（上田千曲）、 製図台（丸子修学館）、 トランジスタインバータ装置、カッター（佐久平総合技術）、 粉土機、電子レンジ、耕運機（富士見）、 天秤、光電比色計、pH 計（岡谷工業）、 無菌室用ガスバーナー、草刈機、集草機（上伊那農業）、 ボール盤、発振器（駒ヶ根工業）、総合負荷装置（飯田 OIDE 長姫）、 冷凍冷蔵装置、水分計（下伊那農業）、手押鉋盤、土壌作業機（木曽青峰）、 葡萄棚防鳥ネット（塩尻志学館）、電動動力計実験装置（松本工業）、 冷凍冷蔵庫、芝刈機（南安曇農業）、 ファンクションジェネレーター、エリミネーター電源装置（池田工業） ◆リース・レンタル実績 ・トラクター（上伊那農業）H20.9.1～H28.2.28 年 749,700 円 H28.3.1～H30.2.28 年 77,112 円 H30.3.1～H31.2.28 年 77,112 円 H31.3.1～R2.2.29 年 77,112 円 R2.3.1～R3.2.28 年 78,540 円 ・レーザー加工機（木曽青峰）H19.12.1～H30.3.31 年 49,680 円
100	（８）休校に伴う授業の対応 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休校により、学習の遅れが心配されます。特に受験を控えた中学三年生、高校三年生にとっては、不安を抱えた中で受験勉強を進めているものと思います。現時点では、夏季休暇の短縮などで授業時間数の確保に努められるものと考えますが、どのような対策を考えておられるかご教示ください。あわせて、今後感染拡大の第二波、第三波が発生した場合の対策についてもご教示ください。	教育委員会_学びの改革支援課（2020 年 12 月 28 日） 1 中学校における学びの保障について 中学校の学習進度は、11 月末の時点で、通常の 96.7%であり、ほぼ学習の遅れを取り戻すことができている。 休校や出席停止の際の学習保障については、県教育委員会が例示している「学びの継続計画」に則り、各校が主体的に状況に応じた学習保障が進められるようにしています。 今後、感染拡大の第二波、第三波が発生した場合、具体的には次のような対応を考えています。 ① 臨時休業が長引いた場合の学校の対応 I C T機器が整備されている学校では、Web 会議システムを活用した双方向型授業を実施したり、授業動画を配信しオンデマンドで学習を進めていきます。 I C T環境がまだ整備されていない学校では、学習プリント等を各家庭に届け、電話やメール、家庭訪問等で学習の状況を聞き取り、不十分なところがあれば電話等で補充指導をします。 ② 感染の疑い等で欠席となった児童生徒への対応 1 人 1 台端末等の I C T環境が整備されている場合には、教室で行われる授業をオンラインで接続し、自宅で参加をします。

		I C T環境がまた整備されていない場合は、授業ノートやプリント、授業の黒板の写真等を自宅へ届け、電話やメール等で学習状況を把握し、不十分なところは電話等で補充指導します。 ①②いずれの場合にも、休業明けには学習状況を把握し、必要に応じて補習をする等、児童生徒の学びを保障していきます。 2 高校における学びの保障について 高校三年生については、各校の生徒の実態に合わせ、家庭学習とうまく結びつけた効率的な授業実践に努めるとともに、放課後などを使っての補習、さらには個別指導を行うことで、多様な生徒の進路希望に応じた対策を講じる予定です。 また、第二波、第三波の発生に備え、（9割を超える）多くの学校で「学びの継続計画」を作成や、オンライン学習に係る ICT スキルの向上に努め、生徒の学びの保障に向けた準備にも取り組んでおります。
101	（9）休校に伴うスクールカウンセラー等の充実 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校が長期にわたって休校しました。特に4月は進学・進級という、児童・生徒たちが新たな環境に置かれる時期であったことから、この時期の長期休校の影響によって、現在も心身の不調を訴える児童・生徒が多くいます。家庭、学校ともにケアにあたっていますが、対処方法に行き詰っている保護者・教員も少なくありません。長野県におかれては、スクールカウンセラー等の増員を進めていただくとともに、カウンセラーへの相談方法を周知いただくようお願いします。	教育委員会_心の支援課生徒指導係（2020年12月28日） ○ 本県では、スクールカウンセラーを全ての公立小・中・義務教育学校、県立高等学校及び特別支援学校へ配置又は派遣し、児童生徒及び保護者の心のケアや教職員への助言を行っています。 ○ 令和2年度のスクールカウンセラーの人数は元年度より4名増の104名、支援時間は元年度より1,031時間増の38,453時間に、それぞれ拡充しました。 ○ 県の財政が厳しい中、大幅なスクールカウンセラーの増員等の拡充は難しい状況にありますが、未だ新型コロナウイルス感染症の影響下にあることを鑑み、次年度以降も更なる支援の充実を図るとともに、文部科学省に対しては、引き続き予算の拡充を要請してまいります。 ○ 併せて、各学校の担当者を通じて、オンラインによるカウンセリングの実施などカウンセラーへの相談方法について周知を徹底してまいります。
102	（10）学び改革の推進 ① 「学びの改革」について、高校ごとの魅力や特色をもとに専門性を高める学びができることとともに、将来の進路変更にも十分対応できるよう、幅広く汎用性のある学力育成にも対応できる高校づくりを進められたい。 ② 生徒が将来の夢や希望に向かって学ぶ、今以上に魅力のある高校になるよう、高校再編、高校入試制度等、学びの改革を進められたい。	教育委員会_学びの改革支援課高校教育指導係（2020年12月28日） (1) 高校の専門性を高める学びについて ・ 長野県教育委員会は平成30年に「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」を策定しました。その中で、「新たな学びの推進」をきっかけ、すべての県立高校が、これからの時代に必要とされる力を生徒に育む新たな学びに転換することを定めています。具体的には、「生徒育成方針」、「教育課程編成・実施方針」、「生徒募集方針」の3つの方針を策定し、教育活動の魅力や特色を体系的かつ統一的に示しました。 ・ 専門性を高める学びに必要なI C T環境の整備を進めています。その他、高大連携、地元企業との連携等、多様な学びの仕組みの整備を充実します。 (2) 幅広く汎用性のある学力育成 ・ 学力の3要素である①「知識・技能」、②「思考力・判断力・表現力」、③「学びに向かう力、人間性」のバランスのとれた育成をはかっています。特に、②と③は汎用性のある学力です。 ・ すべての生徒が「探究的な学び」に取り組む中で、興味・関心をもとに、地域や社会が抱える諸課題の解決に取り組む課題解決型学習（PBL）を取り入れています。このことが、実践的な「思考力・判断力・表現力」の育成につながると考えています。 教育委員会_高校再編推進室、高校教育課管理係（2020年12月28日） (2) 高校再編について ○ 社会の激変と少子化にあっても、これからの時代に必要な力を生徒に育むため、学びの質や仕組みを転換する「新たな学びの推進」と少子化にあっても多様な学びの場を創造する「再編・整備計画」を改革の

		両輪に据え一体的に進めています。 ○ 高校再編にあたっては、さらなる少子化の進行に的確に対応し、多様な学びの場を全県に適切に配置していく方針のもと、地域とともに検討していくこととし、旧 12 通学区ごとに「高校の将来像を考える地域の協議会」を設置し、地域の高校のあり方などについて検討を進めています。 ○ 県教育委員会としては、先行した 4 地区の協議会からの意見・提案を踏まえ、2020 年（令和 2 年）9 月に「再編・整備計画【一次】」を確定したところです。 今後は計画に基づき、統合新校 3 校に関する「新校再編実施計画懇話会」を開催し、地域と意見交換を重ねながら、「新たな学び」を実現できる「新たな高校づくり」を順次進めてまいります。 ○ また、2021 年（令和 3 年）3 月、2022 年（令和 4 年）3 月に「再編・整備計画」の二次分、三次分の案を公表する予定です。 入学者選抜制度改革について 県教育委員会としては、学力の 3 要素を適切に評価できる新しい制度の導入を考えていますが、制度の具体的内容の提示、不登校生等への配慮内容等の課題について検討を重ね、2021 年度（令和 3 年度）9 月を目途に「新たな選抜制度の内容」を公表します。その後、2021 年度末に新たな選抜制度を決定し周知する予定です。
103	（1 1）複合施設整備の推進 リニア中央新幹線の開業を見据え、現在南信州広域連合でアリーナ機能を中心とする複合施設整備を検討していると認識しています。 令和 2 年 2 月に南信州広域連合が発表した「基本的考え方」によれば、「子ども・青少年がプロスポーツに触れ、各種スポーツを本格的に学べるような市町村・校区を超えたクラブチームの拠点となる」、「リニアの利便性を活かして首都圏からプロの指導者が訪れ、ワールドクラスを目指せる環境を整備」、「パラスポーツ、シニアスポーツ（健康長寿の里）の拠点となる」、「時には、大規模なスポーツ大会やイベント・コンサート、コンベンションを開催」といったコンテンツを担うことが想定されており、エス・バードや飯田文化会館などとの連携も想定されているところです。 飯田下伊那地域の魅力を発信する施設として大いに期待するところですが、役割を分担することを想定している飯田文化会館については、施設の老朽化も目立っていることから、今後建て替えも検討しなければならない状況ではないでしょうか。飯田文化会館は飯田市の施設ではありますが、飯田下伊那地域の文化事業の拠点であることから、建て替えにあたっては長野県としても支援いただきますようお願いします。	県民文化部_文化政策課（2020 年 12 月 28 日） 飯田下伊那地域の文化事業の拠点としては、飯田文化会館とともに、長野県飯田創造館についても、地元の方を中心に活用をいただいております。 現在、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体として、地元の飯田市に飯田創造館を移管する方向で協議を行っており、飯田市全体の公共施設整備全体の中で、検討が進められているものと認識しております。 今後、公共施設整備全体の検討や移管協議の状況に応じて、県としてどのような支援が可能か検討してまいりたいと考えております。
104	（1 2）PTA 活動の在り方 PTA の在り方が問われる中、新型コロナウイルス感	教育委員会_文化財・生涯学習課（2020 年 12 月 28 日） ○ PTA は任意団体のため、その運営については各学校の PTA に委ねられています。

	染症の影響で、どこの学校のPTA活動においても活動を縮小せざる得ない状況にあると考える。是非、この機会に不要な業務や組織のスリム化を図り、日常が戻ってきたとしても、保護者の負担の少ない形でのPTA運営見直しを図られたい。	○ 長野県PTA連合会により、各学校のコロナ禍におけるPTA活動についてアンケート調査が行われていますが、令和2年度は多くの学校でPTA総会やPTA作業等が中止されている状況です。一方で、例年実施している事業をコロナ禍でも実施できるよう工夫したり、活動を精査する等、従来の活動を見直す機会と捉えているPTAもあります。 ○ 県教育委員会としては、PTA指導者研修会における活動の工夫例の紹介などを通じ、よりよいPTA運営について考える機会を提供してまいりたいと思います。
105	（13）定時制高校ICT教育の充実 高校定時制のICT教育が全ての生徒に受けやすい環境づくりに努められたい。 定時制に通う生徒は、小中学校時代に不登校だった生徒が多く、基礎学力向上のため「すららネット」と呼ばれるタブレットを使用した教材が必要です。しかし費用の面から（月額 1,000 円）の負担ができない生徒がいるとお聞きします。すべての生徒が公平に社会的自立するため費用を県として負担されたい。	教育委員会 長野県では、これまで生徒の学習環境を整備するため、平成29年度から令和2年度までの4年間で、全高校の普通教室に電子黒板や書画カメラを導入してきたところです。 また、現在、ICT活用の一環として数校で導入されているAI教材である「すらら」等の学習支援ソフトの有効性については、経済産業省の実証事業による効果検証が行われているところです。 今後も、教材としての有効性について引き続き研究するとともに、経済的事情による費用負担の公平性についても研究してまいります。
106	10、相互理解の促進による「共生」社会の実現	県民文化部
107	（1）悪質クレーム（迷惑行為）対策の強化 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（迷惑行為）の抑止・撲滅を推進する。 具体的には、消費者に悪質クレーム（迷惑行為）の抑止・撲滅を含めた倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を実施されたい。 消費者からの苦情については真摯に受け止め対応する必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えた悪質クレーム（迷惑行為）が深刻な問題となっている。このようなクレームは働く者に大きなストレスを与え精神疾患を招くだけでなく、働く魅力を阻害し働き手不足を招くこと、販売機会のロスや対応コストの負担により賃金の源泉となる企業利益を損なうことも懸念される。 この問題は、流通・サービス産業にとどまらず、人と接するあらゆる産業において起こっている社会的な問題であり、その抑止・撲滅に向けて法制化をはじめとする対策を講じることが必要である。 UAゼンセンでは、組織内参議院議員の田村まみ議員を通じて、悪質クレーム対策として176万筆の署名を加藤勝信厚労大臣に提出し、顧客や取引先など第三者を含めたすべての関係性における人権侵害行為対策について法制化することを求めてきた。 各自治体においては、従来の消費者保護に加え倫理的な消費行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うべきである。消費者教育推進地域協議会の設置と、消費者教育推進計画策定は地方自治体の努力義務となっている。現状では、消費者をトラブルから守る教育に関する教育計画となっているが、悪質クレーム（迷惑行為）の抑止・撲滅を含めた倫理的消費行動に関する教育プログラムを検討し、計画に反映し、実施していくことが必要である。	県民文化部 くらし安全・消費生活課相談啓発係（2020年12月28日）__（再掲） 消費者から事業者에게寄せられる苦情の中には、いわゆる「悪質クレーム」として、事業者側に大きなストレスを与える行為があると承知しています。 こうしたことを踏まえ、国においては労働施策総合推進法に基づく指針の中で、今後、事業者が行うことが望ましい事項として、顧客からの著しい迷惑行為への対応に関するマニュアルの作成や研修の実施等を掲げているところです。 県においても、一般消費者向けに実施している消費者大学の中で、カスタマーハラスメントを取り扱うべきテーマの一つとしているところです。 ただ、消費者基本法は、消費者の正当な権利保護を重視しており、悪質クレーム等の啓発に当たっては、消費者の権利を阻害するとの誤解がないように行う必要があるものと認識しています。
107	長野県議会においては2020年2月定例会において宮澤敏文県議の働きかけで「顧客等のハラスメントを防止するための抜本的な対応策を求める意見書」が採択された。これにより実効性のある取り組みに前進しているものの、この流れを県内でサービスを提供する産業の事業者とサービスの提供を受ける消費者に広げる啓発活動や消費者教育に結び付けられるよう一層の推進を求めたい。	

		県としては、こうした点に留意しつつ、今後、消費者大学に加え、出前講座や、全戸回覧の広報誌等も活用し、消費者に対し悪質クレーム等に関する啓発を図ってまいります。
108	（２）感染拡大に伴う正しい情報の発信 新型コロナウイルスに感染あるいは感染の疑いのある県民等に対するハラスメントや嫌がらせを防止するとともに、誤った情報が拡散されないよう、正しい情報の発信や対応に向けた指導を図られたい。	健康福祉部_健康福祉政策課企画調整係（2020 年 12 月 28 日） 新型コロナウイルス感染症の感染者や関係者等に対する誹謗・中傷を防ぐためには、県民の皆様と同感染症について正しく理解し、「正しく恐れて」いただくことが重要と認識しています。 県では、引き続き、ホームページやLINEなど、様々な媒体や機会を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報の発信に努めるとともに、県民の皆様冷静な行動を呼びかけてまいります。
108	（２）感染拡大に伴う正しい情報の発信 新型コロナウイルスに感染あるいは感染の疑いのある県民等に対するハラスメントや嫌がらせを防止するとともに、誤った情報が拡散されないよう、正しい情報の発信や対応に向けた指導を図られたい。	県民文化部_人権・男女共同参画課人権尊重係（2020 年 12 月 28 日） ○ 9 月 25 日から展開している「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともそう”キャンペーン」の一環として、12 月 4 日から「こころのワクチンプロジェクト」を開始しています。 このプロジェクトは、病気への不安から差別や誹謗中傷等に繋がる仕組みなどについて一人ひとりが学び、意識や行動の変容を促す参加型の特設ウェブサイトを核としており、SNS やテレビCM など様々な媒体を使って発信しているところです。 多くの県民の皆様にお取り組みいただき、この取組をととして今後の言動について意識していただくことで、差別や誹謗中傷等の抑止を図ってまいります。 ○ また、感染者や医療従事者等が「ただいま」「おかえり」と受け入れられる、思いやりがあり暮らしやすい社会を目指す市民運動「シトラスリボンプロジェクト」に県としても賛同し、市町村、関係団体へ賛同や周知を呼び掛け、運動の広がりを支援してまいりました。 今後も、引き続き広報媒体を活用し広く紹介し、差別や誹謗中傷のない、思いやり支えあう社会となるよう取り組んでまいります。 ○ 連合長野におかれては、9 月 25 日の「新型コロナウイルスに伴う誹謗中傷等からみんなを守る共同宣言」に御賛同いただき、“あかりをともそう”キャンペーンや、シトラスリボンプロジェクトについてもお取り組みいただいているところです。引き続き、連合長野も含めた関係団体や市町村等とも連携して取り組んでまいります。
109	（３）新型コロナウイルス感染症等対策条例の運用 新型コロナウイルス感染対策については、県としてもいち早く「条例」を制定するとともに、条例の運用ガイドラインや県対策本部会議等各種会議等により多くの対策を講じられ、知事自ら県民に発信されるなど、長期化する対応に敬意を表します。そんな中で、最近では所謂「第二波」の到来に伴い、連日の記者発表や、「感染警戒レベル」の引上げ・引下げ、更には直近一週間の人口 10 万人当たり新規感染者が 2.5 人を上回る都道府県への往来についての必要性の検討の要請など、日々多くの対応がみられます。しかしながら、県条例で定める「協力の求め」と特措法の「要請」の関係ばかりでなく、「協力」や「自粛」、「慎重な検討」など、行政の用語の使い方に、県民は分かりにくいのではないのでしょうか。すべてに財政的な補償を求める自粛だけでなく、多くの県民は、自ら感染防止のための三密・手洗い・消毒とともに、	危機管理部_新型コロナウイルス感染症対策室（2020 年 12 月 28 日） 新型コロナウイルス感染対策については、県としてもいち早く「条例」を制定するとともに、条例の運用ガイドラインや県対策本部会議等各種会議等により多くの対策を講じられ、知事自ら県民に発信されるなど、長期化する対応に敬意を表します。 そんな中で、最近では所謂「第二波」の到来に伴い、連日の記者発表や、「感染警戒レベル」の引上げ、引下げ、更には直近一週間の人口 10 万人当たり新規感染者が 2.5 人を上回る都道府県への往来についての必要性の検討の要請など、日々多くの対応がみられます。 しかしながら、県条例で定める「協力の求め」と特措法の「要請」の関係ばかりでなく、「協力」や「自粛」、「慎重な検討」など、行政の用語の使い方に、県民は分かりにくいのではないのでしょうか。すべてに財政的な補償を求める自粛だけでなく、多くの県民は、自ら感染防止のための三密・手洗い・消毒とともに、事業や行動には「自粛」に努めています。 感染警戒レベルの再編の効果や条例の実際の運用について、県民に対しより分かりやすい表現・言葉で、国のように後手後手や曖昧さを持つことなく、県民のいのち・健康を守り、ひいては経済の再生のためにも、県民の自主的判断を誤らせることのないよう、必要に応じて条例も改正するなど、責任ある早期かつ実効性のある取り組みを強化されたい。

	事業や行動には「自粛」に努めています。感染警戒レベルの再編の効果や条例の実際の運用について、県民に対しより分かりやすい表現・言葉で、国のように後手後手や曖昧さを持つことなく、県民のいのち・健康を守り、ひいては経済の再生のためにも、県民の自主的判断を誤らせることのないよう、必要に応じて条例も改正するなど、責任ある早期かつ実効性のある取り組みを強化されたい。	
110	11、子育て支援の充実・強化	産業労働部
111	（１）仕事と家庭の両立支援保育環境整備 男女平等参画の観点や家庭事情により共働き世代が増えていることもあり、出産後、育休取得後の未満児保育の需要が高まっているが、受け入れ可能な拠点はまだまだ少なく、利用料も高いことから、未満児保育に子供を預け仕事に復帰するといった選択肢を取れない母親も多くいる。女性活躍の推進や安心して育児や子育てができる環境を構築するため、保育園などの保育施設における未満児クラスの定員増などを行う等、保育への助力を行ってほしい。	県民文化部（回答なし）
112	（２）子供の貧困対策 県内、117カ所、2020年度に180カ所の設置を目指す子供信州こどもカフェは地域によって隔たりがあると感じる。松本市内であっても、子供だけでは行けない場所にしか設置されておらず、利用者に偏りがあるのではないかと。 今後の整備計画等については具体的に検討しているかお示しいただきたい。	県民文化部 ○ 長野県子ども・若者支援総合計画では、令和4年度までに信州こどもカフェを中学校区に1カ所ずつ、計180カ所の設置することを目指しています。令和2年12月時点で132カ所まで拡大していますが、こどもカフェ自体は地域の皆様に自主的に運営していただいているため、ご指摘のとおり設置箇所に偏りがございます。 ○ 今後は、信州こどもカフェに関する情報共有や連携促進を行う信州こどもカフェの運営者や市町村社会福祉協議会、市町村職員等で構成される「地域プラットフォーム」を通じて、設置箇所が少ない地域に重点的にこどもカフェの設置の呼びかけや先進地域の事例の紹介を実施することにより、県内の多くの子どもたちが利用できるよう、こどもカフェを推進してまいります。
113	（３）学童保育の充実 ① 児童クラブを利用していますが、子供の人数と施設の大きさが合っていないため、子供たちは狭い部屋にて大人数で過ごしており、とても窮屈そうである。各市町村へ運営費の補助をしているとの事だが、児童クラブの環境について市町村と共有し、環境改善についても指導されたい。 ② 学童保育の運営時間は市町村により異なる。終了が早い学童だと18時である。これにより、働き方がかなり狭まる。全県において、最低でも18時30分までの運営として頂きたい。 ③ 学童保育・児童クラブの施設整備と併せて指導員・職員の質や知識の向上に図るべきだと考える。職員の	県民文化部（回答なし）

	年齢が高すぎて、今の子供たちとの考え方との差がありすぎる為、理不尽な思いをしている子供たちがいるとの声も多方面より聴取しているが、お考えがあればお示しいただきたい。	
114	（４）病児・病後児・体調不良時の保育の拡充 令和元年度の回答によれば、平成 30 年度末時点での病児保育事業等は県内 23 市町村、39 か所とのことでありましたが、県内全市町村の約 3 割に過ぎません。引き続きの拡充とともに、利用実態を把握され、利用がしやすい環境の整備を推進されたい。	県民文化部_こども・家庭課保育係（2020 年 12 月 28 日） 病児・病後児保育を含め各種保育サービスについては、実施主体である市町村が、それぞれの地域のニーズを把握した上で、必要な保育サービスを提供しています。 県は、これらの事業を実施する市町村に対し、事業の運営や施設整備に係る経費を助成し、市町村の取組を支援しています。 令和 2 年 10 月 1 日現在、県内 23 市町村、40 か所の施設において、国庫補助事業対象施設として、病児保育事業等を実施していますが、広域連携やファミリー・サポート・センターでの実施を含めると 67 市町村で利用可能となっています。 また、令和 3 年度には 3 市町において新たに 3 施設が開設予定となっています。 県としては、これらの事業は働きながら子育てをするうえで重要な事業と認識しており、市町村の取り組みが一層進むよう引き続き働き掛けるとともに、必要な予算の確保や関係情報の提供に努めてまいります。
115	（５）企業内託児所の推進 近年、女性の社会進出と核家族化が進み、保育所の需要が増え、保育所に入れない待機児童が増加しています。そのような状況において、育児と仕事が両立できるように保育所を社内に設置する企業が増加しております。 待機児童の解消と女性の社会進出を促進するため、企業内託児所や複数が共同で利用できる共同利用型企業内託児所」設置の支援を検討されたい。	県民文化部_こども・家庭課保育係（2020 年 12 月 28 日） 企業内の保育施設設置・運営を支援する企業主導型保育事業が平成 28 年度に創設されています。 この事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消や、育児と仕事との両立に資することを目的としたもので、国（内閣府）が直接所管し、助成事務等については、公益財団法人児童育成協会が受託し施設整備費や運営費を助成しています。複数企業による共同設置や地域の子どもの受入れも可能となっていますので、助成が決定された場合は、施設整備や運営費について認可施設並みの助成が受けられます。 令和 2 年 3 月 31 日現在、県内では 13 市町村内の 33 施設が助成決定施設となっています。 県としては、企業内託児所の設置を検討する企業からの相談に対し、市町村と連携の上、複数企業による共同設置の情報も含め必要な情報の提供に努めてまいります。
116	（６）仕事と子育ての充実 仕事と子育ての両立を支援していくには、テレワークを積極的に活用することも有効であると考えます。製造業が多い長野県においては、テレワークの導入が難しい部分があると認識しつつも、県としての支援策はどのような対応を検討しているかお示してください。	産業労働部
117	1 2、感動を呼び起こす観光政策の推進	観光部
118	（１）需要急減の影響を受けた産業への支援 新型コロナウイルス感染拡大を受けた県内産業、特に観光（旅行・宿泊）、交通、飲食等の外出やイベント自粛で大きな影響を受けた産業を中心に、事態の収束を見据えつつ、消費喚起等の支援策を充実強化されたい。	観光部_観光誘客課 観光誘客戦略担当（2020 年 12 月 28 日） 感染拡大防止と経済活動を両立させるため、旅行者が安心して滞在できる観光地域づくりを促進するため、観光協会や索道事業者等が行う感染対策の取組を支援いたしました。また域内から圏域内、県内へと徐々に誘客範囲を広げ、地域の支えあいによる県内観光需要の喚起、消費拡大に努めてまいりました。 消費喚起策としては、5 月の緊急事態宣言後速やかに県内宿泊割引事業を実施、6 月には近隣県居住者向け宿泊割引事業を実施しました。あわせて各事業者の感染防止対策や経営の多角化、生産性の向上に資する支援、安全・安心な観光地づくりの取組支援等を行ってまいりました。7 月には国の GoTo トラベル事業が開始

		されたことに合わせ、GoTo トラベル事業に参加が難しい小規模宿泊事業者を対象とした割引支援事業の実施、バス・タクシー・鉄道事業者への誘客支援を実施しました。10 月には中低価格帯の宿泊施設への誘客に重点をおいた割引事業や、長期滞在の促進を図る連泊割引事業、修学旅行の密回避に対する補助事業を行ってまいりました。12 月には全国的な感染拡大による GoTo トラベル事業の全国一斉一時停止に伴う対策として県民限定の宿泊割引事業を実施しました。 今後も感染状況や国事業の動向を注視し、観光関係事業者のご意見を伺いながら、その時に最適な観光需要喚起策を行ってまいります。 産業労働部_産業政策課企画担当（2020 年 12 月 28 日） 県では、貴連合会にもご参画いただいている「新型コロナ対策産業支援・再生本部会議」を 5 月に設置し、喫緊の課題の把握や支援策の検討など議論を重ねた上で、需要喚起による県内経済の再生と雇用対策などの施策を「新型コロナ時代の産業支援・再生の取組」としてとりまとめ、可能な事業から順次実施しています。 これまで、需要減の著しい観光関連産業等に対して、 ・市町村が地域の実情に応じて実施する消費喚起の取組支援「地域支えあいプラスワン消費促進事業」 ・県民向け日帰り又は宿泊旅行クーポン券を割引価格で販売する「長野県民支えあい」運動の展開「長野県民支えあい観光産業緊急支援事業」 ・予約サイトで販売するスキーリフト券等の冬のアクティビティ商品の半額割引の実施「冬のアクティビティ割引支援事業」 ・インターネット通販サイト「NAGANO マルシェ」を通じた県産品の販売促進「お宅に届く信州の名産品“信州ふるさと割”事業」 などの需要喚起策を実施してきています。 このほか、国の GoTo キャンペーン事業などについても、国と連携した広報などに努めています。特に、GoTo トラベル事業については、県独自の上乗せ補助を実施し、充実強化を図ったところです。 今般の国の第 3 次補正予算案でも、GoTo キャンペーン事業の延長が盛り込まれているところであり、県としても、引き続き、「新型コロナ対策産業支援・再生本部会議」等を通じて経済団体や関係団体等から意見を聞きながら、With コロナ、After コロナで必要な施策を講じてまいります。
119	（２）緊急事態時における経済対策の構築 新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界経済に大きな影響を与えており、様々な業種が大きな打撃を受けています。中でも観光業は県をまたいだ移動の自粛や渡航制限等による需要の激減によって、危機的な状況にあります。長野県におかれては、「長野県ふっこう割」や「長野県民支えあい観光産業緊急支援事業」などで観光業への支援に尽力されており、また、今後は国においても「GoToTravel キャンペーン」が予定されていることから、これらの事業の進展に期待をしています。 ただ、新型コロナウイルス感染症が 6 月以降再び増加してきており、今後第 2 波、第 3 波の発生も危惧されることから、再び緊急事態宣言の発出や移動の自粛などが行われることに備えて早期に事業者の支援を行える仕	観光部_観光誘客課 観光誘客戦略担当（2020 年 12 月 28 日） 感染防止対策と観光振興の両立は今後の観光振興の上で大変重要です。ウイズコロナ時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させることを目的に、観光関連事業者、旅行者の双方に対し感染症拡大防止策の徹底を求めるとともに、県内外の感染状況や G o T o トラベル事業の動向を注視しながら、観光事業者とも連携して、県民向け宿泊割事業や近隣県への誘客施策など、県施策をそれぞれの状況に合わせて機動的に展開し、観光需要の回復を支えてまいります。 全国的に感染が拡大した場合には G o T o トラベルを全国一律で見直すとともに、その代替措置として経営支援を行うよう、あらゆる機会に国へ要請してまいります。 週ごと、日ごとに状況が変化する中で、拡大している場合、状況が落ち着いている場合など、その時の手段や対応を事前に検討し、早期の支援を行えるよう努めてまいります。

	組みをご検討ください。	
120	(3) 観光産業への支援対策 新型コロナウイルスによる観光関連業への影響は甚大なものであり、生活への不安が日に日に大きくなっていると耳にします。一刻も早く末端まで行き届く支援を要望します。	観光部_観光誘客課 観光誘客戦略担当（2020年12月28日） 感染拡大防止と経済活動を両立させるため、旅行者が安心して滞在できる観光地域づくりを促進するため、観光協会や索道事業者等が行う感染対策の取組を支援いたしました。また域内から圏域内、県内へと徐々に誘客範囲を広げ、地域の支えあいによる県内観光需要の喚起、消費拡大に努めてまいりました。 国のGoToトラベル事業の利用傾向として、高価格帯の宿泊施設の利用が好調で、その効果に偏りがあると考えられることから、特に中低価格帯の施設や、やむを得ずGo Toトラベル事業に参加をしていない施設を対象とした支援事業を実施するなど、きめ細かな支援を行うことにより、県内観光産業に広く効果が波及するよう取り組んでまいりました。さらに、コロナ禍で生じた社会の変革を機会と捉え、「長期滞在型観光の推進」や「リピーターの獲得」を実現するため、「連泊割引」や平日分散化を図る事業を進めるなど、将来の需要を見据えた取り組みを行っています。 観光産業が地域経済において重要な役割を担っている本県としては、感染拡大防止に配慮しつつ各事業を効果的に実施することで、観光需要の早期回復を進めてまいります。
121	(4) 観光施設整備への予算措置と助成 長野県の山岳観光は、環境保護と両立し発展してきたと思いますが、その役割の多くを担ってきた山小屋関係者は荷揚げ費の高騰や人手不足、更には新型コロナウイルス感染症対策により休業を余儀なくされていることや、群発地震により経営環境は非常に厳しくなっていると思われます。 日本有数の山岳県であり、世界に通用する環境保護と山岳観光の両立の継続、主要な登山道の管理、整備等の予算措置をはじめ、山小屋の役割を評価し事業が継続できるよう必要な補助等について検討願いたい。	観光部_山岳高原観光課山岳高原観光係（2020年12月28日） 山小屋は、宿泊サービスを提供するだけでなく、登山道の維持補修や衛生環境の保全及び遭難対応等の公益的機能は、「安全登山」を推進する上で重要な役割を担っていると認識しています。 一方、今般の新型コロナウイルス感染症による山小屋の休業や営業時間の短縮などは、当該機能の低下を招き、ひいては安全登山にも影響を及ぼすことが懸念されています。 今年度は、この重要な役割を果たしている山小屋の公益的機能の維持や感染防止策を支援するため、30万円の支援金を支給いたしました。 また、クラウドファンディングを活用し、山小屋を応援する「信州の山小屋応援プロジェクト（目標1,000万円）」を実施し、全国の皆様から1,400万円余のご寄付をいただき、山小屋に配分いたしました。 今後も、重要な役割を担っている山小屋への支援に努めてまいります。
122	(5) 地場産業の推進 産業は確かに人が生活するうえで重要な業種ですが、長野県は自然豊かな国です。生産したものを観光地で売るということも考えていただき、観光業も巻き込む事業を推進されたい。	観光部_観光誘客課 観光誘客戦略担当（2020年12月28日） 県では、天候に左右されない観光コンテンツの一つとして「食」の魅力向上に取り組んでおり、「健康・長寿」やその背景にある「歴史」・「文化」・「風土」等を活かした信州らしい食の提供をすることにより、感動的な食体験を求めて本県を訪れる観光客や観光消費額の増加を目指してまいります。感動的な食の体験を通じて、宿泊施設や飲食店での食事だけにとどまらず、道の駅での農産物の購入や発酵食品、地酒・長野ワインなどの購入にもつなげていくために、部局連携の上、事業を推進してまいります。 また、日本酒やワインなどを観光資源として地域を活性化する、酒蔵ツーリズム・ワインツーリズムについては、広域連携や情報発信等の支援を検討してまいります。 産業労働部_産業技術課食品・伝統産業係（2020年12月28日） 県では、塩尻・木曽地域地場産業振興センターに設立資金を出捐し、同センターは木曽漆器をはじめとする伝統的工芸品や、ワイン、地酒、加工食品など、多くの地場産品を販売して、大勢の観光客にお買い上げいただいています。 特に今年度においては、県の委託事業として、令和2年7月23日から8月31日に同センターで「夏の特選品展～新型コロナウイルスを吹っ飛ばせ～」のテーマのもと観光客に対して木曽漆器などの展示販売を行い、コロナ禍で打撃を受けた地場産業と観光業を支援しています。

		また、県はホームページ「元気な体験工房」で、工芸品の製作体験ができる工房を紹介しています。令和元年度に全ての工房に調査を行って内容を更新しホームページを再構築するとともに、観光部や市町村の観光部局と連携し長野県公式観光サイトに工房を掲載し、長野県観光・交通案内アプリ「信州ナビ」で目的地検索ができるよう観光業とのタイアップを行っています。 地場産業にとって観光客は大きなお得意様であり、県としては、引き続き関係機関と密接に連携しながら、引き続き、観光業とタイアップした取組を進めてまいります。 農政部_農産物マーケティング室農業ビジネス係（2020年12月28日） ○ インバウンドを含め観光客に信州農畜産物を消費していただくことは、地域の風土や食文化に対する理解を深めていただく面からも大変重要と考えています。 ○ このため、県では、地域の農産物販売の拠点となる直売所が観光面での拠点としても活用されるよう、観光事業者とも連携し、機能強化に取り組んでいます。 ○ また、JAグループ、信濃毎日新聞社、八十二銀行、県で構成する「『おいしい信州ふード』キャンペーン推進委員会」において、協賛企業（令和2年9月現在32社）と連携し、本年度は、くだもの狩りや加工体験等のイベントを開催し、参加者に生産した農産物を直接提供するなど、観光事業者も巻き込んだ取組を実施しています。 ○ このほか、県産農産物を取り扱う宿泊施設や販売店等を「おいしい信州ふード」SHOPとして登録し、県の農産物情報専用ホームページやSNS等を活用して、長野県へ訪れる方々や県内消費者に広く情報発信を行っているところです。 ○ 今後も、これらの取組を含め観光事業者との連携に努めてまいります。
123	13、活力ある地域づくりの推進	企画振興部
124	（1）県内への移住施策の推進 ① 新型コロナウイルス禍にあって各企業では、在宅勤務を余儀なくされましたが、やってみたら、オフィス無しでいけると考える企業も出てきています。これからの働き方を考えると、東京周辺に住むメリットは薄れ、地方に住み、ワーク・ライフ・バランスが取れた生活を選ぶ層が増えていくと思われます。長野県は環境、距離感、などにおいてその生活に最適と思いますが、その人たちを受け入れるには何が必要で、何をすればいけないかを計画的に予算を充当し検討されたい。 ② 近年、移住したい都道府県に長野県が選ばれるようになっており、今後も定住者が増えるよう、県の施策に期待していますが、新たに検討している施策があればお示しください。	企画振興部_信州暮らし推進課（2020年12月28日） ① ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化は、地方への人の流れが生まれる契機となっていると認識しています。とりわけ、自然をはじめとした恵まれた環境、大都市圏とのアクセスの良さ等が強みである本県においては、大きなチャンスであると考えています。 地方暮らしに関心のある人たちに対しては、暮らす場、働く場として長野県が最適であるという情報発信をするとともに、きめ細かな相談支援をしていくことが必要と考えており、着実に事業を実施しているところです。 企画振興部_信州暮らし推進課（2020年12月28日） ② コロナ禍における暮らし方や働き方の変化は、本県がこれまで取り組んできた移住促進やつながり人口の創出にとって、まさに追い風であり、現状を好機と捉え、取組を加速しているところです。 県では、移住を実現するための最大の課題である「仕事」と「暮らし」をセットとし、移住施策を推進してきました。 9月補正予算では、長野県で「働く×暮らす」情報の包括サイトや、新たな暮らし方・働き方を提案する二地域居住に関するサイトの構築に着手しました。また、産業や地域のイノベーションを促進するため、クリエイティブ人材をターゲットとしたプロモーションにより、県内への新たな流れを作り出してまいります。 さらに、11月補正予算では、銀座NAGANOの拡充に関する予算案を計上しました。移住やテレワークなどの相談・情報提供といった人を呼び込む機能と企業誘致などの企業向け営業機能を充実させる予定

		です。 今後も、一層成果が上がるよう、施策を展開してまいりたいと考えています。
125	（２）地域振興の推進 地域の活性化や振興を図る上で最も大切なことは、いかにして県外の方々に、長野県を認知してもらい、来ていただくかということではないでしょうか。 地域復興にトップセールスを進め小さな町村への観光施設誘致など、観光県の底上げ取り組まれない。	観光部_観光誘客課 観光誘客戦略担当（2020 年 12 月 28 日） 9 月に策定した「観光振興方針」では、平日宿泊や 3 泊以上の宿泊の誘導やリピート客の確保など、「長期滞在型観光の推進・定着」、「リピーターの確保」を柱として取り組むことを決定いたしました。 国では観光立国推進基本法の中で、「滞在交流型観光」への転換を強く打ち出しており「いわゆる一見の観光客向けの観光」から「地域の誇りに来訪者が触れる観光」に取り組むと形になっており、本県でも「信州ならではの『学び』や『交流』」、「信州のライフスタイル」等をテーマとした地域独自の魅力ある体験型メニューの開発やそのブラッシュアップ、各地域がプランニングする「着地型旅行商品」造成などを実施することにより、本県への長期滞在やリピーター、信州ファンの獲得につなげてまいります。 また、長野県公式観光サイト「GoNAGANO」を活用した情報発信、東京・名古屋・大阪における商談会の開催、旅の祭典「ツーリズム EXPO」への出展など、市町村の皆様と連携して取り組んでまいります。
126	1 4、農業の農業基盤整備の強化充実	農政部
127	（１）遊休農地活用の推進 輸入が多い現状では、今回のようなコロナや争い、不作などが世界で起きた場合困る事になる。自分たちの食料は自分たちで作る。そのためには儲かる魅力的な農業でなければ担い手も増えない。儲かる長野県のブランド品種で遊休農地を活用されたい。	農政部_農村振興課地域営農係（2020 年 12 月 28 日） ○ 遊休農地の活用にあたっては、再生・解消の方法と併せ、導入する作物やその販売も一体的に検討することが重要と考えています。 ○ このため、県では、「人・農地プラン」の地域での話合いにおいて、遊休農地の活用を含めた地域の農地全体の利用方針などを明確化してもらうよう、各地域振興局の農業農村支援センターに支援チームを設置し重点的な支援を実施するとともに、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化や、必要となる基盤整備を進めているところです。 ○ また、企業が農地中間管理機構を通して中山間地域の遊休農地を大規模に借受け、ソバや酒米を栽培してブランド化を目指す取組や、遊休農地の基盤整備を行いワイン用ぶどうや県オリジナル品種を導入する取組等を支援してきており、引き続きこうした取組を推進してまいります。
128	（２）地産地消の推進 農業の法人化を進め（疑問あり？）農業人口増加、地産地消できるように農業生産量を増やし、農業復興に向けた施策、農業の担い手が増えるような施策を検討されたい。	農政部（回答なし）
129	（３）地産地消の推進とさらなる食育の充実 「食」を支える農業は生産者の高齢化、輸入農産物の増加で危機的状況が続いています。地産地消の考え方は、地域の農産物は地域で消費・活用することで、持続可能な農業生産に繋がると考えます。食育についても、学校給食に地元農産物を活用することで、地域の中で培われた食文化・身の回りで生産される農作物を知ることができ、味覚の楽しみも生まれ「食」への関心が高まるきっかけになります。そして自然への恩恵・命の尊さに対する理解も深めることにもなります。長野県の食文化の発展や農産物の良質生産の一助となるためにも、次のことを要請します。	農政部_農産物マーケティング室農業ビジネス係（2020 年 12 月 28 日） ① 地産地消と食育の推進については、ＪＡグループ、信濃毎日新聞社、八十二銀行、県で構成する「『おいしい信州ふード』キャンペーン推進委員会」において、協賛企業（令和 2 年 9 月現在 32 社）と連携し、マスメディアやイベント等を通じた広報活動を行うなど、消費者や事業者等への理解促進に努めています。 ○ また本年度は、公共施設等での利用促進に向け、新たに役場の食堂での県産農産物を活用したメニュー提供を実施したところです。 ○ 今後も、地域農産物の利活用に対する理解を深めていただき、公共・福祉施設において、率先して県産農産物を利用していただけよう地消地産の取組を進めてまいります。 ② 商業・観光業者の利用促進については、地域の宿泊施設や飲食店等における県産食材の活用に向けて、地元の農産物を宿泊施設等に共同で配送する物流の実証事業を進めるとともに、県調理師会と連携して県オリジナル食材のメニュー開発などに取り組んでいるところです。

	① 公共・福祉施設における地場産物の利用促進を進められたい。 ② 商業・観光業者と連携し地場産物のさらなる利用促進を進められたい。 ③ 市町村単位で学校給食へ地場産物の活用を働きかけ、教育委員会や農政担当部署との連携強化を深め、長野県らしい食育の充実をはかられたい。 ④ 学校での食育に携わる管理栄養士や教員へ地場産物を取り扱う意義を伝え、さらなるスキルアップにより、食育の充実をはかられたい。	○ また、おやきや漬物などの県内食品製造業や菓子店等での県産農産物の利用拡大を図るため、食品企業連携推進員を配置し、企業のニーズ把握を行いながら、生産者とのマッチングを推進しています。 ○ 今後も、地域農産物の利活用に対する理解を深めていただき、商業・観光業者の方々に率先して県産農産物を利用していただけよう地消地産の取組を進めてまいります。 ③ 本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少した県産ブランド食材（信州プレミアム牛肉、信州サーモンなど）の活用を図るため、小中学校等での給食提供や食育体験を通じて地域内での消費拡大を図る『県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業』に、県・市町村教育委員会等と連携して取り組んでいるところです。 ○ また、希望する保育園や小学校等を対象として、地産地消推進キャラクター「匂ちゃん」の学校訪問を実施し、児童・生徒が地産地消を学び、地域の農産物や食に対する理解を深める取組も進めております。 ○ 今後も、県・市町村教育委員会等と連携し、学校給食での県産農産物の積極的な活用と「命をいただく、ありがたさ」を伝える食育活動の取組を進めてまいります。 教育委員会_保健厚生課学校給食係（2020 年 12 月 28 日） ③ 学校給食における地場産物の活用は、子どもたちが食材を通じて地域の自然や食文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる人々の努力や思いを知り、食への感謝の念を育むなど、食育に大きな効果が期待できます。 ○ 市町村では、「地域食材の日」を設け地元の旬の食材を使用した献立の提供や、主食のお米を地元産に限定するなど、工夫しながら地元の農畜産物を学校給食に取り入れています。 また、学校給食で使用した地域食材について、食育日よりなどで紹介したり、食材の生産者との交流給食や収穫体験などを実施したりするなど、様々な取組が行われています。 ○ 引き続き、県農政部や関係機関と連携し、地域食材の活用を進めて参ります。 〔地場産物利用状況：R 1 45.8%（目標：2022 年 48%）〕 〈実施内容例〉 ➤ 農政部事業：県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業、利用状況調査等 ・コロナ禍で影響を受けた県内産高級食材（信州プレミアム牛、信州サーモン等）を学校給食で提供するとともに、栄養教諭と生産者による食育授業を実施。 ➤ 関係機関との連携：県産物を活用した学校給食献立コンクール、調理講習会等（実施主体：公益財団法人 長野県学校給食会） ④ 学校給食に地場産物を使用し生きた教材として活用することは、地域の理解を深め地域産業への関心を高めるだけでなく、環境教育など様々な学びにつなげることができます。 ○ 各学校では、食に関する指導の全体計画を作成し、栄養教諭等と担任や各教科担当が連携し、子どもたちにつける力や各教科のねらいを意識しながら、学校全体で食育指導を実施することとしています。 ○ 引き続き、各学校における食育指導の中核となる栄養教諭等の資質・指導力向上のため、研修の充実を図るとともに、学校教育活動全体で食育が推進されるよう支援してまいります。 〈実施内容例〉 ➤ 体系的な育成：栄養教諭初任者研修、経験年数に応じたキャリアアップ研修
--	---	--

		学校給食管理、食に関する指導の全体計画の策定、家庭・地域と連携した食育等、経験年数に応じた資質・指導力の向上を図っている。 ➤ 栄養教諭・学校栄養職員研究協議会の開催（10、11月） 「家庭科」、「保健体育」、「特別活動」などの各教科と連携した食育指導の実践校を指定（4校）し、学校体制で食育を実践。指導内容を研修会で発表・情報共有し、全体のスキルアップを図っている。 ➤ つながる広がる食育事業 令和元年度「つながる食育推進事業」（文部科学省委託事業）の取組や成果を、県内の市町村教育委員会及び学校関係者、食育関係機関へ周知・発信し、他地域へ広げる取組を進める。 ① 市教育委員会と学校・家庭・地域が連携し、市内全校で食育を推進 ② 児童生徒の行動変容、教職員の意識変容など
130	（４）食料自給率の向上と農業の産業基盤強化・育成、食の安全 食料自給率が37%と過去最低を記録しました。近年、天候不順・異常気象など甚大な被害が発生し、国際情勢では緊迫した状況が続き、貿易等が制限されれば国内の食料不足に陥ることが懸念されます。また、世界的に人口増加の傾向にあることから、国レベルでいかに自給自足の体制を整えるかが重要であると考えます。国・県は、万全に備えるためにも食料自給率の向上に向けた対応策が進められるよう、次のことを要請します。 ① 食料自給力の向上に向け、県産食品の消費拡大を推進するとともに、農業の担い手を確保・育成しつつ、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資する経営基盤の体質強化をはかられたい。 ② 農山村の地域資源を活かした6次産業化など、農林水産業の成長産業化と地域の活性化をはかり、農山村・農業の多面的機能がさらに発揮される事業を推進されたい。 ③ 生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を実施されたい。 ④ 国内の食料生産額も併せて向上されたい。 ⑤ 2018年12月に発効したTPP11（環太平洋パートナーシップ協定）や、EUとの経済連携協定（EPA）により、今後農産物のさらなる輸入増が見込まれ、食料自給率の低下につながる恐れもあることからさらなる取り組みを実施されたい。 ⑥ 環境問題と同様に食品ロスへも意識向上できるよう積極的な取り組みを促されたい。	農政部_農業政策課企画係（2020年12月28日） ① 県では、食と農業・農村の将来のめざす姿を明確にし、それを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3期長野県食と農業農村振興計画」を策定し、本計画に基づき各取組を進めています。 ○ 県産食品の消費拡大については、県内で生産された農畜水産物や加工品を、「おいしい信州ふード」として県内外にその魅力を発信するとともに、給食事業者、宿泊・飲食事業者等の県内事業者が活用する食材の県内産への「置き換え」、また、その供給拠点である農産物直売所の機能強化等の取組を進めているところです。 ○ 担い手の確保・育成については、昨年度、県内外で就農相談会を開催したほか、就農情報を一元的に発信するサイト「デジタル農活信州」を大幅にリニューアルし、情報発信の取組を強化しました。また本年度は、コロナ禍において就農相談件数が増加している中、相談会の大半をオンラインにより実施しているところです。 ○ 今後も、食料自給力の向上に資する、こうした取組を引き続き推進するとともに、国の補助事業を最大限活用しながら、経営基盤の体質強化に努めてまいります。 ② 農業者の6次産業化については、「信州6次産業化推進協議会」による個別相談や商品力向上のための研修会の開催のほか、国の補助事業を活用した施設整備などの支援を行っているところであり、六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数は98事業体で全国4位となっています。 ○ また、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組については、「多面的機能支払事業」により農業者等が共同で取り組む農地・水路・農道等の地域資源の保全活動等を支援するとともに、「中山間地域農業直接支払事業」により中山間地域における自立的・継続的な農業生産活動を支援しているところです。 ○ 今後も、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られるよう、関係事業を積極的に活用し、取組を推進してまいります。 農政部_農業技術課環境農業係（2000年12月28日） ③ 県では、「食品安全」「環境保全」「労働安全」の視点から農業生産工程を農家自ら継続的に管理するGAPの取組を推進するとともに、農薬適正使用研修会の開催や広報活動及び農薬管理指導士の認定等により、農薬の適正使用を周知徹底しているところです。 ○ また、県内で流通する農産物を対象に、令和2年度205検体（国内121、海外84）の残留農薬検査を

		計画しており、現時点で残留農薬基準値を超過した検体は0件です。この結果は、県ホームページで公表しております。 ○ さらに、J A長野県グループにおいても、農産物を出荷する前に残留農薬の自主検査（令和2年度1,700検体予定）を実施するなど、安全性を確認したうえで出荷が行われております。 ○ 今後も、食品の安全性の確保・品質管理の徹底を図るため、生産者に対し、農産物の生産履歴の記帳や適切な生産工程管理について指導を行うとともに、残留農薬の検査の実施により、県産農産物の安全性確保に努めてまいります。 ○ 食品の安全性に関する情報については、長野県食品安全・安心条例に基づき引き続き、消費者の皆様へ情報提供を行い、食に関係するすべての関係者と食品の安全性に関する情報共有及び意見交換の場を設け、相互理解の推進に努めてまいります。 農政部_農業政策課企画係（2000年12月28日） ④ 県では、「第3期長野県食と農業農村振興計画」において、県内の「農産物産出額」に農産加工や観光農業等の「農業関連産出額」を加えた「農業農村総生産額」を経済努力目標として位置付け、施策を総合的かつ戦略的に展開しているところです。 （農業農村総生産額の目標 2015年度：3,118億円⇒2022年度：3,300億円） ○ 農産物産出額の向上に向けては、県オリジナル品種の生産拡大やブランド力の向上、戦略的な輸出の促進、県産農産物の消費拡大に向けた取組などを進めています。 ○ また、農業関連産出額の向上に向け、農業者の6次産業化の取組による農産物の高付加価値化等を進めています。 ○ 今後も、食料自給率の向上と併せ、計画に位置付けた「農業農村総生産額」の目標の実現に向け、取組を進めてまいります。 ⑤ TPP11や日EU・EPAなど自由貿易協定の発効を踏まえ、県では「TPP協定等に係る農業分野等対応方針」を策定し、「農林業への影響緩和」、「攻めの農林業を展開するための体質強化」、「県産農産物等のブランド化と輸出・地消地産の促進」の3つの視点で施策を展開しているところです。 ○ 具体的な対策としては、本県農業の国際競争力を高めていくためのスマート農業の導入促進や次代を担う農業者の育成・確保、中山間地域の生産性向上等の体質強化対策を進めるとともに、ホテル・旅館等での県産農産物の利用促進に向けた食材の供給体制の構築や、県内食品企業の扱う食材の県産品への置き換え等により、食の地消地産を促進することとしております。 ○ 引き続き、食料自給率の向上に資する取組を進めるとともに、県内農業への影響を最小限に抑え、農業が持続的かつ成長産業として発展できるよう国の対策や県独自の取組により、施策を展開してまいります。 環境部_資源循環推進課資源化推進係（2020年12月28日） ⑥ 県では、平成22年度から「食べ残しを減らそう県民運動（平成28年度に現名称に改称）」を開始し、食品ロスの発生抑制に取り組む飲食店や宿泊施設、小売事業の活動を後押しする「協力店」制度や、「残さず食べよう！30・10運動」、小売事業と連携し消費期限・賞味期限間近な食品の購入は環境にやさしい行動であることを呼び掛ける「信州発もったいないキャンペーン」など、事業者と連携して食品ロスの削減に取り組んできたところです。 令和元年度には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、行政、事業者、消費者等各主体が連
--	--	--

		携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むことが定められました。 この法律の趣旨に鑑み、今年度県では「食品ロス削減推進計画」を策定することとしており、この計画に基づき、ごみ減量の観点から、今後も食品ロス削減の重要性を呼びかけてまいります。
131	（５）第３期長野県食と農業農村振興計画」の実行 「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づく「第３期長野県食と農業農村振興計画」の実現に向け、2018年度から、「次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村」を基本目標にした2022年度までの5か年の計画が実践されています。農業者の高齢化、耕作放棄地の増加など、非常に厳しい情勢にある長野県農業を、将来が見える農業に発展させていくために、この振興計画には大きな期待がかけられています。 つきましては、次のことを要請します。 ① 新たにスタートしたこの振興計画を進め、実現させるため、計画の達成指標の進捗状況や基本方向別施策の実施状況を毎年十分に把握し、すべての施策が確実に実践されるよう展開されたい。 ② 基本目標の達成に向け、「第１節次代を担う経営体の育成と人材の確保」の項では、具体的な施策展開として「人・農地プラン」の推進が掲げられています。 つきましては、「中山間地域の農業生産拡大と農業所得の増大」のため、「人・農地プラン」をこれまで以上に重要視し、それぞれの集落・地域が抱える人と農地の問題について、市町村等関係機関と連携し、地域農業の持続的な発展を図られたい。	農政部_農業政策課企画係（2000年12月28日） ① 「長野県食と農業農村振興計画」の施策の実施状況については、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、達成指標の進捗等を含めて把握を行い、年次報告書を取りまとめ、議会に報告・公表しているところです。 ○ また、報告書の作成にあたっては、外部の有識者等で構成する「長野県食と農業農村振興審議会」を毎年開催し、計画の推進にあたっての助言や今後の施策展開へのご意見などをいただいております。 ○ 計画の2年目となる令和元年度は、計画の達成指標29項目のうち24項目で、目標（令和元年度単年度目標）を概ね達成することが出来ました。 ○ 引き続き、計画に位置付けた目指す姿の実現に向け、達成指標の進捗状況等を踏まえながら、農業者や関係団体をはじめ多くの県民の皆様と共に取組を進めてまいります。 農政部_農村振興課地域営農係（2000年12月28日） ② 「第３期長野県食と農業農村振興計画」では、「人・農地プラン」の策定を通じ、人と農地、地域農業のあり方を明確化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化による経営発展等を目指すこととしています。 ○ 現在、県では、全ての人・農地プランを令和2年度末までに実質化（農地利用意向の把握、地図の作成、農地の利用に関する将来方針の作成）するため、農業農村支援センターを中心とする県現地支援チームが、プランの作成・見直し・実践を支援しているところです。 ○ 特に、中山間地域では、担い手の不足や生産力の低下が進み、農地の利用が今後一層困難になることが懸念されることから、市町村等関係機関と連携しながら「人・農地プラン」の取組を重点的に進め、地域農業の持続的な発展に向けた取組を進めてまいります。併せて、中山間地域農業直接支払制度を活用しながら、高齢農業者なども支援が受けられるよう取り組んでまいります。 （参考）「人・農地プラン」と関係性の強い国庫補助事業 ・ 農業次世代人材投資事業（旧：青年就農給付金）【H23～】 ・ スーパーL資金金利負担軽減措置【H23～】 ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(旧 経営体育成支援事業)【H25～】 ・ 機構集積協力金交付事業【H26～】 ・ 農地耕作条件改善事業【H27～】
132	（６）CSF（豚熱）の感染拡大防止対策 CSF（豚熱）の感染エリア拡大防止対策として予防ワクチン接種が開始されています。ついては感染拡大防止対策を引き続き実施できるようはかられたい。	農政部_園芸畜産課 家畜防疫対策室（2020年12月28日） ○ 豚熱については、県内における野生いのししでの感染が継続しており、また、近隣県の農場で豚熱が発生するなど、感染リスクは依然として高い状況にあると考えられます。 ○ 県では、養豚農場における豚熱の感染防止に向け、「養豚農場対策」、「野生いのしし対策」、「人・ものを介した交差感染対策」などを、関係機関、関係団体と連携して総合的に実施しているところです。 ○ 飼養豚へのワクチン接種については、令和元年10月の接種開始から令和2年11月末までに延べ約18万3千頭に対して接種を行ったところであり、引き続き定期的な接種を行うとともに、農場における飼養衛生管理の強化や、野生いのししに対する経口ワクチン散布・抗体検査の実施等の感染拡大防止対策を進め

		てまいります。
133	（７）農業の安定化対策 新型コロナウイルス感染拡大に伴う農業関係者への支援対策の実施について新型コロナウイルスの感染拡大により、県内の農業・食品関係業者にも大きな影響が広がっています。国・県レベルで支援対策が求められ対策が講じられていることには敬意を表します。 しかし、終息の目途が立たず長期化の懸念が報じられており、とりわけ県内の生産者は高齢者が多く、今後の経営にも不安を抱えています。県としても既存の支援策と合わせ、長期化時の継続支援策を担保することにより、安心して経営が続けられることへ繋がっていきます。引き続き既存の支援策とさらなる支援ができるよう要請します	農政部_農業政策課企画係（2000 年 12 月 28 日） ○ 県では、県内 10 地域の農業農村支援センターに相談窓口を設置し、農業者からの相談に対応するとともに、国の支援策を活用し、学校給食での県産食材の活用やメディア等と連携した地域内消費の拡大のPRなどの取組により、県内での需要拡大を図っているところです。 ○ さらに、影響を受けた品目に対する次期作や、新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等への支援など、農家の経営継続を後押しする国の生産支援策について、円滑な活用が図られるよう助言等を行っているところであり、引き続き支援を進めてまいります。 ○ また、米については、酒造好適米を含め需要が大きく減少し、来年度の生産数量を削減する必要があることから、需要が見込まれる麦や大豆、野菜などの高収益作物への転作や、海外への輸出米など主食用米以外の用途への転換が進むよう、生産者への交付金の助成単価の拡充などにより、地域の取組を支援してまいります。 ○ なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されますので、状況を十分に把握しながら、生産者が安心して経営継続が出来るよう必要な支援を行ってまいります。
134	（８）県農政部署の再編に伴う検証 農業振興に係る組織の見直しにより、農業改良普及センターと地域振興局農政課と統合され、2020 年 4 月より地域振興局の付置機関としての農業農村支援センターとなった。 農業改良普及センターは、終戦後の食糧難に対応するための食糧増産施策で組織された。その後、時代変遷により農業改良助長法及び運営指針の見直しが行われ、今日では農業技術、経営、担い手育成（若者・女性）、集落営農、6次産業化、輸出促進、マーケティング等幅広い業務を担っている。新型コロナウイルス禍で、我が国の食糧安全保障の観点からの自給率の低さが大きな課題として浮上し、対応が求められる。また、種苗法改悪により、農業者等への一層細やかな支援が重要となっている。 このことから、今年度は必要に応じ、関係機関・団体の意見を聞くなどし、組織見直しの検証を行ってほしい。 今回の組織見直しの検証にあたっては、行政内部および関係団体の上部だけでなく、組織の末端の声も丁寧に聞きながら進めてほしい。	農政部_農業技術課研究普及係（2000 年 12 月 28 日） ○ 地域農業や中山間地が抱える課題について、多様な担い手の確保や収益性の高い産地づくり、農村の活性化など、これまで以上に複雑かつ多様化してきている中で、地域課題に迅速・的確かつ効率的に対応するため、農業改良普及センターの機能を残しつつ、地域振興局農政課と統合した農業農村支援センターを本年度新たに設置しました。 ○ これにより、農業農村の振興に関わる「行政」と「普及」を跨ぐ業務の連携がこれまで以上に強化され、より一体的に施策を推進できるものと考えています。 また併せて、本県農業の将来を担う中核的経営体等への支援を強化するため、高度で専門的な知識を有する普及指導員（広域担当）4 名を配置し、地域や担い手のニーズに応える体制を整えました。 ○ 今後、必要に応じて、農業農村支援センターが冬期に開催する農政懇談会などの場を活用し、市町村やJAなど関係機関等から組織見直しに関してのご意見をお聞きするとともに、農業農村支援センター職員の意見も踏まえ、より効果的な業務の推進に努めてまいります。
135	15、林業の産業基盤整備の強化充実	林務部
136	（１）公共施設等の木造化の推進 昨年のお返では、たしかに公共土木工事における木材使用量は増加傾向にあるが、公共施設では減少傾向にある。県では、県産材利用推進研修会の開催を通じ、公共	林務部_信州の木活用課県産材利用推進室（2020 年 12 月 28 日） 1 公共施設等における木材の利用の現状 公共工事での木材利用は、過去 10 年間では 1 万 1 千 m³/年から 2 万 4 千 m³/年程度で推移しており、公共施設等建築工事については、令和元年度で約 6 千 m³の木材が使用されています。

特に、公共施設等の木造化は、今後激減が見込まれる建築大工の雇用と技能継承の場の拡大につながる事が予想される。今後建て替えを予定している公共施設については、積極的に木造を推進されたい。

※木材利用量には、県産材以外も含む

- 公共施設の木造化・木質化は、県民への波及効果が見込めることから、国の木造公共施設整備事業を活用し支援しています。
- 令和２年度から、森林づくり県民税を活用し、自治体及び企業等が行う非住宅分野での県産材利用の取組みを支援しています。（「子どもの居場所」木質空間整備事業、木づかい空間整備事業）
- 令和２年度から、森林環境譲与税を活用し、県産材製品コーディネーターを配置し、首都圏等の非住宅分野への販路開拓を実施しています。

3 県有施設での県産材利用事例：長野県立武道館

屋根構造に、カラマツ集成材、内壁・外壁にはカラマツ材、競技場の床はスギ・アカマツのフローリングが使用されています。

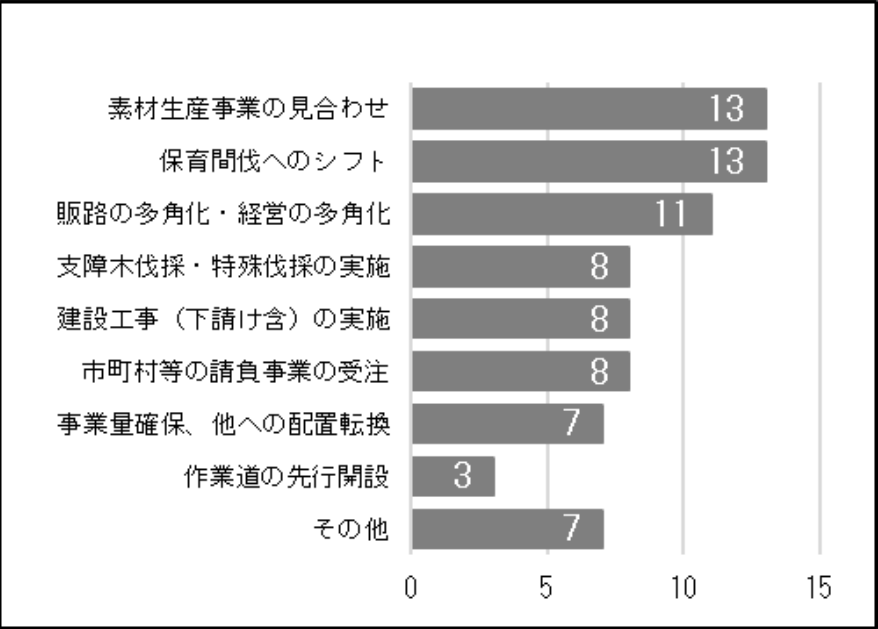
事業主体	使用箇所	使用量(m³)	樹 種
長野県	構造、床、内装、 外壁	650m³ (全体 770m³)	カラムツ スギ アカマツ

		 全 景  外壁の一部にカラマツを使用  競技場：床にアカマツフローリングを使用  競技場：カラマツ集成材と鉄骨の屋根構造 4 まとめ 引き続き、国の補助事業や森林づくり県民税を活用し、市町村との連携により、公共施設への県産材利用を進めてまいります。																																					
137	(2) 林業事業体育成の充実 県内の林業事業体は零細な事業者が多いことから、森林整備や木材生産を継続していくための林業事業体育成に積極的な政策の展開をお願いしたい。	林務部_信州の木活用課担い手係（2020 年 12 月 28 日） 1 現状 林業事業体の多くが小規模で、就業者 20 人以下の事業体に所属している就業者が 63%を占めています。 <table><tr><th rowspan="2">コード</th><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">就業者数</th><th colspan="2">内訳</th></tr><tr><th>造林</th><th>素材生産</th></tr><tr><td>1</td><td>5人以下</td><td>266人</td><td>71人</td><td>195人</td></tr><tr><td>2</td><td>6～10人</td><td>303人</td><td>83人</td><td>220人</td></tr><tr><td>3</td><td>11～20人</td><td>340人</td><td>164人</td><td>176人</td></tr><tr><td>4</td><td>21～50人</td><td>305人</td><td>78人</td><td>227人</td></tr><tr><td>5</td><td>51人以上</td><td>232人</td><td>132人</td><td>100人</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>1,446人</td><td>528人</td><td>918人</td></tr></table> 20 人以下 909 人（63%） 2 県の支援策 小規模な事業体が多い状況を踏まえ、（一財）林業労働財団等の関係団体と連携して、従事者が安心して働ける就業環境の改善を図るための取組を支援するとともに、就職説明会等を共同で実施するなど、事業を継続するための林業就業者の育成と確保に努めてまいります。 また、生産性と収益性の向上を図るための高性能林業機械の導入等への支援やスマート林業の推進に取	コード	区分	就業者数	内訳		造林	素材生産	1	5人以下	266人	71人	195人	2	6～10人	303人	83人	220人	3	11～20人	340人	164人	176人	4	21～50人	305人	78人	227人	5	51人以上	232人	132人	100人	計		1,446人	528人	918人
コード	区分	就業者数				内訳																																	
			造林	素材生産																																			
1	5人以下	266人	71人	195人																																			
2	6～10人	303人	83人	220人																																			
3	11～20人	340人	164人	176人																																			
4	21～50人	305人	78人	227人																																			
5	51人以上	232人	132人	100人																																			
計		1,446人	528人	918人																																			

		り組んでまいります。 令和2年度事業 <table> <tr> <th>事業名</th><th>支援内容</th><th>予算額</th></tr> <tr> <td>林業就労条件整備促進事業</td><td>退職金共済掛金や蜂アレルギー検査、振動病特殊検診への補助</td><td>13,756</td></tr> <tr> <td>林業労働災害防止対策事業</td><td>労働災害防止のための巡回指導や講習会の開催</td><td>729</td></tr> <tr> <td>持続的な林業経営の確立支援事業</td><td>意欲と能力のある林業事業体の育成や経営改善等の取組を支援</td><td>15,273</td></tr> <tr> <td>森林整備担い手育成確保総合対策</td><td>新規就業者の確保のための共同説明会や雇用改善研修会等の開催、林業の認知度の向上のための普及啓発活動を支援</td><td>6,994</td></tr> <tr> <td>高性能林業機械導入推進事業</td><td>高性能林業機械の導入の支援とオペレーターを育成</td><td>66,628</td></tr> <tr> <td>スマート林業構築普及事業</td><td>I C Tを利用したスマート林業を実践できる人材を育成</td><td>18,100</td></tr> <tr> <td>「緑の雇用」新規就業者育成推進事業</td><td>林業就業者を育成するためのO J T研修や集合研修等を支援</td><td>(国事業)</td></tr> </table>	事業名	支援内容	予算額	林業就労条件整備促進事業	退職金共済掛金や蜂アレルギー検査、振動病特殊検診への補助	13,756	林業労働災害防止対策事業	労働災害防止のための巡回指導や講習会の開催	729	持続的な林業経営の確立支援事業	意欲と能力のある林業事業体の育成や経営改善等の取組を支援	15,273	森林整備担い手育成確保総合対策	新規就業者の確保のための共同説明会や雇用改善研修会等の開催、林業の認知度の向上のための普及啓発活動を支援	6,994	高性能林業機械導入推進事業	高性能林業機械の導入の支援とオペレーターを育成	66,628	スマート林業構築普及事業	I C Tを利用したスマート林業を実践できる人材を育成	18,100	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業	林業就業者を育成するためのO J T研修や集合研修等を支援	(国事業)
事業名	支援内容	予算額																								
林業就労条件整備促進事業	退職金共済掛金や蜂アレルギー検査、振動病特殊検診への補助	13,756																								
林業労働災害防止対策事業	労働災害防止のための巡回指導や講習会の開催	729																								
持続的な林業経営の確立支援事業	意欲と能力のある林業事業体の育成や経営改善等の取組を支援	15,273																								
森林整備担い手育成確保総合対策	新規就業者の確保のための共同説明会や雇用改善研修会等の開催、林業の認知度の向上のための普及啓発活動を支援	6,994																								
高性能林業機械導入推進事業	高性能林業機械の導入の支援とオペレーターを育成	66,628																								
スマート林業構築普及事業	I C Tを利用したスマート林業を実践できる人材を育成	18,100																								
「緑の雇用」新規就業者育成推進事業	林業就業者を育成するためのO J T研修や集合研修等を支援	(国事業)																								
138	(3) 森林環境税及び森林環境譲与税の適正な運用 I. 市町村への支援体制強化 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が一部改正され、森林環境譲与税は公庫債権金利変動準備金の活用により譲与額が増額されました。これにより本制度の主旨を踏まえた適切な使用と森林整備の推進が図られるよう、人材の確保をはじめとし市町村への支援体制を強化願いたい。	林務部_森林政策課森林経営管理支援センター（2020年12月28日） 現状 - 市町村の約9割以上で人員及び専門的な人材が不足している状況の中で、森林経営管理制度等の効果的かつ効率的な運用を図るためには、それぞれの市町村に共通する課題を共有し、広域的な連携を図りながら対応することが有効であることから、県では広域的な連携体制の構築に向け、各地域振興局単位に設けた市町村関係者の連絡会議を開催して具体的な議論を進めているところです。 県の支援策 - 県としては、令和元年度（平成31年度）から林務部内に森林経営管理支援センターを開設するとともに、各地の地域振興局には、担当の職員と専任の嘱託員を配置し、市町村担当者向けの研修会や森林GIS等の活用による事務の効率化のための支援を行っています。 - 引き続き、市町村の負担軽減と森林経営管理制度の円滑な運営に向け、県に譲与される森林環境譲与税を活用して、整備が必要な森林の情報提供等を行うほか、令和2年度からは、広域連携により事務の負担軽減を行う取組に対する支援を行うなど、県としての取組を強化しています。 森林経営管理支援センター（本庁・地域振興局） 支援 市町村の意向により森林経営管理制度の事務を委託又は移管 (その他の一部業務も移管を検討) 人材派遣・費用負担 譲与税 人材派遣・運営費補助 市町村 市町村 市町村 県 事前準備及び事業実施への支援 広域連携による体制 (流域又は地域振興局単位) 森林経営管理制度の実務を実施 - 広域連合 - 協議会等 委託 (外部委託が可能な業務) 森林組合等 【県の支援体制】 森林経営管理支援センター(本庁) 専任職員2名 支援員2名 広域連携の方針作成 市町村研修会 等 地域振興局 担当職員+支援員(各1名) 広域連携の立ち上げ等																								

森林環境税及び森林環境譲与税は、人口 30%が配分の基準となっていることから、人口の多い都市部への譲与額が大きくなっている実態がある。真に森林整備が必要な市町村へ適正に配分されるよう配分割合の見直しを国へ要請されたい。

		・チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の対象業務の拡充 ・下肢の切創防止用保護衣等の着用の義務化 ・かかり木処理における禁止事項や伐木作業時の立ち入り禁止区域の範囲の強化 2 県・関係団体の取組 改正された関係規定及びガイドラインについては、地域振興局を通じ各事業体に周知を図るとともに、チェーンソーによる伐木等作業に支障が生じないように、県内各地域で講習会（特別教育（補講））を開催しています。 また、長野労働局や中部森林管理局、関係団体等との労働安全に関する協議を重ね、関係機関が連携して、巡回指導や集団指導会を開催しています。 さらに、チェーンソーの操作に起因する事故事例が多いことから、基本動作を繰り返して訓練することができる伐倒練習機を林業総合センターに導入し、林業就業者の安全の確保に取り組んでまいります。 令和2年度事業 (千円) <table> <tr> <th>事業名</th><th>支援内容</th><th>予算額</th></tr> <tr> <td>林業労働災害防止対策事業</td><td>労働災害防止のための巡回指導や講習会の開催</td><td>729</td></tr> <tr> <td>持続的な林業経営の確立支援事業</td><td>意欲と能力のある林業事業体の育成や経営改善等の取組を支援</td><td>15,273</td></tr> </table>	事業名	支援内容	予算額	林業労働災害防止対策事業	労働災害防止のための巡回指導や講習会の開催	729	持続的な林業経営の確立支援事業	意欲と能力のある林業事業体の育成や経営改善等の取組を支援	15,273
事業名	支援内容	予算額									
林業労働災害防止対策事業	労働災害防止のための巡回指導や講習会の開催	729									
持続的な林業経営の確立支援事業	意欲と能力のある林業事業体の育成や経営改善等の取組を支援	15,273									
141	(5) 新型コロナウイルス感染拡大により林業労働者の雇用対策 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、木材需要の動向が不透明なことや、原木価格の低下等が生じている。林業労働者の雇用や林業事業体の経営等に影響を生じさせないよう対策を講じられたい。	林務部 1 現状（新型コロナウイルス感染拡大による事業体への影響） 令和2年9月時点では、合板工場において、新型コロナウイルス感染症による景気減退を見越した生産調整による受入制限を行っていること等により、県内において合板用として生産された木材の滞留が発生するとともに木材価格も下落傾向で推移しています。 林業事業体においては、103 者のうち 54 者（52%）が、木材流通の停滞や価格低下により経営に影響を受けていると回答し、素材生産の実施を見合わせるほか、保育間伐や支障木伐採等の実施、市町村等の請負事業の受注などにより対応している状況にあります。 2 県の対応 新型コロナウイルスの感染拡大により影響が生じている林業事業体の経営と林業労働者の雇用の維持を図るため、9月補正予算において、滞留している木材の流通を促進する支援策などの措置を講じました。 <table> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>補正予算額</th></tr> <tr> <td>森林整備地域活動支援事業</td><td>森林経営計画の作成等に利用する「森林の境界案」の作成を支援</td><td>13,824</td></tr> <tr> <td>県産材流通対策緊急支援事業</td><td>滞留している合板用等の原木を県内の木質バイオマス発電施設に販売した場合の価格差を支援</td><td>60,000</td></tr> </table>	事業名	事業内容	補正予算額	森林整備地域活動支援事業	森林経営計画の作成等に利用する「森林の境界案」の作成を支援	13,824	県産材流通対策緊急支援事業	滞留している合板用等の原木を県内の木質バイオマス発電施設に販売した場合の価格差を支援	60,000
事業名	事業内容	補正予算額									
森林整備地域活動支援事業	森林経営計画の作成等に利用する「森林の境界案」の作成を支援	13,824									
県産材流通対策緊急支援事業	滞留している合板用等の原木を県内の木質バイオマス発電施設に販売した場合の価格差を支援	60,000									



		<table border="1"> <tr> <td>松くい虫枯損木 利活用事業</td><td>松くい虫被害木をバイオマス燃料等への資源活用 を行う伐倒、搬出、チップ化等への取組を支援</td><td>147,100</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>220,924</td></tr> </table> また、地域振興局において林業事業体に対する聞き取り調査に合わせて、必要に応じ状況把握を行い、持続化給付金等の国の支援制度の情報提供や相談窓口の紹介を実施しています。 今後とも、新型コロナウイルスの感染拡大による林業事業体への影響に注視しつつ、林業事業体の経営の維持や新規就業者の確保に向けた取組を推進してまいります。	松くい虫枯損木 利活用事業	松くい虫被害木をバイオマス燃料等への資源活用 を行う伐倒、搬出、チップ化等への取組を支援	147,100	計		220,924
松くい虫枯損木 利活用事業	松くい虫被害木をバイオマス燃料等への資源活用 を行う伐倒、搬出、チップ化等への取組を支援	147,100						
計		220,924						
142	16、地域公共交通の維持・発展	企画振興部						
143	(1) 地域公共交通機関の確保・維持対策 鉄道、バス、タクシーは県民生活や経済活動を支える産業です。新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言は発令され学校の休校、移動の自粛、各種イベントの中止、テレワークの拡大などによって公共交通の輸送人員は大幅に減少し、その損失は今後の事業存続にも関わる膨大なものとなっています。 貸切バス、県外高速バスはほぼ運休状態であり県内の事業者も閉鎖を余儀なくされているところも見受けられます。また、鉄道、地域乗合バス、タクシーにおいては輸送の使命を果たすべくほぼ通常運行を果たしてきましたが、大幅な減収により、経営も働く労働者も極めて厳しい状況です。 ① 新型コロナウイルスの影響による交通事業者は極めて厳しい経営状況となっており、このままでは県民の移動である交通の崩壊を招きかねません。新型コロナウイルス感染症の終息が見えないなかで、さらに危機的な状況も予想されます。これまでの減収分の補填、今後の県民の移動を確保するためにも交通事業者に対し支援策を強化されたい。 ② 公共交通で働く従事者は、非常時においても運行を止めることはできません。むしろ非常時ほど使命を果たすことが求められ、医療従事者同様「エッセンシャルワーカー」の役割を果たしています。不特定多数の方との接触もあって感染も危ぶまれることから交通従事者への危険手当など支援策を講じられたい。 ③ 交通労働者は常に感染リスクを背負いながら従事しています。感染拡大時にはマスク不足、消毒液不足が深刻な状況になりました。また、感染防護シートなど独自での作成や運転席後方1列目のお客様の席を空けるなど感染防護をしてきま	企画振興部_交通政策課交通企画係（2020年12月28日） ① 新型コロナウイルス感染症感染拡大による移動自粛等により利用者・収入が激減する中、住民生活維持のため、事業者は運行の継続を要請されているところです。 ・国等の支援制度の活用や経費削減を図るものの、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、事業継続は予断を許さない状況であることは十分認識しております。 ・県ではこれまでに、以下のとおり交通事業者に対する支援を行ってまいりました。 【鉄道】 安全・安定輸送を行うための設備の維持修繕等に対して支援 (9月・11月補正予算額 104,011 千円) 【バス・タクシー】 感染防止対策の徹底と経営支援 (6月補正予算額 307,360 千円) バス：10 万円/台 タクシー：2 万円/台 回復基調の弱い高速乗合バスの利用促進・収益力強化に係る取組を支援 (11月補正予算額 76,500 千円) ・今後も状況に応じた支援を行ってまいります。 ・公共交通事業者に対しては、「指定地方公共機関」として、感染拡大期においても社会機能維持のため運行継続が要請されています。 企画振興部_交通政策課交通企画係（2020年12月28日） ② 県では①のとおり、交通事業者に対して一定の支援を行っており、社員個人に対する給付は事業者で検討いただきたいと考えております。 企画振興部_交通政策課交通企画係（2020年12月28日） ③ 乗務員全体へのPCR検査実施は誤陽性等の可能性を考慮し、県としては推進しておりません。状況に応じた対応をしてまいります。 ・11月補正予算において、県バス協会に対し高速乗合バス路線に関する広報への支援を行いました。 ・今後とも事業者や協会と協力し、利用者に対する広報啓発を行ってまいります。 企画振興部_交通政策課交通企画係（2020年12月28日） ④ 貸切バスについては、国のGotoキャンペーンなどとも合わせ、観光部を中心に以下のとおり支援を行ってまいりました。 感染防止対策の徹底と経営支援 (6月補正予算額 307,360 千円)						

	した。マスクや消毒液など感染予防に必要な物資の確保、感染防護策への支援、乗務員へのPCR検査の実施、さらに交通事業者と連携し感染対策の強化を行い、県民に対して利用して頂けるよう働きかけられたい。 ④ 団体旅行や学校行事延期などによって貸切バスの稼働率はほぼゼロとなっていました。貸切バスは単に旅行の輸送のみならず、去年の台風 19 号災害ではボランティア輸送、鉄道の代替輸送を行い、さらにはイベント時におけるシャトルバスとして交通渋滞対策としても極めて多面的な輸送をしています。この間、車検や整備を先延ばし経費削減に努め、貸切バス乗務員を路線バスに乗務変更を行い、なんとか維持しているのが現状です。今後、学校行事や観光振興、イベント、災害時の緊急輸送には欠かせない交通手段であることから、事業継続のためにも支援策を講じられたい。 ⑤ 新型コロナウイルスの感染が終息を見通せない状況で、今後さらに交通事業者の経営悪化となります。これまでの休業補償によって雇用を維持してきましたが、稼働がない分の手当などの支給がほぼない状況から離職者もでています。12 月までとされている雇用調整助成金のさらなる延長と、交通事業者に対しての減免措置策を講じられたい。	バス：10 万円/台タクシー：2 万円/台 観光の需要喚起による事業者支援（6 月補正予算額 49,440 千円） 修学旅行バス追加借上げに対する支援（9 月補正 223,190 千円） ・今後とも状況に応じた支援を行ってまいります。 産業労働部_労働雇用課雇用対策係（2020 年 12 月 28 日） ⑤ 雇用調整助成金の特例措置の延長については、県の独自要望として、また、全国知事会を通じて、これまで度々国に要望してきているところであり、令和 3 年 2 月末までの延長が決定しています。3 月以降について、国は、「感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていい」くこととしていますが、県として、経済・雇用情勢の動向を見極めながら、雇用調整助成金の特例措置の更なる延長も含めて、必要な措置を講ずるなど国に求めてまいります。
144	17、リニア中央新幹線への対応の強化	建設部
145	（1）リニアバレー構想実現に向けた継続的な支援 リニア中央新幹線開業に向け、新駅へのアクセス道路の整備やスマートインターチェンジの整備が進んでいます。長野県におかれては、これまでも「リニアバレー構想」の実現に向け、国や関係市町村、各種団体と連携し、諸事業を推進されているところですが、今後におきましても、継続した支援をお願いします。	建設部_リニア整備推進局（2020 年 12 月 28 日） リニア中央新幹線の整備効果を、伊那谷だけでなく広く県内に波及させることが、本県の発展につながることから、県では、平成 26 年 3 月に、リニア開業を見据えた地域づくりの指針として「リニア活用基本構想」を策定するとともに、平成 28 年 2 月には、伊那谷の目指す将来像を描いた「リニアバレー構想」を策定し、取組を進めているところです。 県としては、関係市町村や経済界など多様な主体とも連携し、「リニアバレー構想」の実現に向けた取組を進めていくとともに、国の支援も受けながら関連道路の整備なども着実に推進してまいります。
146	（2）リニア中央新幹線の開通に向けた周辺地域の整備 リニア中央新幹線の開通に向けた周辺地域の整備については、長野県や南信州広域連合、飯田市などが中心となって検討されていると認識していますが、駅周辺住民にとっては自分の生活する地域の姿が大きく変わることから、不安を感じている方も多いのではないのでしょうか。住民説明会も複数回にわたって行われているところではありますが、大きな事業であるだけに住民の理解	建設部_リニア整備推進局（2020 年 12 月 28 日） リニア開業を見据えた今後の地域づくりについては、飯田下伊那地域だけではなく県全体の課題でもあることから、上伊那・南信州・木曽地域の市町村や住民の皆様方と一緒に、取組を進めているところです。 また、「リニア事業の推進には、地域の理解と協力が不可欠」との考えに基づき、地域の皆様の様々な不安や要望をお聞きし、その声を JR 東海に対して、トップ会談など様々な機会を通じて伝えております。 県としては、今後も JR 東海には、地域の皆様への丁寧な説明と誠実な対応を強く求めていくとともに、

	を丁寧に得ながら進めて行く必要があると考えます。また、リニアを今後の地域づくりにつなげていくためにも、地元の住民の協力は欠かせません。 長野県におかれては、ＪＲ東海や飯田下伊那の市町村と連携し、住民に寄り添った事業として取り組まれない。	市町村をはじめ地域の皆様方と協力しながら、調整を進めていきます。
147	（３）リニア新幹線工期内竣工の推進 リニア中央新幹線は、東京～名古屋間が 2027 年に開業予定となっている。すでに県内でも工事が始まっているが、今回のコロナ危機によって全区間の半数の区域で工事が中断しており、今後の見通しが立てられない状況となっている。他県では、一部の自治体が環境問題をめぐってＪＲ東海側と対立し、さらに工期が遅れ 2027 年に開業できるかギリギリの状況である。県内でも、環境アセス（工事車両含む）も考慮した工事エリア周辺の自治体とＪＲ東海との協議は重要であるとする。県としても、現状を踏まえたうえで引き続きＪＲ東海との協議を進められたい。	建設部_リニア整備推進局、環境部_環境政策課（2020 年 12 月 28 日） 県では、平成 26 年 3 月 20 日付けで、リニア中央新幹線に係る環境影響評価準備書に対する知事意見をＪＲ東海に提出しており、この意見の中で、工事計画が具体化した時点で、発生土置き場の環境調査及び個別水源への影響や工事用車両の運行に伴う環境保全措置などについての報告を求めています。 報告内容については、環境影響評価技術委員会における審議、住民や市町村の意見を踏まえてＪＲ東海に環境保全の見地から必要な助言を行っています。また、市町村が開催する対策協議会、関係市町村長とＪＲ東海幹部との意見交換会、知事とＪＲ東海社長とのトップ会談などの機会を通じて、リニア建設工事に関する地域の皆様の不安や懸念の声を定期的にＪＲ東海に伝えてきております。 引き続き、リニア建設工事に伴う環境への負荷が極力低減されるよう適切に対応していくとともに、ＪＲ東海や関係市町村とも十分に連携し、建設工事が円滑に進展するよう、積極的な取組を進めてまいります。
148	（４）リニア新幹線建設促進 リニア中央新幹線の開業は、交通の利便性向上や経済の活性化、交流人口の拡大など、地域の発展に大きく寄与することが期待されることから、計画を更に進め、予定通り運航開始するようＪＲ東海へ働きかけられたい。	建設部
149	18. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し	県民文化部
150	（１）男女共同参画施策 女性だからこの仕事をやっておけばいい、男性はこういう仕事もできるという意識（バイアス）が男女ともに根底に根付いており、特に長野県ではそうした傾向が顕著に見受けられると考えられる。男女双方に意識改革が必要だと感じるが、県として実施している具体的な対策があればお示しいただきたい。	県民文化部 ○ 昨年度実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果によると、「男は仕事、女は家庭という性別によって役割を固定する考え方」に、「賛成」「どちらかといえば賛成」とする割合は 20.6%であり、前回調査（H26）の 37.5%から大幅に減少したものの、性別や年代によって大きな差があるなど、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っています。 また、世の中の各分野における男女平等感に関する問いでは、「職場」を「男女平等である」とする割合は 17.6%にとどまっています。 ○ 県では、男女共同参画推進県民大会（一般県民向け）や女性活躍推進セミナー（企業等経営層向け）の開催、男女共同参画センターが実施する各種セミナー等を通じて、ジェンダーバイアスの払拭に向けて取り組むほか、連合長野を含む 17 団体で構成する「長野県女性活躍推進会議」を設置し、県内企業等における女性の活躍や働き方改革などに関する課題の整理や推進方策等について協議を行い、各団体での共通の取組につなげるよう取り組んでいるところです。
151	（２）男女共同参画の改善 キャリアアップや女性管理職を求める声は多いものの、そうした声をバックアップするような職場環境には十分に繋がっていないため、働き甲斐の不安を感じるた	県民文化部 ○ 女性のキャリアアップを支援する職場環境改善に関する主な取組として、「働く女性のキャリア形成支援事業補助金」事業と「女性の活躍推進企業知事表彰」事業を実施しています。

	め積極的に昇進しようとしなない女性が多いのではないかと考えます。そうした環境を改善していくために長野県として実施を進めている施策（奨励金制度や優良企業公表等）は実施・検討されているかお示しいただきたい。	【働く女性のキャリアアップ形成支援補助金】（R 2 ～） 県内の中小事業者が雇用する女性のキャリア形成を目的とする研修の参加に要する経費の一部を補助金として交付 ➤補助対象者 県内に本社又は主たる事業所を有する常用労働者 300 人以下の事業者 ➤補助対象経費 ・研修に参加する際の受講料、教材費 ・自らの事業所内等で企画・実施する研修に要する講師謝金・旅費、教材費 ➤補助額 ・補助対象経費の 2 分の 1 以内で、研修 1 件につき 30,000 円を上限。（女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合は 40,000 円を上限） ・ 1 事業者につき研修 2 件まで ➤実績（R2.12.7 現在） ・申請 1 件（承認済み） 【女性の活躍推進企業知事表彰】（H29～） 女性の登用や職域拡大及び働きやすい職場環境づくりに積極的な取組を行う法人、その他の団体を表彰 ➤受賞企業 H29：シナノケンシ(株)、エムケー精工(株)、(株)デンソーエアクル、吉田工業(株) H30：(株)長野銀行 R 1：オルガン針(株)、信州大学、セイコーエプソン(株)、(株)前田製作所 ➤表彰基準 ① 女性の登用や職域拡大、能力開発を積極的に推進していること ② その他女性活躍のための取組を行っていること（女性の活躍推進のための組織の設置、女性社員間のネットワークづくり等） ③ 働きやすい職場環境づくりの取組を行っていること
151	（２）男女共同参画の改善 キャリアアップや女性管理職を求める声は多いものの、そうした声をバックアップするような職場環境には十分に繋がっていないため、働き甲斐の不安を感じるため積極的に昇進しようとしなない女性が多いのではないかと考えます。そうした環境を改善していくために長野県として実施を進めている施策（奨励金制度や優良企業公表等）は実施・検討されているかお示しいただきたい。	産業労働部 ※ 県の取組については、県民文化部（人権・男女共同参画課）から回答（参考） 現在検討中の「職場いきいきアドバンスカンパニー制度」の拡充において、女性管理職の比率などを認証要件として新たに位置付けることを予定
152	1 9、地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備	選挙管理委員会
153	（１）議会改革の拡充 近年、政治に対して無関心な方が増えていると認識しています。身近な政治の舞台である長野県議会が、より県民にとってわかりやすい、開かれたものとなること	議会事務局（回答なし）

	が、県民の政治への関心を高める一助になるのではないのでしょうか。長野県議会におかれては、これまでも、長野県議会基本条例を制定し、議会改革に取り組まれてきたところと認識しておりますが、県民へのわかりやすさという点では、一問一答方式を積極的に取り入れることが必要ではないのでしょうか。長野県議会基本条例制定時のパブリックコメントでも、「質問議員の判断により、方式は定めないこととしている」との回答がありましたが、現在も同様の状況であれば、一問一答方式を積極的に取り入れていただくようお願いします。	
154	(2) 若年層の投票促進 I. 投票率向上と政治意識向上の推進 H27、H31 の長野県議選は投票率が 50%を下回り、年々低下傾向にある。 年齢別投票率は 25 歳未満が 30%以下、60 歳以上が 60%以上となっており、これからの時代を担う若年層は政治への関心が低い。 実際、若年層が投票に行ったとしても人口の差を埋めることは難しいが、投票率を上げ、政治への関心や責任感を持たせない事には、若者向けの政策（少子化、子育て、授業料の支援など）がでることはない。 そのため、政治に関わる必要性と、時代を担う責任意識を持つことの重要性について、教育時間を増やして頂きたい。また、情報発信の際は、平易な言葉を使用する事や発信ツールを選択するなど、若者に向けた発信を意識した方法を講じられたい。 また、国政に限らず地方議員のなり手不足も問題である。無投票選挙ばかりか、定員割れの市町村まであり看過できない状況である。投票率を上げるのも大切ですが、働くものの立場を理解し、政治へ反映させてくれる若手立候補者の育成対策にも力を注いでもらいたい。	議会事務局（回答なし） 教育委員会_学びの改革支援課高校教育指導係（2020 年 12 月 28 日） 長野県教育委員会は、平成 27 年に長野県選挙管理委員会との間で連携協定を結び、模擬投票や出前講座等を通じて高校生の選挙啓発に努めております。 現代社会や政治経済などの授業や、総務省・文部科学省が発行する『私たちが拓く日本の未来』を活用した主権者教育は全ての学校で行われています。 令和元年度は 6 校で、早稲田大学マニフェスト研究所・信濃毎日新聞社と「マニフェストスイッチ」（公約集を項目別に整理した新聞紙面、松本工業高等学校・松本県ヶ丘高等学校生徒が紙面作成に協力）を読んで模擬投票を実施しました。それ以外にも、長野県選挙管理委員会と連携した選挙出前講座を高等学校 9 校、特別支援学校 8 校で実施するなど、全部で 32 校が外部団体と連携した学習を行いました。 また、教員を対象にした研修「中高公民の授業づくり～主権者教育の視点を意識した授業づくり～」を実施しました。 新しい学習指導要領においても高校生段階での主権者教育の重要性について述べられています。今後も様々な機会を通じて子どもたちへの働きかけを行い、投票率や政治意識が向上していくよう努めてまいります。
154	(2) 若年層の投票促進 I. 投票率向上と政治意識向上の推進 H27,H31 の長野県議選は投票率が 50%を下回り、年々低下傾向にある。 年齢別投票率は 25 歳未満が 30%以下、60 歳以上が 60%以上となっており、これからの時代を担う若年層は政治への関心が低い。 実際、若年層が投票に行ったとしても人口の差を埋めることは難しいが、投票率を上げ、政治への関心や責任感を持たせない事には、若者向けの政策（少子化、子育て	選挙管理委委員会_市町村課選挙係（2020 年 12 月 28 日） 若者の投票行動に促す啓発活動については、「③ 若年層の投票率向上のための選挙啓発」の部分と合わせて、回答します。

	て、授業料の支援など）ができることはない。 そのため、政治に関わる必要性と、時代を担う責任意識を持つことの重要性について、教育時間を増やして頂きたい。また、情報発信の際は、平易な言葉を使用する事や発信ツールを選択するなど、若者に向けた発信を意識した方法を講じられたい。 また、国政に限らず地方議員のなり手不足も問題である。無投票選挙ばかりか、定員割れの市町村まであり看過できない状況である。投票率を上げるのも大切ですが、働くものの立場を理解し、政治へ反映させてくれる若手立候補者の育成対策にも力を注いでもらいたい。	
155	Ⅱ．投票しやすい環境整備と主権者教育の推進 例年、若者の政治への関心が薄れていく中で大事な選挙への投票数の減少が多いため、投票会場の改善や政治教育等の改善を市町村と連携し実施されたい。	企画振興部（回答なし） 教育委員会（回答なし） 選挙管理委員会（回答なし）
156	Ⅲ．若年層の投票率向上のための選挙啓発 近年、国政、地方を問わず各選挙での投票率が非常に低くなっています。特に若年層の投票率が低い点については、若年層の政治離れの現れでもあり、憂慮すべき問題です。これまでも選挙の啓発については、長野県においても、また各市町村においても実施されているところと認識しておりますが、投票率を上げるためには特効薬がないのが現状ではないでしょうか。 今後も、選挙啓発にご尽力いただき、特に選挙権を得る高校３年生の生徒たちに向けて積極的に呼びかけをいただきますようお願いします。	選挙管理委委員会_市町村課選挙係（2020 年 12 月 28 日） 県選挙管理委員会では、投票率が長期にわたり低落傾向にあること、20 代前半の投票率が他の年齢層に比べて低いことなどを踏まえ、選挙時においては若者に向けた発信を意識して YouTube への動画広告、インターネットへのバナー広告、コンビニレジ画面広告等を活用した投票の呼びかけに取り組んできたところで す。 また、将来を担う子ども達の主権者教育がより重要と捉え、平成 27 年からは選挙権年齢引き下げの動きを契機として教育委員会等と連携して高等学校等において、模擬投票等を行う選挙出前授業を実施しております。今後とも市町村選挙管理委員会や、県教育委員会、高校や大学などの教育機関等と十分連携を図り、若者が政治や選挙について関心を持ってもらえるような、効果的な啓発に取り組んでまいります。
157	20、地方分権改革の推進	企画振興部
158	（１）「しあわせ信州創造プラン2.0」の実効性 「しあわせ信州創造プラン 2.0」における地域計画では、各地域の特性や現状と課題を整理されています。長野県は広大な県土を持ち、地域ごとに多様な文化や特性を持つ、という特徴を良く捉えた計画であると認識しています。 この計画に基づき、実効性のある取り組みを進めていくためには、地域振興局の果たす役割が非常に大きく、地域振興局と市町村、地元住民との連携が必要不可欠です。地域振興局職員は、それぞれのお立場で地域を理解し、地域の発展のために尽力されているところであると認識しておりますが、より地域と連携していくためには、地域住民の一員として住民の自治活動にも参加するといった手段が考えられないでしょうか。	企画振興部_地域振興課地域連携支援係（2020 年 12 月 28 日） 地域振興局は、地域における身近な現地機関として、市町村や企業、団体等、地域の様々な主体と連携・協働して取組を進めています。このため、職員が積極的に地域に関わっていくことは、こうした取組を進める上で有益であると考えています。 長野県では、職員が「学びと自治の実践者」として、地域に飛び出し、地域や社会に貢献する活動に積極的に参加するとともに、活動から得た「学び」を県政に活かす取組を応援するため、平成 30 年度に「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」を創設し、職員の実例紹介などを通じて、職員の副業（兼業）を支援しているところです。この制度の普及啓発を通じて、更なる職員の資質向上と質の高い行政サービスの実現に取り組んでまいるとともに、地域振興局をはじめとする県職員が積極的に地域に関わることを推進してまいります。

	長野県として、職員の皆さまが地域住民として地域に関わることを後押しする仕組みができないか、検討されたい。	
158	(1)「しあわせ信州創造プラン 2.0」の実効性 「しあわせ信州創造プラン 2.0」における地域計画では、各地域の特性や現状と課題を整理されています。長野県は広大な県土を持ち、地域ごとに多様な文化や特性を持つ、という特徴を良く捉えた計画であると認識しています。 この計画に基づき、実効性のある取り組みを進めていくためには、地域振興局の果たす役割が非常に大きく、地域振興局と市町村、地元住民との連携が必要不可欠です。地域振興局職員は、それぞれのお立場で地域を理解し、地域の発展のために尽力されているところであると認識しておりますが、より地域と連携していくためには、地域住民の一員として住民の自治活動にも参加するといった手段が考えられないでしょうか。 長野県として、職員の皆さまが地域住民として地域に関わることを後押しする仕組みができないか、検討されたい。	総務部_コンプライアンス・行政経営課、企画振興部_地域振興課（2020 年 12 月 28 日） 地域振興局は、地域における身近な現地機関として、市町村や企業、団体等、地域の様々な主体と連携・協働して取組を進めています。このため、職員が積極的に地域に関わっていくことは、こうした取組を進める上で有益であると考えています。 長野県では、職員が「学びと自治の実践者」として、地域に飛び出し、地域や社会に貢献する活動に積極的に参加するとともに、活動から得た「学び」を県政に活かす取組を応援するため、平成 30 年度に「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」を創設し、職員の事例紹介などを通じて、職員の副業（兼業）を支援しているところです。この制度の普及啓発を通じて、更なる職員の資質向上と質の高い行政サービスの実現に取り組んでまいるとともに、地域振興局をはじめとする県職員が積極的に地域に関わることを推進してまいります。
159	2 1. 地方行財政の確立	企画振興部
160	(1) マイナンバー制度の充実 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「特別定額給付金」のオンライン申請において、マイナンバーカードがクローズアップされました。また、現在もマイナポイント事業に向けてマイナンバーカードの取得をされる方が増えているように感じます。今後、銀行口座の紐づけや、健康保険証や運転免許証との統合が行われるといった報道もされており、今後の展開に注目しています。 ただ、特別定額給付金のオンライン申請ではシステム遅延や重複申請などの問題も散見されており、システムそのものの増強や見直しも必要ではないかと考えます。 マイナンバーシステムの増強等に向け、県としても国へ働きかけられたい。	企画振興部_情報政策課電子自治体係（2020 年 12 月 28 日） 特別定額給付金など、マイナンバーカードを利用したオンライン申請においては、マイナンバーカードとマイナンバーカードを利用するための暗証番号が必要ですが、オンライン申請が開始された今年 5 月には、暗証番号を失念した方による再設定等の処理が急増し、関係するシステムの処理遅延が発生しました。 これを受け、システムを運営する地方公共団体情報システム機構が、システムの能力増強等を実施しています。 また、マイナンバーと住民基本台帳データの紐づけが行われていなかったため、給付金を受け取れる世帯主以外からの申請など、申請内容の不備の確認作業に時間を要するなどの問題が生じました。 県としては、本年 10 月に設置された全国知事会デジタル社会推進本部を通じ、マイナンバーの利用範囲についてセキュリティ確保等を図りつつ、更なる住民サービスの提供が進むよう、その拡大を図るなど、マイナンバー制度の抜本的改善を要望したところです。